

旧朝鮮の神社跡地調査とその検討

—全羅南道，和順郡を中心に—

津田良樹

TSUDA Yoshiki

(COE調査研究協力者)

中島三千男

NAKAJIMA Michio

(事業推進担当者)

金花子

KIM Hwaja

(歴史民俗資料科学研究科博士後期課程)

川村武史

KAWAMURA Takeshi

(工学部建築学科)

はじめに

本稿は2005年8月4日～13日にかけて行われた旧朝鮮全羅南道（現韓国）に建てられた神社・神祠跡地の調査とその検討である。

神奈川大学21世紀COEプログラムの第3班「環境と景観の資料化と体系化」の海外神社跡地グループは、初年度の旧樺太（現ロシア南サハリン地区⁽¹⁾）、2年度の旧南洋群島のサイパン支庁（現北マリアナ諸島連邦）及びパラオ支庁（現パラオ共和国⁽²⁾）に続いて、3年度目は旧朝鮮を対象として調査を行った。

とくに、今回は旧朝鮮の中でも神社数では全羅北道の11社に続いて2番目に多い10社が建てられ、神祠（簡便な神祇奉斎施設、詳しくは後述）数では249社と、2位の黄海道の155社を押さえて圧倒的な数を誇る、全羅南道を調査対象地と定めた。また、とくにこの全羅南道でも、神祠の調査では農村的色彩の強い和順郡に絞って行った。

私たちが調査に訪れた8月は、15日の光復節を前に、韓国のマスコミは連日、日本の小泉首相の靖国神社参拝問題について報じていた。また、韓国の盧武鉉政権が進めている「歴史清算（見直し・整理）」の一環として、5月には「親日反民族行為真相究明委員会」が法律に基づく独立機関として設置され、日本の植民地支配に積極的に加担した朝鮮（韓国）人の「過ち」を究明するための活動を開始していた。そして、何よりもこの年は「太平洋戦争終結60周年」の年であった。

また、こういう時期的なことだけではなく、私たちが訪れた全羅南道、和順郡という地域は日本との関係では特別な地域であった。いうまでもなく、全羅南道の道都・光州は1919年の三・一独立運動と並んで朝鮮人の抗日独立運動の二大運動の一つとされる「光州抗日学生事件」の発祥地であった

(1929・昭和4年11月3日の明治節の日に光州で起きた朝鮮人学生と日本人学生の衝突を契機に朝鮮全土の学生たちに広がった、抗日運動)。また和順郡は、三・一独立運動の宣言書に署名した33人の一人で、西大門刑務所で獄死した、梁漢默のゆかりの地でもあった(和順邑の南山公園〈旧神明神祠跡地〉には追慕碑が建つ)。あるいは、もっと遡れば、この全羅南道地域は豊臣秀吉の朝鮮出兵(1591年、壬申倭乱)の時、陸上では多くの義兵が活躍した地域であり、海上では亀甲船を駆使して日本水軍と戦った李舜臣が活躍した場所であった。私たちは公園や辻々で抗日義兵や抗日運動を称える石碑を見ることが出来たし、私たちが訪れた、全ての小学校で李舜臣の銅像を見ることが出来た。

こうした、微妙な時期・微妙な地域に、日本の植民地支配のシンボルとも言うべき、神社跡地の調査に出かけたのであるから、相当な緊張を強いられた調査であった。もちろん、私たちは調査・聞き取りにあたっては、最初に、調査の学術的意義を説明してとりかかった。しかし、それでも最初の緊張も解け、調査・聞き取りも順調に終わった思っていた矢先に、日本人調査者には、わからないように通訳にあたってくれた金花子氏に、そっと「ところで、この調査の本当の目的は何か」、あるいは、「日本はまた神社を再建しようとしているのではないか」と耳打ちしてきた韓国人は一人や二人ではなかった。

また私(中島)自身、突然の訪問にも関わらず、神社跡地の調査に長時間立ち会ってくれた、日本語を巧みに話す年配の方から、調査も無事終了して肩を並べて一緒に帰る途中、「韓国人にとって神社は恨みの象徴です」とボソッと言われた事は今でも耳に残っている。

他方で、こうした植民地支配や神社に対しての、韓国人の厳しい反応とは対極的に、私たちの調査に対しては非常に献身的に協力してくれたという思いがある。殊に和順郡内の神祠跡地の同定にあたっては、現地の人案内は不可欠であったが、小高い山の、もう何年も何十年も足を踏み入れた事のない、雑草や雑木に覆われた跡地を、老齢で不自由な体をおして探し出し、案内してくれた。

そうじて、日本の植民地支配に対する厳しい批判と他方で私たちの調査に対する献身的な協力、この複雑な二つの側面を感じさせられた調査であった。⁽³⁾

さて、このようにして行われた旧朝鮮全羅南道、和順郡の神社・神祠跡地調査であったが、大きな成果をあげる事ができた。とくに、和順郡内の13の神祠跡地の調査・聞き取りを全て行う事ができたことである。次にみるように朝鮮の海外神社研究は急速な発展を見せているのであるが、一つの郡に焦点をあて、悉皆的に神祠の調査を行ったのは私たちが初めてのことであった。

さて、本稿はこのような特徴を持つ、調査とその検討であるが、第I章においてまず、旧朝鮮における神社創立全体に関する研究史と実態・歴史を追い、第II章においては、今回我々が調査対象地域とした、全羅南道及び和順郡における神社創立の実態と歴史を追い、以下、第III章においては現地調査を行なった個別神社及び神祠の往時の様相とその後の変様について分析を行い、第IV章では往時の神社及び神祠の具体像を解明する。最後に資料編として、今回われわれが全羅南道、和順郡において調査した神社・神祠の基礎的データ・現状図・復原図・写真を掲載する。

I 旧朝鮮における神社の創立について

1 研究史⁽⁴⁾

朝鮮を含む海外神社の研究は1930年代に入って小笠原省三の『海外の神社』(1933年)⁽⁵⁾、小山文雄の『神社と朝鮮』(1934年)⁽⁶⁾、岩下傳四郎の『大陸神社大観』(1941年)⁽⁷⁾、近藤喜博の『海外神社の史的研究』(1943年)⁽⁸⁾等、神道界や総督府・内務省と関係があり、海外神社を積極的に維持発展させるという実践的立場からの研究が始まった。

戦後も、1960年代前半までは小笠原省三の『海外神社史 上巻』(1953年)⁽⁹⁾や岡田米夫の研究など⁽¹⁰⁾、基本的にはこの立場にたった人たちの研究が細々と行われたが(戦後・海外神社研究の第一段階)、1960年代後半から70年代前半にかけてこの研究状況は大きく転換する。

すなわち、海外神社が、日本の植民地支配や皇民化政策との関連で、それを批判的に捉える立場から精力的に研究の対象として取り上げられるようになった(戦後・海外神社研究の第二段階)⁽¹¹⁾。この転換を主導したのが中濃教篤の『近代日本の宗教と政治』(1968年)⁽¹²⁾、同『天皇制国家と植民地伝道』(1976年)⁽¹³⁾である。中濃の仕事は海外神社の皇民化政策において果たした役割を明らかにしただけではなく、近代日本の仏教、キリスト教、教派神道等が国家神道による抑圧の犠牲者としてのみ捉えられていた視角を、植民地・アジアの視角を入れることによって、それらの宗教のいわゆる「加害責任」、「戦争責任」の問題を浮かびあがらせた、画期的なものであった。

また、この視点からの研究の理論水準を一気に高めたのが千葉正士の「東亜支配イデオロギーとしての神社政策」(1970年)⁽¹⁴⁾である。千葉は海外神社の中でも海外移住者、居留民が建てた神社を「居留民設置神社」、台湾神社や朝鮮神宮のように、日本政府が、当該地における「総鎮守」として、現地人の「教化」をも含めた役割を持たせて建てた神社を「政府設置神社」と名づけた。さらに、ファシズム期になると、政府が「居留民設置神社」の中からいくつかの神社を抜き出して、これに官国幣社の社格を与えた神社を「政府列格神社」と名づけた。こうして、「外地」には、総鎮守としての政府設置神社—政府列格神社—居留民設置神社という海外神社の「ヒエラルキー的序列」がつくられ、「宗教的支配体制の整備がこころみられた」としている。

こうした研究を受けて、藤谷俊雄(『国家神道の本質』, 1969年)⁽¹⁵⁾や村上重良(『国家神道』, 1970年)⁽¹⁶⁾の国家神道に関する概説書にも、海外神社がきちんと位置づけられるようになった。

こうした流れは、1970年代後半から80年代にかけて一層発展し、特に朝鮮についての個別研究が始まっていった。欄木寿男の「朝鮮総督府の神社政策」(1976年)、同「朝鮮総督府の神社政策(二)」(1977年)⁽¹⁷⁾であり、阿部俊二の「日本統治下朝鮮における神社政策の展開」(1978年)⁽¹⁸⁾である。さらに、神社を含む仏教、キリスト教等の日本の宗教の朝鮮植民地支配の実態を明らかにした、韓哲曦の研究(『日本の朝鮮支配と宗教政策』, 1988年)⁽¹⁹⁾も出された。

戦前に始まった海外神社の研究は、今見たように、1960年代後半から70年代にかけてその分析視角を大きく転換させたが、1990年代に入ると、また新しい分析視角が出されるようになり、今日に至る新たな段階(戦後・海外神社研究の第三段階)に突入していく。

すなわち、この時期、確かに一方では、第二段階の問題意識を受け継いで、朝鮮における海外神社の問題を、より個別的、実証的に明らかにする研究が、青野正明(「朝鮮総督府の神社政策—1930年

代を中心に－」⁽²⁰⁾、山口公一（「戦時期朝鮮総督府の神社政策—国民運動を中心に－」（1998年）、同「植民地朝鮮における神社政策—1930年代を中心に－」⁽²¹⁾）らによって行われるが、他方、何と云ってもこの時期の研究を特徴づけるのは、第二段階の問題意識、即ち日本の植民地政策、あるいは皇民化政策の一環としての海外神社研究、もっと言えば、日本政府や朝鮮総督府の朝鮮人支配、同化政策の一環としての海外神社研究という枠組を基本的に容認するか、或いは批判するかは別にしても、その枠組みの狭さを克服し、より多様な視点からアプローチしようというものである。

例えば、栗田英二の仕事（「植民地下朝鮮における神明神祠と<ただの神祠>」⁽²²⁾（1994年）は、これまでの研究が主に「神社」の研究に限られていたのを、初めて神祠に焦点をあてたという分析対象の新鮮さばかりではなく、海外神社の意味を朝鮮人にとってではなく、朝鮮に進出していった、日本人（居留民）にとってどんな意味をもっていたのか考察した論文であるし、またその事によって国家の意志と民衆意識のズレに着目した論文である。また菅浩二の仕事（『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神社と祭神—」⁽²³⁾（2004年）は宗教学（神道学）の立場から主に海外神社の祭神の問題に焦点をあて、それを日本の神道教義（理論）の発展の問題として考察したものである。

こうした、この時期の研究視角の多様性・拡大という特徴を最も衝撃的に表したのが、青井哲人の仕事（『植民地神社と帝国日本』⁽²⁴⁾、2005年）である。青井は建築学の立場から、海外神社を初めて、その地の環境や景観と関わらせて、とりわけ都市計画（改造）の中の重要な柱として位置づける研究を行い、従来の人文・社会科学中心の研究視野を一気に拡大した⁽²⁵⁾。

以上、海外神社の研究を概観してきたが、これを踏まえた場合、本稿（調査）は次の二つの点で新鮮さをもっていると言えよう。一つは、先に栗田英二の仕事を紹介した時に触れたが、これまでの「神社」中心の研究ではなく、最も広く、そして深く朝鮮人の中に入り込んでいった「神祠」の研究であると言う事である。管見の限りでは、これまで、神祠の研究としては、栗田氏の全羅南道巨文島の日本人移住地に建てられた巨文島神祠の研究、それに青野氏の全羅南道の順天郡に建てられた二つの神祠についての研究だけであり、その意味で、一つの地域（和順郡）に焦点をあて、そこに建てられた13の神祠を網羅的に対象とした、初めての研究であるということである。もう一つは、これまでの海外神社研究で全く行われてこなかった、海外神社の跡地を、即ち海外神社の1945年8月15日以降の歴史を、全体から言えば限られた数であるが、全羅南道という限られた地域を対象にして行った、初めての研究であるということである⁽²⁶⁾。

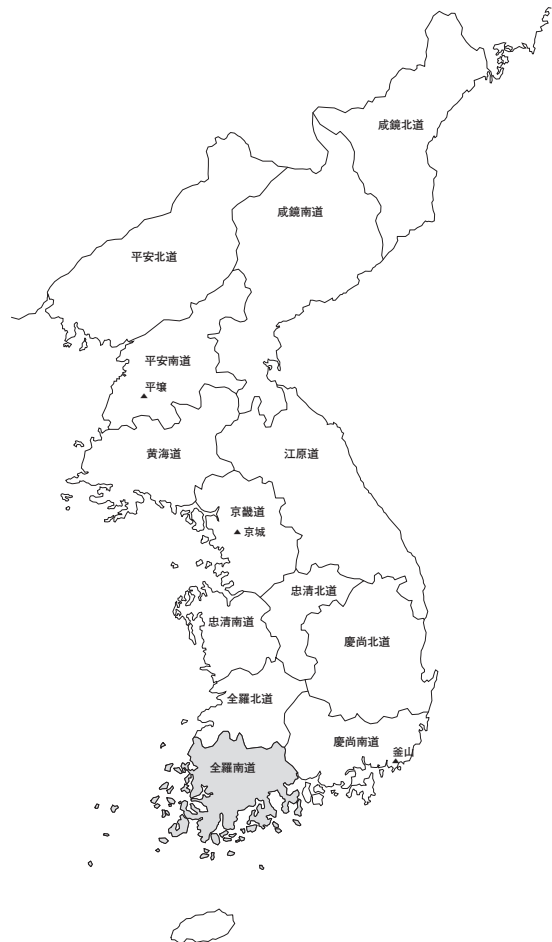


図1 朝鮮半島図

2 旧朝鮮における神社の創立について

まず、日本の統治下、旧朝鮮において建てられた神社について、表1～3を参考にしながら概観しておこう。⁽²⁷⁾表1は朝鮮に建てられた神社を道別に見たものであるが全部で82社が建てられている。この数は海外神社の中では、旧満州の243社、樺太の128社について、3番目に多い数である。因みに第4位は台湾の68社である。朝鮮や台湾の日本の植民地における地位を考えた場合、この3位とか4位という数字はやや意外に感じられるであろう。このギャップを埋めるのが、同表中にある神祠といわれるものの存在である。神祠といわれるものは、神社として認可されるには、本殿や拝殿、あるいは社務所や手水鉢、さらには鳥居などの施設を完備する必要があったが、そこまでいかず、最低限の例えば本殿と鳥居を持つ、簡便な神祇奉斎施設を指す。神社とは区別されたこの施設は台湾でも社(祠)と称されて存在していた。この神祠とか社とか呼ばれるものは、「形式上」、神社とは区別されていた

表1 朝鮮における道別・社格別神社一覧

	神 社							神祠	合計
	官幣社	国幣社	道供進社	府共進社	邑供進社	(無)	小計		
咸鏡北道	0	0	1	2	2	2	7	28	35
咸鏡南道	0	1	0	1	0	1	3	27	30
平安北道	0	0	1	0	0	7	8	74	82
平安南道	0	1	0	1	0	0	2	30	32
黄海道	0	0	1	0	0	3	4	161	165
江原道	0	1	0	0	1	3	5	47	52
京畿道	1	1	2	1	1	1	7	142	149
忠清北道	0	0	1	0	1	2	4	29	33
忠清南道	1	0	1	0	4	3	9	33	42
慶尚北道	0	1	1	0	1	3	6	72	78
慶尚南道	0	1	1	1	2	1	6	43	49
全羅北道	0	1	0	1	4	5	11	26	37
全羅南道	0	1	0	1	2	6	10	255	265
合 計	2	8	9	8	18	37	82	967	1049

* 神社については佐藤弘毅「戦前の海外神社一覧—朝鮮・関東州・満州国・中華民国—」(『神社本庁 教学研究所紀要』第3号, 1998年2月), 神祠については同「終戦前の海外神社一覧」(藺田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』付編, 吉川弘文館, 2004年)をもとに作成。

表2 朝鮮における道別・創立(許可)年代別神社一覧

	咸鏡北道	咸鏡南道	平安北道	平安南道	黄海道	江原道	京畿道	忠清北道	忠清南道	慶尚北道	慶尚南道	全羅北道	全羅南道	合計
1916~20	3	2	3	2	1	1	5	0	2	1	6	6	3	35
1921~25	1	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	2	0	8
1926~30	0	0	1	0	0	0	0	0	3	2	0	0	1	7
1931~35	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
1936~40	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4	8
1941~45	2	1	4	0	1	2	2	2	2	1	0	1	2	20
(不明)	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
合 計	7	3	8	2	4	5	7	4	9	6	6	11	10	82

* 佐藤弘毅「戦前の海外神社一覧—朝鮮・関東州・満州国・中華民国—」(『神社本庁 教学研究所紀要』第3号, 1998年2月)より作成。神社の創立とは、総督府によって、その神社が公認(許可)される事をいう。朝鮮においては「神社寺院規則」(1915年)の規定により、そのことが始まった。

表3 朝鮮における道別・創立（許可）年代別神祠一覧

	咸鏡北道	咸鏡南道	平安北道	平安南道	黄海道	江原道	京畿道	忠清北道	忠清南道	慶尚北道	慶尚南道	全羅北道	全羅南道	合計
1917~20	1	6	7	2	2	1	6	3	7	7	5	3	0	50
1921~25	2	1	6	0	2	7	10	6	5	10	5	5	9	68
1926~30	4	3	6	1	8	7	9	6	9	15	12	4	6	90
1931~35	4	7	9	8	9	7	13	1	3	14	11	6	9	101
1936~40	9	7	13	12	13	17	38	3	7	11	6	4	221	361
1941~45	8	3	33	7	127	8	66	10	2	15	4	4	10	297
合計	28	27	74	30	161	47	142	29	33	72	43	26	255	967

* 佐藤弘毅「終戦前の海外神社一覧」（藺田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』付編，吉川弘文館，2004年）をもとに作成。

が、実態としては神社と同じ機能を果たしており、海外神社の問題を考える場合はこの神祠（社）を含めた形で考える必要がある。

こうした、立場に立った場合、表1の如く、朝鮮には82の神社の他に、967社の神祠が建てられており、この数を合わせると、全部で1,049社となり、地域別神社数で見ると満州を抜いて、第1位の地位（全海外神社の57%）に踊り出る。台湾でも116の社（祠）が建てられており、併せると184社となり、満州に次いで第3位の地位を占める。

次に、このように多くの神社がどのような歴史過程を経て建てられていったのかを、表2、表3を参照しながら概観しておこう。

朝鮮半島ではすでに近世から小祠が建てられていた。1678（延宝6）年、倭館を龍頭山麓に移した時、対馬藩主の宗義真が金刀比羅神社を建立した。この神社は近代に入り、1891（明治24）年居留地神社と改称、さらに1900年には龍頭山神社と称した（後の国幣小社龍頭山神社）。また、近代以降、日本人の朝鮮半島進出に伴い、1882（明治15）年の元山の神宮遥拝所（後、府供進社元山神社）や1890（明治23）年の仁川の神宮遥拝所（後の仁川大神宮、さらに道供進社仁川神社）のように小祠や神宮遥拝所が居留民等によって次々に建てられていった。

日露戦争後、韓国は日本の支配下に置かれ、1906（明治39）年に韓国統監府が設置されるが、早くも同年11月「宗教宣布に関する規則」が出され、韓国で活動していた日本人宗教者への監督がなされるようになった。さらに、1910（明治43）年の韓国併合により、朝鮮総督府が置かれると、1911年に寺刹令が出され、さらに1915（大正4）年には「布教規則」が出されて（「宗教の宣布に関する規則」は廃止）、キリスト教や新宗教をも含んだ全宗教に対する統制権を総督府が持つようになった。

他方、神社については、この「布教規則」と同時に、1915（大正4）年、「神社寺院規則」が出され、ここに朝鮮における神社制度が発足した。この規則により、1916年には17社、17年には12社が創立を許可（公認）されるなど、表2のように「1916年～20年」にかけて35の神社が創立を許可されている。但し、この35という数字は、この期間に35もの神社が建てられたというわけではなく、これ以前に、例えば先に見た、龍頭山や元山、さらには仁川のように、居留民たちによって、すでに1916年以前に建てられていた（計13社、『大陸神社大観』46頁）、各地の神社・神祠や神宮遥拝所が、この期間に一斉に神社としての、創立許可（公認）申請をして認められたという神社を含んだ数字である。

また、1917（大正6）年3月には、先に見たように、「神祠に関する件」を出して、設備の整った神社を建てるのが出来ない場合でも、将来設備の整った神社に発展させる事を見込んで、それを神

祠として許可し、総督府が把握する体制をつくった。

さらに、1919（大正8）年7月に朝鮮半島の総鎮守である、官幣大社朝鮮神社が創立・列格された。祭神には天照大神と明治天皇が祀られた。翌年から工事が始まり、鎮座予定の25（大正14）年6月には朝鮮神宮と改称、10月に鎮座した。

このように、朝鮮においては、1910年代後半以降に神社の整備が進み、また、それに伴って1920年代半ば頃から、キリスト教系学校生徒の神社参拝問題が起こり始めたが、20年代はまだそれ程、強圧的なものではなかった。

ところが、1931年の満州事変以降、学校生徒への神社参拝強要は厳しいものになり、36（昭和11）年には参拝を拒否する学校は廃校にする方針が決められた。こうした中で神社政策も大きく展開していく。35年日本「内地」で「国体明徴」が叫ばれた時期、朝鮮においても宇垣総督の下で、農村振興運動＝「心田開発」運動が開始され、この中で神社を政策的に利用することが積極的に行われるようになった。そして、36年8月、一連の神社改正が行われた。

まず、①これまで朝鮮において官社は朝鮮神宮の1社しかなかったが、国幣社に関する府令が定められ、「一道一國幣社」の設置方針に基づき、国幣社が次々に創り出されていった（居留民設置神社の列格）。まず、36年に京城神社と龍頭山神社が列格され、以降45年6月まで大邱、平壤、光州、江原、全州、咸鏡の各神社が列格した（結局13道の内、8道の設置に終わる）。

②官国幣社以外の神社（民社）に道・府（市）・邑（町）・面（村）より、神饌幣帛料を供進できる府令・告示を出し、道供進社、府供進社、邑供進社という朝鮮独自の社格を制定した。

③神社法令がこれまで「神社寺院規則」という形で、朝鮮に進出した内地仏教と同じ法令で処理されていたのを廃し、あらたに「神社規則」という神社に関する単独の府令を出すことによって、宗教とは異なる、国家の宗祀としての神社の位置づけを明確にした。

さらに日中戦争の開始とともに、内地においては国民精神総動員運動が始まり、1938年には国家総動員法が公布されるが、朝鮮も本格的な大陸兵站基地化体制に突入し、「皇民化政策」が本格化していく。この中で、キリスト教系学校の神社参拝問題は、教会そのものの神社への参拝強要へと発展し、ついに38年9月、最後まで抵抗を続けていた長老会も神社参拝決議を出さざるを得なかった。

また、神社政策も38年9月、新たに「一面一神社設置」と護国神社設置が打ち出された。この一面一神社政策は、現実には一面一神祠という形で展開していくが、表2の朝鮮における「1936年～1940年」、「1941年～1945年」の神社の急増、表3に見られる如く、同時期の神祠の爆発的増加はその表れである。

護国神社についても朝鮮における特別志願兵制（陸軍＝1938年、海軍＝1943年）や徴兵制（1942年公表、1944年施行）の実施をにらんで、京城と羅南という朝鮮の二個師団の各司令部所在地に京城護国神社（1943年10月）と羅南護国神社（1944年10月）が建てられた。さらに、総督府は「紀元二千六百年記念」事業として、百済の旧都、忠清南道扶余の地に応神天皇、齊明天皇、天智天皇、神功皇后を奉祀する官幣大社扶余神宮創設を企画し、39年6月創立された。しかし、これは39年からの5ヵ年計画で、43年には鎮座する予定であったが、結局未鎮座に終わった。

なお、朝鮮に建てられた「神社」の祭神で最も多いのは天照大神（69社）であり、ついで、明治天皇（18社）、国魂大神（18社）がこれに次ぐ。また、複数の祭神を持つ場合の組合せとして最も多い

のは天照大神・国魂大神の組合せが18社と最も多く、天照大神・明治天皇の組合せが16社と続く。い
 ずれにしても朝鮮の神社は天照大神、明治天皇、国魂大神の3神を中心としたものである。⁽²⁸⁾

II 全羅南道及び和順郡における神社・神祠の創立について

1 全羅南道における神社・神祠の創立

[全羅南道]

全羅南道は朝鮮半島南西部に位置し、西は黄海に面し、北は険峻なる蘆嶺連脈（小白山系の一脈）を挟んで全羅北道、東は小白山系及び蟾津江を以って慶尚南道と接し、南には多島海・済州海峡を挟んで済州島がある。本道東北部は山岳が重畳し、地形やや峻嶒であるが、西南部は丘陵・平野があい連なり、河川も縦横に流れて地味が肥沃、頗る天恵に富んでいる。この地味と朝鮮で最も温暖な気候（概



図2 全羅南道図（■印は神社の所在地を示す。）

ね日本の東京に相似する）により、特に木浦湾に注ぐ、榮山江流域に属する羅州、松汀里、鶴橋の三大平野は、全羅北道の湖南平野とともに韓国屈指の穀倉地帯を形成している。因みに1920年代後半の時期であるが、耕地面積、農業従事者の数において、全朝鮮中第2位、米、綿（陸地綿）の生産高は第1位、麦は第2位を占めていた。

また、本道の西南西、及び南南東の両縁辺を形成する沿岸は多島沿岸と称されるリアス式海岸であり、その海岸線総延長は6,100kmにも達し、実に全朝鮮海岸線延長の約32%を占める。またその海上に碁布羅列する大小の島嶼はその数約1,700余島（内、約4分の3は無人島）にして朝鮮全島嶼数の約60%と半分以上を占め、多島海と総称される。こうした、地形により、同じく1920年代後半の統計であるが、水産業従事者数は全道で第1位、漁獲高は慶尚南道に次いで第2位、海苔は第1位の地位を占めていた。

行政的には、1910年の日本統治の開始期には一府（木浦）28郡（248面）であり、総人口は約165万人、内日本人約1万2千人であった。土地調査事業の進捗に伴い1913（大正2）年～1917（大正6）年にかけて行政区の統廃合が行われ、1928（昭和3）年段階では1府1島（済州島）21郡（268面3,068町洞里）となり、さらに1935（昭和10）年段階では光州府が加わり2府1島21郡となった。この時期、総人口は約250万人で、この25年間に約100万人の増加を見せ、また日本人は約4万5千人と4倍近い伸びを示した。日本人の比率は全体では2%弱であったが、木浦府や光州府のような大都会では木浦約6万人、光州約5万5千人の人口に対し日本人はそれぞれ約9千人、約8千人とそれぞれ

約15%を占めていた。道の中心地は光州府⁽²⁹⁾である。

[全羅南道における神社と神祠]

表4は全羅南道における神社一覧である。全部で10社建てられているが、国幣小社1（光州神社）、府供進社1（松島神社）、邑供進社2（順天神社、羅州神社）、その他6社である。

創立年代で見ると、1910年代、即ち日本が韓国を併合した直後に建てられ、創立を認可された神社は3社、松島神社、光州神社、東山神社である。

この内、光州神社の由緒は、「1912年（大正元）年8月の伊勢神宮遙拝所として設立」されたものであること、そして東山神社の由緒は「明治天皇の御大葬遙拝所跡」と書かれている（表4の「その他欄」）。この、「1912年（大正元）年8月の伊勢神宮遙拝所」と「明治天皇の御大葬遙拝所」とは、全く同性格のものである。1912（大正元）年8月に明治天皇の大葬が行われ、海外居住の日本人は伊勢神宮あるいは大葬場（京都泉涌寺）に向かって遙拝したのである。海外神社の創立にあたって、天皇の葬儀（大葬）や即位（大典）が一つの画期になっていることは、各地域に共通している⁽³⁰⁾。

1920年代には榮山浦神社1社、1930年代の後半から1940年代前半に残りの6社が建てられている。府・郡別で見ると羅州郡2、木浦府、光州府、長城郡、高興郡、順天郡、麗水郡、光山郡、潭陽郡の各1の計9府・郡に過ぎず、朝鮮全土で神社創立数が二番目に多い全羅南道でも、半数以上の14島・郡に神社が建てられなかったのである。

これら、神社が建てられた地域は、いずれも全羅南道における政治的・経済的中心地で、人口も多く特に日本人が多数居住している地域であった。全羅南道の道都光州府（国幣小社光州神社）は、1935年段階では全羅南道で第2の人口（5万4千人）を占め、日本人人口も8千人とこれも第2位の位置を占めていた。木浦府（松島神社）は、日清戦後に日本の圧力により開港せられてより、日露戦争、さらに韓国併合、鉄道の開通（湖南線）等を経て、貿易、商工業都市として急速に発展し、開港当初、僅かに千人足らずの人口は、松島神社が創立せられた1916（大正5）年には約1万3千人、日本人も4,600人を数え、1935年段階では人口6万人、日本人9千人といずれも全羅南道では第1位の地位を占めていた。

この他、唯一、郡に2つの神社があった羅州郡の場合、羅州邑（邑供進社羅州神社）はかつて光州に中心が移るまで、全羅南道の政治的中心地であり（1935年段階、日本人人口962人）、もう一つの榮山浦邑（榮山浦神社）は木浦に注ぐ、榮山江の船が遡上してくる最終地点であり、羅州平野の物資の集散・交易の中心地であった（同、1,052人）。この他麗水邑（麗水神社、同、2,879人）、順天邑（順天神社、同1,538人）、松汀邑（松汀神社、同1,149人）ばかりでなく、程度の差こそあれ、神社が建てられた地はそれぞれの郡の中心地として（邑）、また商業の中心地として日本人が多く居住している地域であった⁽³¹⁾。

ただ、一つ例外があった。それは、小鹿島神社である。この神社が建てられた高興郡錦山面は高興郡の政治的中心地でもなく、また経済的中心地でもない。これは、1916（大正5）年朝鮮総督府によって建てられたハンセン病の強制隔離施設、小鹿島慈恵医院（1934年小鹿島更生園と改称）に建てられた神社であった（詳しくは次章「小鹿島神社」の項参照⁽³²⁾）。

さて、先に見たように、全羅南道の中で、神社が建てられた郡は半数にも満たなかったが、これを補ったものが神祠であった。表5は全羅南道における郡島別・（設立許可）年代別神祠数である。年

表4 全羅南道における神社一覧

	神社名	鎮座地	祭神名	創立年等	例祭日	社殿等	境内地	氏子戸数等	職員等	その他
1	府供進社 松島神社	木浦府松島町	天照大神	1916 (大正5年) 5月3日	4月10日 10月2日	神 殿 2.2 拝 殿 36 中 殿 6 社務所 10 手水舎 1.5 神饌所 2	4,975	氏子区域 木浦府 一円 氏子戸数 14,924 氏子数 68,419人	社司 高橋 貢 社掌 児玉良夫 ◇ 岩下彦熊	
2	国幣小社 光州神社	光州府州亀岡町	天照大神 国魂大神	1917 (大正6年) 5月1日 列格年 1941 (昭和16年) 10月1日	10月15日	神 殿 9.75 拝 殿 33.167 幣 殿 12 両翼舎 8.75 社務所 102.266 神饌所 12 神 門 8 祭器庫 12	18,758.3	氏子区域 光州府 一円 氏子戸数 12,947 氏子数 64,520人	宮司 齋藤重彦 禰宜 中島堯文 主典 櫻田角郎 ◇ 松岡安三 ◇ 上野宗広 ◇ 肥後元成 ◇ 岩倉 至 ◇ 杉岡義三	由緒 1912(大正元 年)8月伊勢 神宮遙拝所と して設立
3	東山神社	長城郡長城面 寿山里	明治天皇 昭憲皇太后	1917 (大正6年) 5月18日	4月15日	神 殿 2.88 拝 殿 8 神饌所 2	7,700	氏子区域 長城郡 一円 氏子戸数 18,307 氏子数 93,999人	社掌 近藤常雄 ◇ 井口林士 ◇ 宮城常夫	由緒 明治天皇御 大葬遙拝所 跡
4	栄山浦神社	羅州郡栄山浦邑	天照大神	1929 (昭和4年) 7月10日	4月15日 10月15日	神 殿 3 拝 殿 12 社務所 15.5	721	氏子区域 羅州郡 一円 氏子戸数 29,468 氏子数 155,977人	社掌 森下丑太郎 ◇ 高橋種夫 ◇ 原田菊市	
5	小鹿島神社	高興郡錦山面	天照大神	1936 (昭和11年) 5月13日	5月28日	神 殿 1.39 拝 殿 7.05 社務所 16 祭器庫 5	1,380	氏子区域 小鹿島 一円 氏子戸数 2,166 氏子数 18,567人	社掌 横田信幸	
6	邑供進社 順天神社	順天郡順天邑	天照大神	1937 (昭和12年) 2月11日	10月15日	神 殿 1.99 拝 殿 13.12 幣 殿 5 社務所 32.56	3,549	氏子区域 順天邑 一円 氏子戸数 5,578 氏子数 26,338人	社司 有田 暢 社掌 有田清隆 ◇ 有田暢興 ◇ 櫻野典太郎	
7	邑供進社 羅州神社	羅州郡羅州邑	天照大神 明治天皇	1937 (昭和12年) 9月8日	10月16日	神 殿 1.5 拝 殿 13.33 社務所 37.25 神饌所 1.08	2,543	氏子区域 羅州邑 一円 氏子戸数 3,066 氏子数 15,048人	社司 羽田野仁 社掌 伊藤萬吉 ◇ 橋本賢三	
8	麗水神社	麗水郡麗水邑	天照大神 国魂大神 明治天皇 事代主命 大物主命 崇徳天皇 須佐男命	1939 (昭和14年) 8月15日	10月20日	本 殿 3 拝 殿 19 社務所 25 神饌所 3.75	777.2	氏子区域 麗水郡 一円 氏子戸数 7,462 氏子数 37,176人	社掌 中平安治 ◇ 渡邊 章 ◇ 藤川鉄夫	
9	松汀神社	光山郡松汀邑	天照大神	1941 (昭和16年) 4月17日 鎮座年 1922 (大正11年) 11月25日	10月11日	神 殿 1.25 拝 殿 6 社務所 32.75 神饌所 4	10,878	氏子区域 松汀邑 一円 氏子戸数 2,545 氏子数 12,565人	社掌 青山俊文雄 ◇ 上野祖顕	承認年 1940(昭和15 年)8月28日 備考 神明神祠を廃 止 出願人 大塚與平外 53名
10	潭陽神社	潭陽郡潭陽邑		1944 (昭和19年) 9月5日						出願人 中原炳暉外 51名

* 佐藤弘毅「戦前の海外神社一覧—朝鮮・関東州・満州国・中華民国—」(『神社本庁 教学研究所紀要』第3号, 1998年2月)より作成。

表5 全羅南道における郡島別・年代別神祠一覧

	務安	羅州	和順	麗水	靈光	潭陽	高興	海南	順天	寶城	光山	谷城	長城	康津	長興	靈岩	咸平	莞島	光陽	珍島	求禮	済州	(不明)	合計	
1917~20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1921~25	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	9
1926~30	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
1931~35	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	9	
1936~40	20	15	11	8	7	11	11	13	13	9	10	11	11	7	8	10	8	8	7	6	6	11	0	221	
1941~45	0	0	2	1	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	10	
合計	20	16	14	12	13	13	13	13	13	11	12	11	11	9	9	11	9	9	8	7	7	13	1	255	
面の数	20	18	13	10	12	12	13	13	13	12	12	11	12	9	9	11	9	9	8	7	7	13		253	

* 佐藤弘毅「終戦前の海外神社一覧」(蘭田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』付編, 吉川弘文館, 2004年)をもとに作成。面の数は『昭和十年朝鮮国勢調査報告 道編 第5巻 全羅南道』朝鮮総督府, 1937年8月)に拠った。但し, 佐藤の表には, 「靈巖郡」の2神祠, 「求靈郡」の1神祠, 「光州郡」の1神祠が書き上げられているが, これらは, それぞれ「靈岩郡」, 「求禮郡」, 「光山郡」の中に入れた。

代で見ると先に朝鮮全体で見たように1936年~1940年が圧倒的に多く, また全羅南道の場合, ほぼ面の数と神祠の数が一致しており, 1面1神祠が実現している事がわかる。⁽³³⁾

2 和順郡における神祠の創立

[和順郡]

和順郡は全羅南道の中央部に位置し, 面積は786.23km²で, 全羅南道の22の郡・島中第4位の広さをもった郡である。人口は1935年段階で, 約10万人と郡内の中位であるが, 内, 日本人の数は490人で下から5番目と少ない。東は谷城郡・順天郡, 西は羅州郡, 南は長興郡・寶城郡, 北は光山郡・潭陽郡・谷城郡と接する。郡庁所在地は和順邑である(図2参照)。

小白山脈の支脈にある, 無等山(1,187m)を主峰に400mから900mの9つの山に囲まれ, 西の方の河川流域を除けば殆んどは海拔高度400mから900mの山地にあり, 従って全体面積の74%が林野という, 比較的峻嶮な内陸山間地帯である。河川は梨陽面桂棠山で発源した綾州川が北西方向に流れ, 東面乾池山(472m)から発源し, 南西に流れ込む和順川と綾州面で合流し砥石川となって羅州郡に流れ込み榮山江に合流する。流域には肥えた綾州平野が形成されて, 農産物の中心地となす。

もう一つの川は和順郡の東部, 百牙山の北側で発源し, 多くの支流を集めて, 南に流れて同福川となり, その流域に小規模の同福平野を成す。この川は寶城江と合流しながら最後は蟾津江に合流する。

気候は内陸山間地域だから全羅南道地域では年平均気温が一番低い。年平均気温13.8℃, 1月平均気温0.1℃, 8月平均気温26.3℃, 年間降水量1,130mm(2001年度)である。

1920年代後半の統計であるが, 職業別人口では, 農林, 牧畜業で85%を占める。農業では, 耕地面積の内, 田6割8分, 畑3割2部の割合で, 自作小作地の割合は4割5分と5割5分, 農家戸数では52%が小作, 自作兼小作は39%で, 主要作物は米穀, 綿花, 大裸麦, 豆類, 大麻, その他果菜類, 薬草木で, 特に米穀, 綿花が主要なものである。

また, 同じく1920年代後半の統計であるが, 宗教事情の内, 全羅南道全体の朝鮮人信徒数に限ってみれば, 「宗教類似団体」と「耶蘇教」が約1万3千人, 仏教が約5千人, 神道が140人となっており, キリスト教信者が目立っているが, 和順郡でも朝鮮人全信徒数480人の内, 「耶蘇教」が416人, 教会寺院数では合計24の内, 教会が14と過半数をしめ, キリスト教の影響が強い地域である事を窺わせる。⁽³⁴⁾

[和順郡の神祠]

表6は和順郡に建てられた神祠の一覧表である。和順郡は1940年段階では13の面があったが、その全ての面に神祠が建てられていた。時期としては、郡の役所があり、和順郡の政治・経済の中心であった和順面に1930年に建てられたものを除けば、全て1939年4社、1940年7社、1941年2社と1940年を挟む3年間に建てられており、先に見た朝鮮全体・全羅南道全体の傾向と一致する。

また、注目して欲しいのは、在住日本人の数である。先に見た都市部に建てられた神社は、それなりの日本人居住者の存在が前提となって、つまり彼等の積極的・主体的な願望と協力が前提となって建てられているわけであるが、和順郡の神祠で見ると、同様な傾向が窺われるのは和順面の神祠とせいぜい東面の神祠（ここには、炭鉱があり、比較的日本人の居住者が多かった）ぐらいであり、とくに13面の内、半数以上の8面で、日本人の居住者が20人を割っていたという事である。つまり、駐在所の巡査、朝鮮人子弟のための公立普通学校の校長（教員）、あるいは商売（万屋）人といった限られた人及びその家族だけが日本人である



図3 和順郡図（●は旧面事務所，■は神祠の所在地を示す）

表6 和順郡における神祠一覧

神祠名	祭神	鎮座地	設立許可年	総代長	総人口	内、日本人の数
神明神祠	天照大神	和順面郷廳里	1930(昭和5年)7月2日	呉憲昌	13,239	207
神明神祠	天照大神・明治天皇	梨陽面梨陽里	1939(昭和14年)2月25日	安鐘日	9,183	31
神明神祠	天照大神・明治天皇	同福面漆井里	1939(昭和14年)2月25日	呉建基	8,059	27
神明神祠	天照大神・明治天皇	綾州面蠶亭里	1939(昭和14年)2月25日	朱基俊	7,003	56
神明神祠	天照大神・明治天皇	東面壯東里	1939(昭和14年)3月4日	呂奎洪	9,982	101
神明神祠	天照大神・明治天皇	南面沙坪里	1940(昭和15年)3月7日	宗旭會	8,418	9
神明神祠	天照大神・明治天皇	清豊面東里山	1940(昭和15年)3月7日	曹永熙	5,194	4
神明神祠	天照大神・明治天皇	春陽面石亭里	1940(昭和15年)10月5日	奇昌燮	6,898	6
神明神祠	天照大神・明治天皇	道岩面源泉里	1940(昭和15年)11月7日	朴濟相	7,389	8
神明神祠	天照大神・明治天皇	寒泉面金田里	1940(昭和15年)11月7日	宣貴錫	4,830	5
神明神祠	天照大神・明治天皇	二西面野砂里	1940(昭和15年)11月7日	金常洙	7,376	17
神祠		道谷面	1941(昭和16年)3月24日	梁會善	8,420	13
神祠		北面	1941(昭和16年)3月24日	朴倫杓	9,758	6

* 「神祠名」「鎮座地」「設立許可年」は佐藤弘毅「終戦前の海外神社一覧」(園田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』付編, 吉川弘文館、2004年)を、「祭神」は岩下傳四郎『大陸神社大鑑』(大陸神道連盟1941年)をもとに作成。また、「総代長」(出願者・崇敬者)は青井哲人「(資料編)表4 朝鮮における神社・神祠の創立・廃止・移転など一覽」(『神社造営よりみた日本植民地の環境変容に関する研究』, 京都大学博士学位論文, 2000年3月)及び『和順郡誌』(和順郡誌編纂委員会, 1980年10月)に、「総人口」「内、日本人の数」は『昭和十年朝鮮国勢調査報告 道編 第5巻 全羅南道』(朝鮮総督府, 1937年8月)にそれぞれ拠った。尚, 注63参照。

という所に多くの神祠が建てられているのである。あるいは、日本人の比較的多い和順面や東面の神祠でも、神祠の設立を願い出た崇敬者総代の代表は日本人ではない。文献的にも、後に紹介する聞き取りにおいても、これらの人物は面長が多い（『和順郡誌』や聞き取りによって呉建基、曹永熙、奇昌燮、朴濟相、宣貴錫、梁會善の6人が、面長であったことが確認できている）。つまり、面の日本人が主導したというより、面（長）が上からの何らかの指示に基づいて、面民を動員して作ったものであるという事が推測できる。

こうして見ると、少なくとも和順郡でみる限り、神祠というのは、植民地に建てられた神社の中では、現地住民（朝鮮人）の同化（皇民化）という性質を最も強くもっていた神社であると言えよう。

この点と関連して前後するが、神祠の中に、神明神祠と「神祠」（神明神祠と区別されたものとしての神祠は以下「神祠」と表記する）というものがあることについて触れておこう。表6でも見られるように和順郡でも神明神祠が11、「神祠」が2となっている。神明神祠とは一般に「天照大神」を祀っている神祠とされている。確かに和順郡の神明神祠は全て天照大神を祀っており、とくに1939（昭和14）年以降は天照大神だけではなく明治天皇と併せ祀られているという点とともに、朝鮮全体の傾向と一致している⁽³⁵⁾。それでは「神祠」とは何か、この点についてこれまで神祠について、最もすぐれた研究を行っている栗田の見解を紹介しておこう⁽³⁶⁾。

栗田はまず、総督府によって創立が許可された神社・神祠の数を朝鮮総督府官報から抽出して年表をつくり、それに基づき、①神明神祠は「1939年から急増している、地域別に見るとその大半は全羅南道であり、同地域で一面一祠運動が積極的に実施されたことがわかる」としている。栗田の表によるとたしかに、1930年代でも年平均約15件に過ぎなかった神明神祠が、1939年に170社、40年に70社という具合に突如として急増している。次に②「神祠」は1940年に「突然のように出現し」、それと「関係するかのように神明神祠は1942年の1例を除いて姿を消している」としている。たしかに1939年までは「神祠」はわずかに8件しかない。それが、40年に46件、41年に162件、43年に60件、44年に26件と爆発的に設立が認可されている。他方、神明神祠は39年に170件、40年に70件と爆発的に増えたあと、41年は0件、そして42年には1件あるだけで、以後45年まで0件である。

こうした状況等を踏まえて、栗田はこの「神祠」について次のように推測している。すなわち、1940年以降に大量に「神祠」として登場してくる神社はもともと天照大神を祀っていない私的な神社で、稲荷や金刀比羅や恵比寿などの日本人の「うぶな信仰」、私的、神仏習合的な、非国家神道的な神を祀っていたものである。したがって、そうしたものを、「神祠」とは言え、総督府は公認することができない。こういう、方針で1940年ごろまで来たが、「国家非常事態」に際して、やむを得ず、あるいはためらいも無く、それらを、神明神祠とは区別しながらも「神祠」として総督府の公的な信仰の空間に取り込んだものである、としている。

しかし、この説は1940年以前に、「うぶな信仰」、私的、神仏習合的な、非国家神道的な神を祀った私的な神社が大量に存在していたという事を前提に、あるいは同じ事だが、1940年以降に大量に登場してくる「神祠」は日本人移住村やあるいは多くの日本人が住んでいる地域で建てられていた私的な神社であったという事が前提になる。

しかしながら、この前提は少なくとも和順郡では、成り立たないように思う。和順郡の2つの「神祠」が建てられた面の日本人の人口は1930年段階であるが、僅かに、13人（道谷面）と6人（北面）

であり、ここに1940年以前に、日本人によって私的な神社が建てられていたとは想像しにくい。また、「神祠」の設立を願い出た者は2人とも日本人ではなく、朝鮮人である（道谷面の梁會善は面長）。さらに、次章で見るように、聞き取りによれば、道谷面は個人（朝鮮人）の、北面は公立普通学校の持山を切り拓いて、面民や朝鮮人児童の労力を動員して新しく創ったもののようである。

こうして見ると、この神明神祠と「神祠」の違いの解明は、なお今後の課題であるように思う。

なお、この点、つまり和順郡の2つの「神祠」は全く新しく創られたものである事と関連して、じつは、この「神祠」ばかりではなく、和順郡内の神明神祠も次章で見る如く、その多くは、山を新しく切り拓いて、つまり今まで何もなかった所に創られているのである。この点で青野が指摘した事、つまり、神祠といわれるものが「(朝鮮人の)土着信仰の対象である祠を、強制的に神社化⁽³⁷⁾」したものであるという説は、間違いであるという指摘は、今回の我々の調査においても確認することが出来た。

Ⅲ 旧神社・神祠跡地調査

1 調査について

調査日程は以下の通りである。

2005年8月4日～13日，韓国全羅南道神社跡地調査日程

8月5日	和順郡梨陽面神明神祠 清豊面神明神祠
8月6日	春陽面神明神祠 道岩面神明神祠 綾州面神明神祠
8月7日	道谷面神祠 寒泉面神明神祠 和順面神明神祠
8月8日	和順面神明神祠 東面神明神祠 南面神明神祠 同福面神明神祠
8月9日	木浦市松島神社
8月10日	順天市順天神社
8月11日	光州市光州神社 羅州市羅州神社 高興郡小鹿島神社
8月12日	光州市光州神社 和順郡二西面神明神祠 北面神祠

神社については、場所等を同定することにさほど苦労はなかったが、和順郡の農村部の神祠については、場所を同定することも極めて困難であった。調査は和順郡役所文化観光課の沈洪燮氏の協力の⁽³⁸⁾もと、現地に入り、地元民から直接聞き取りにより場所の同定から始めねばならなかった。

調査内容は調査表にもとづく聞き取り（細目は調査表参照）、跡地の実測調査、景観等の写真撮影、戦前の地形図にもとづく地形および位置関係の確認等を中心に実施した。

以下に、各神社・神祠の調査結果を順次解説する。なお、掲載順は、神社は社格の順に、神祠は設立の順に掲載する。また、次章で、今回の調査で判明した諸点について検討したい。

2 調査した全羅南道の5つの神社について

1. 光州神社

全羅南道の道都である光州は、植民地時代には米・綿花などの集散地として商業が発達し、1912（大正元）年には居留日本人が3,000人をこすほどに増加していた。

光州神社は1912年8月、市街地西南の光州川の対岸、光州府亀岡町の小高い丘陵地の亀岡公園に伊勢神宮遥拝殿を設立したことに始まる。その後、1916（大正5）年8月神社創立を願⁽³⁹⁾い出た。大正6年5月3日の『朝鮮総督府官報 第一四二二號』によると「全羅南道光州郡光州面郷社里十八番地ニ光州神社創立ノ件下坂重行外二十九名ヨリ出願ニ付五月一日之ヲ許可セリ」とあり、大正6年5月1日附けで創立の許可が下りている。そして同年11月3日には、伊勢神宮より、天照大神を勧請し、鎮座祭⁽⁴⁰⁾を行っている。なお、祭神は天照大神と国魂大神であった。

光州神社が設立された地はもと山全体が郷校の土地であり、光州にとって重要な地であった。この山の地形が亀の形をしており、亀ヶ岡と呼ばれているが、もとは聖亀山と称された。亀の頭が光州市街に向いており、光州の伝説によれば、この亀が光州を守ってくれているため光州が繁栄しているとされ、この亀が去ってしまうとさびれるとのことで、亀の首に当たるところに聖居寺を建て、この寺によって亀が逃げ出さないよう押さえているから、光州が栄えているといわれてきた。ところが、伝説を無視するかの如く、亀ヶ岡の亀の甲羅に相当する部分に神社は建てられ、岩の塊でできている頭に相当する部分には忠魂碑が建てられた。

1917（大正6）年11月3日の鎮座祭⁽⁴¹⁾の写真によると、本殿（神殿）は1 m以上もありそうな高い基壇上に建つ。木階・高覧付の縁を回した、小規模な木造の切妻造平入で棟持柱を持った神明造である。拝殿は神殿に比べると比較的大きな建物で板壁の建物であったことがわかる。また、拝殿背面両端から、神殿を囲んで玉垣を廻らせていた。

大正6年測図の10,000分の1地形図「光州」によると北西方向から南東方向に流れる光州川が光州の中心地域と光州神社が設置された亀ヶ岡を分け、光州神社前で光州川は神社に遠ざかるように蛇行している。神社の参道にあわせるように光州橋は掛けられている。参道は曲がりくねりながら小高い広場に至っているように見える。地形図上には、社殿は小さな本殿と拝殿からなり本殿を玉垣で囲んでいるように描かれており、先の写真の様子を裏付けている。

光州神社は、1936（昭和11）年8月に道の供進社に指定され、道より神饌幣帛料を供進される。その後、紀元二千六百年祝典記念にあわせ大增改築が行なわれ、1941（昭和16）年10月1日国幣小社に列せられている。この大增改築は昭和12年12月に起工し、同15年10月1日完成した。総工費は30万円

余で、全羅南道の官民250万人によって組織される奉賛会によって集められたとしている。東京の小林建築設計事務所の設計で、東京社寺工務所と名古屋の宮大工伊藤平左衛門によって施工された⁽⁴²⁾。

工事は山を全面的に崩して、大改造が行なわれた。神社前で蛇行していた光州川を直行させ、それに掛かる光州橋を直進すると心々26尺の石造表鳥居の立つ石段下に至り、軽く折れ曲がり南西方向に石段を登ると、大きな広場になる。このあたりは、かつて曲がりくねりながら登る参道であったが、大規模な造成工事が行なわれたようだ。大きな広場では、戦勝記念のような全羅南道や光州府が主催する多人数が集まる行事のほとんどが行なわれた。また、広場南端部に社務所および齋館があった。広場中央を西に石段を登ると神門があり、神門をくぐると正面に社殿があった。

1940（昭和15）年に完成した光州神社の建物の様相は以下のものであった。神殿は桁行3間梁行3間ほどの9.75坪の規模で、木造素木造の入母屋造銅板葺である。幣殿は12坪で両下造の銅版葺。拝殿は桁行8間梁行4間ほどで33.167坪の入母屋造銅板葺であった。そして、これら3棟によって複合社殿を構成していた。さらに、拝殿両脇には神饌所（12坪）と祭器庫（12坪）を渡廊で繋いでいた。神門は三間一戸の八脚門で、両翼舎を備えていた。そのほか、脇神門・神庫（1.33坪）・表手水舎・脇手水舎・脇鳥居（心々12尺）・社號標・制札・燈籠・倉庫などがあつた⁽⁴³⁾。

普通学校生は、毎月8日および新年・天長節・紀元節・明治節に先生の引率のもと集団参拝が行なわれた。また、毎日参拝することを強制されるわけではなかったが、奨励されており、それを日記に書くとほめられたりしたという。毎年4月15日の光州神社春祭りは桜の季節で、全ての学校やお店も休んで祭りに参加した。当初は日本人の小学生が神輿を担いで小学校まで行き、一泊して翌日帰る行程で神輿の渡御を行っていたが、朝鮮人の学校も参加を勧められ、朝鮮人の学校でも神輿を担ぐようになった。祭りにはぎやかで、夜店が出店し、花火なども上げられ、人出でいっぱいになったという。相撲大会や剣道大会なども行なわれたようだ。

光復後、翌8月16日には神殿・拝殿が光州青年団によって壊された。その後、建物はなくなっても公園のようであったから、市民の朝の運動の場となっていた。

現在、かつての上・下2箇所⁽⁴⁴⁾の石段はそのまま残っている。大きな広場のもと社務所が建っていた位置に1979年「武珍会館」が、広場の北端には体育館が造られているが、広場の面影はよく残っている。社殿が建っていた上壇には、1963年に朝鮮戦争やパルチザン闘争で亡くなった人の慰霊碑が造られ、現在に至っている。

2. 松島神社

木浦は朝鮮南西部の港町である。植民地時代には日本に米・綿花を移出する貿易港として栄えた。木浦府松島町に所在した神社が松島神社である。

松島神社創立の趣意によると「我が木浦は開港以来年を閲すること十有四、在留同胞亦正に四千を以て数ふべく、市況年々盛んに、設備日に整ふと雖も憾むらくは未だ天祖の神霊を奉祀するの挙あらざることを。我等窃かに画龍点睛を缺くの憾なき能はざる也。」として、伊勢神宮から分霊を勧請し神社を創建することになったようだ。社殿は1910（明治43）年6月に起工し、10月に完成している。この間、神殿は2.3坪の神明造の総檜造松皮葺で、名古屋にて造られ、輸送されてきた。拝殿は6坪で、四方に縁をつけ、格子戸を建てこんだ瓦葺の建物。そのほか、11坪の平屋建瓦葺で内部に畳を敷

いた社務所が造られた。翌明治44年には創立委員の一人が宇治に参向して分霊を木浦丸にて4月11日に持ち帰り、遷宮式を執り行っている⁽⁴⁴⁾。その後、第一鳥居、石灯籠、石造高麗犬2対、神苑拡張などが行なわれ境内の充実が図られている。

1916（大正5）年5月5日の『朝鮮総督府官報 第一一二四號』によると「全羅南道木浦府松島町一番地ニ松島神社創立ノ件朝鮮総督府府尹橋本豊太郎ヨリ出願ニ付本月三日之ヲ許可セリ」あり、朝鮮総督府府尹橋本豊太郎から出願され、大正5年5月3日附けで神社創立が許可されていることが判明する。

1919（大正8）年に十年祭記念事業の一環として神殿の地上げ・石造鳥居・拝殿の改築などが行なわれ、拝殿は1922年に竣工した。境内地は国有地の無料借り入れとなっていた。

以降の沿革の詳細は不明であるが、1941（昭和16）年7月1日当時の様相は、神殿（2.2坪）・拝殿（38坪）・中殿（6坪）・社務所（10坪）・手水舎（1.5坪）神饌所（2坪）⁽⁴⁵⁾・境内地（4,975坪）である。神殿は規模からみて明治43年に造られたものであろう。

ほぼ南北と東西に走る道路の交差点に面して建てられた一の鳥居をくぐり、北東方向に途中踊り場を2箇所設けた長い石段を登りきり、左方向すなわち北北東に二の鳥居をくぐりさらに進むと三の鳥居に至る。三の鳥居の奥に拝殿、その背後に神殿が配されていた。神殿は南南西向きに建てられていたと思われる。社務所は神殿左前方に建っていた。この社務所は改造されているが、今も現存し住宅として使われている。

また、紀元二千六百年記念事業として、神社移転計画があったようだ。予定地は日本人が旭町と呼んでいたところの東傾斜地で、かつてロシアが持っていたのでロシア山と呼ばれた場所である。桜を植え込んだりしていたが、敗戦で実現できなかった。

参拝形式については、敗戦近くなってからは毎月8日および「大詔奉戴日」・12月8日（「宣戦の大詔」が出された日）などに集団参拝が行なわれた。朝の集団参拝には、6時までに神社に集まるようにといわれ、家を5時半ころでて神社に来ると、途中倉庫街で電灯もなく、普通学校生にとっては、とても怖い思いをしたという。参拝に際しては、手を洗い、口をすすいで参拝した。三大節などは学校で東方遥拝したという。

光復後、すぐに神社が壊されるようなことはなかったようだ。境内地には日本や満州からの引揚者がバラックを建てて住むようになり、少しの間でもあれば、すかさずバラックが建てられるような過密状態になると、社殿は取り壊され、バラックに取って代わられたようだ。社務所はそのまま利用可能であったから、そのまま使われ今も残っている。そのほか神社時代の施設では、神社の納屋に使われていた建物が残っているだけである。土地はもともと国有地を神社が借りていたもので、占拠者が払い下げを受け、そのままの形で定着することになった。そのため、もとの境内地一杯に余す余地なく家が立ち並び、現在は迷路状態と化している。

3. 順天神社

順天は全羅南道の東部、光陽湾に面する狭い平野に位置する商業都市である。郡の行政の中心でもあり郡廳が所在している。

順天神社は順天郡順天邑に所在した。その地は順天市街地の郡廳・警察署などが集中する中心地か

らほぼ南方1 kmほどの、西の方から山の尾根筋が舌状に張り出した丘の上に位置していた。1935（昭和10）年の順天邑の人口は21,938人、うち日本人は1,538人である⁽⁴⁶⁾。1937（昭和12）年2月6日の『朝鮮総督府官報 第三〇一二號』によれば「全羅南道順天郡順天邑ニ順天神社創立ノ件谷哲之助外五十二名ヨリ願出ニ付二月二日附之ヲ許可セリ」とあり、昭和12年2月2日附けで創立許可が下りている。出願の代表者は日本人の谷哲之助である。同年11月25日に神殿が完成し、12月8日に鎮座祭⁽⁴⁷⁾が執り行われた。引き続き工事は続けられ1940（昭和15）年11月にすべての工事が完成している。1941（昭和16）年4月、邑供進社に指定された。同年の氏子区域は順天邑一円とあり、氏子戸数は5,578戸、氏子数は26,338人である⁽⁴⁸⁾。1941年の氏子数が、1935年の人口を4,400人上回っており、この間人口が増えたとしても、氏子戸数・氏子数には朝鮮人・日本人などかまわずに、順天邑の総数を当てているようだ。

順天神社が設立された地はもと山であった。なだらかな東傾斜の山を切り開き、2壇のテラス状の平地を造成している。公道からほぼ西方向になだらかな斜路を経て下壇のテラス下に至る。下壇テラスに登る階段を上がると鳥居があり、鳥居をくぐると広場である。広場南端部に社務所があり、広場中央から上壇のテラスに登ると正面に拝殿、その背後に神殿が配されていたようだ。祭神は天照大神であった。1941（昭和16）年の神社の施設は、神殿（1.99坪）・拝殿（13.12坪）・幣殿（5坪）・社務所（32.56坪）⁽⁴⁹⁾・境内地3,549坪であった。

光復後、ある団体が神社を壊したという。その後、「順天の神社があったところには“帰還同胞村”ができて、南陽群島・中国・日本から帰ってきた韓国人達がずらりとバラックを建てて住んでいた」が、1957年6月にカトリック教会によって朝鮮戦争の孤児のための「順天聖信園」が建てられ、現在も子供のための福祉施設として使われている。下段のテラスの法面に園の中心建物が建てられるなど、地形が改変されているが、中心建物背後の庭がかつての広場にあたる。神社時代の建物としては、神社への参道入口付近にある神主の住宅が外観は改装されているが、唯一現存している。

4. 羅州神社

羅州は全羅南道榮山江中流の都市である。羅州平野が産する米・綿花などの農産物を背景に全羅南道の行政の中心地として栄えた。植民地時代には日本人地主による果樹園の経営も行われた。

羅州神社は、全羅南道羅州郡羅州邑南山に所在した。羅州神社が所在する地は羅州市街を取り巻く旧城壁上で、郡廳などがある街中心部の東方500mほどの、小高い丘の上に位置する。1935（昭和10）年の羅州邑の人口は15,839人、うち日本人は962人である⁽⁵⁰⁾。1941（昭和16）年の羅州神社の氏子区域は羅州邑一円で、氏子戸数は3,066戸、氏子数は15,048人である⁽⁵¹⁾。

1937（昭和12）年9月11日の『朝鮮総督府官報 第三一九九號』によると「全羅南道羅州郡羅州邑ニ羅州神社創立ノ件村上九平外六十九名ヨリ願出ニ付九月八日附之ヲ許可セリ」とあり、昭和12年9月8日附けで創立許可が下りている。出願代表者は日本人の村上九平であった。

祭神は天照大神と明治天皇であった。

神社が設立された場所は、もと八角形の亭子があった場所であるといわれている。小高くなった風光明媚な場所で、文人（儒者）がよく遊んだ東屋等があった地元では有名な場所だったのでなかろうか。神社が建てられた頃には石段は残ってはいたものの、亭子は既になかったと伝えられている。

その石段を利用してコンクリートで神社の階段は造られたといわれている。神社の建設費用は郡廳から出たようだ。工事も労働奉仕などはなく、建設業者に請け負わせて行なわれた。社殿は韓国の様式でなかったため日本の大工が施工したといわれている。1939（昭和14）年11月に邑供進社に指定された。1941年における神社は、2,543坪境内地に神殿（1.5坪）・拝殿（13.12坪）・社殿（37.25坪）・神饌所（1.05坪）で構成されていた。⁽⁵²⁾

神社は、小学校脇から一直線にほぼ南北に参道を設定している。神社設立以前の1918（大正7）年発行の一万分の一の地形図に、既にこの参道は記載されており、この参道は元の亭子の参道を利用したとみられる。参道を進むと2箇所の踊り場を持つ階段に至り、階段を登ると鳥居があり、それをくぐると広場であった。広場の社殿に向かって左手（北西部）に境内社稲荷社が祀られ、右手に手水鉢があった。広場中央を北に階段を登ると正面に拝殿があり、その背後に神殿が置かれていた。

国家的祝祭日には必ず参拝が行なわれたという。出征兵士がある場合も参拝が行なわれ、駅まで旗行列で送っていったが、戦争が熾烈になり、出征する人も多くなった1943・44（昭和18・19）年ごろからは、参拝を省略して駅に見送りに行くだけになったようだ。

光復後、しばらくの間社殿は壊されずに存在したが、徐々に部材がはずされ持ち去られるなどして、5年ほどのうちに、いつの間にやらなくなった。その後、跡地には壬申倭乱の際の義兵の將軍を祀る廟が造られた。その廟は20年くらい前に別の場所に移転され、現在は門1棟のみが残っている。この門は広場の神社時代に鳥居があった付近に建っている。また、神殿があったあたりには、現在亭が造られている。

5. 小鹿島神社

小鹿島は朝鮮半島の南端の高興半島の先に浮かぶ490万㎡ほどの小島である。もともとは170戸ほどの島民が住んでいたが、植民地時代初期の1916（大正5）年2月24日に島の6分の1ほどを強制買収して、ハンセン病患者を強制的に隔離する小鹿島慈恵医院が朝鮮総督府によって設立された。1933年には小鹿島慈恵医院拡張のために全島が買収され、1934年官制公布にともない小鹿島更生園と改称された。入所者は日本の植民地時代の強制隔離政策によって小鹿島更生園に強制隔離され、過酷な強制労働をはじめとする監禁、断種・墮胎の強要など種々の人権侵害をうけた。

小鹿島神社は1917（大正6）年8月29日長谷川朝鮮総督の勧請により旧官舎地帯に神祠を造ったことに始まる。⁽⁵³⁾ 小鹿島更生園の拡張工事にともない、場所を新官舎地帯に移し、昭和11年5月13日に小鹿島神社として創立許可が下りている。⁽⁵⁴⁾ 出願代表者は第4代園長周防正季であった。⁽⁵⁵⁾

小鹿島神社は極めて特殊な状況の下に造られた神社である。すなわち、小鹿島はハンセン病患者を強制的に隔離するための病棟が造られた島である。島全体を東の3分の1を官舎地帯、西の3分の2を病舎地帯とし、それらを有刺鉄線で区切り、その間は1本の道しかなく、その道には検問所が設けられ、武装した警備員が巡回するような場所であった。⁽⁵⁶⁾ その官舎地帯に神社（本社）は造られ、病舎地帯には分社が造られていた。

小鹿島神社の神殿・拝殿は鉄筋コンクリート造で、天照大神が祀られていた。1941（昭和16）年の神社の様相は1,380坪の境内地に、神殿（1.39坪）・拝殿（7.05坪）・社務所（16坪）・祭器庫（5坪）によって構成されていた。また、入所者居住地域に分社も造られていたが、分社の詳細は不明である。

氏子区域は小鹿島一円とあり、氏子戸数は2,166戸、氏子数は18,567人であった。⁽⁵⁷⁾

神社は前面道路より若干後退した位置から、北方に一の石段を設け、石段を登ると左手に祭器庫、北に進むと左手に社務所、さらに進むと二の石段である。二の石段を登ると正面に神明造風の拝殿があり、その奥に神明造の神殿が建っている。すなわち、神殿は南面して建っている。この島の人口の多くを占める入所者用には分社が設けられていたためか、大勢が集まれるような、広場らしき場所を持っていないのがこの神社の特徴であろう。社殿がなぜ鉄筋コンクリート造で造られたのかは不明である。

毎月1日と15日には神社参拝が義務とされていた。また、入所者同士の夫婦同居の前提として神社参拝が強要された。神社参拝を拒否した多くのカトリック教徒は拷問をうけるなど弾圧された忌わしい過去がある。

神殿・拝殿・祭器庫は開口部の建具等が無くなり、内部も壊されているが、骨格は現在も残っている。社務所は増改築がなされているようだが、今も居住用に使われている。この神社は韓国で唯一の現存している神社遺構であり、2000年に植民地時代の教育のため、民族屈辱の歴史建造物として全羅南道指定「文化財登録第71号」に指定されている。⁽⁵⁸⁾

3 和順郡全13の神明神祠・神祠について⁽⁵⁹⁾

6. 和順面神明神祠

和順面は、和順郡の北東寄りに位置している。和順郡の郡庁が面内に所在し、郡の中心的面である。1935（昭和10）年の和順面の総人口は13,239人で、和順郡で最も多い。在留日本人も最も多く207人である。⁽⁶⁰⁾

1930（昭和5）年7月7日の『朝鮮総督府官報 第一〇五二號』によると「全羅南道和順郡和順面郷廳里ニ神明神祠設立ノ件吳憲昌外二十四名ヨリ出願ニ付七月二日許可セリ」とあり、和順面の神明神祠は昭和5年7月2日に設立許可が下りている。これは和順郡のなかで設立された神祠の最も早い例である。崇敬者代表の吳憲昌は、当時親日派の金持ちで、戦後には道議員になった人物。和順面に日本人がたくさん住むようになって間もなく、日本人の主導のもとに神明神祠は設立されたようだ。神祠が造られた場所は、郡庁・面事務所・駐在所などが所在する郷庁里の中心部から、南方800mほどの独立した小高い山上である。この山は、もと個人所有の山で、弓道練習所があった場所である。山の北側すなわち街の中心部側の公道から石段・踊り場を繰り返しながら、南に向かって登ると小広場に至る。さらに進み、坂道を登ると広場であった。広場から鳥居をくぐり、階段を登ると神殿が建つテラスで、このテラスの奥に西向きに神殿は建っていた。

建設現場を見たG氏によると、神殿はあまり大きくなく、小規模なものであったという。神殿は郡の費用で韓国人大工に頼んで造られたという。設立後は郡庁が管理していたので、建設時も郡庁職員が工事を取り仕切ったのではないと思われる。

普通学校生は月一回くらいの割合いで、集団参拝したようだ。また、天長節など記念日には面長・面職員・駐在所長・面民らが全員参拝したという。出征兵士の見送りには、郡庁職員・邑職員・面職員は仕事を休んで必ず出席し、普通学校生などとともに、華やかに見送ったという。祝詞を唱えるなどの神祠の神事は2人の日本人が専門的に執り行っていた。

光復後、「大韓青年団」ができ、警察・軍を掌握した。この「大韓青年団」の人たちが神祠を壊したようだ。警察署や金持ちの家なども襲撃し、略奪が行なわれた。今でも警察から持ってきた家具を持つ家などが多々あるという。

現在、神祠跡地の山は、国立公園となり、跡地には弓道練習所が造られている。公園として整備されているため、神殿テラスや広場のかつての様子などは、ほとんどわからない。とはいえ、和順郡の中心となる面の神祠だけに敷地も大きく、入口から小広場に至る本格的な石段が造られており（これは神祠時代のものだという）、以降に紹介する農村部の神祠とは異質で、むしろ神社に近い様相であったのではなかろうか。

7. 梨陽面神明神祠

梨陽面は和順郡の南東部に位置する。1935（昭和10）年における、梨陽面の総人口は9,183人で、そのうち日本人は31名であった。それでも、駐在所長や学校長は日本人であった。面事務所・駐在所・普通学校など面の公共施設は、面の西端中央に位置する梨陽里に集まっていた。

その梨陽面梨陽里の山上に梨陽面神明神祠は位置していた。1939（昭和14）年3月2日の「朝鮮総督府官報」によると、「全羅南道和順郡梨陽面二神明神祠設立ノ件安鐘日外十四名ヨリ願出ニ付二月二十五日附之ヲ許可セリ」とあり、昭和14年2月25日附けで設立許可が朝鮮総督府から下りている。神祠が設立された山は、もと鄭ボンスの所有する山であったが、神祠設立に際し、寄贈されたという。「官報」には、安鐘日ほか14名の願い出によりとされているが、聞き取りによると、創建の動機は総督府からの指令によるものだという。そのためか、神祠建設に際し、寄付金を集められるようなことはなかったようだ。工事は面長が指揮し、神殿や鳥居は韓国人の技術者が建てた。参道・階段・広場などの造成工事には、村人が動員され、人間扱いされないような状況下で無償労働させられという。神祠には神殿と鳥居があり、参道・階段・広場が造成された。神殿は木造で、間口が一尋ほどで小規模な建物であったという。祭神は天照大神と明治天皇である。⁽⁶¹⁾

公道に面した面事務所横から神殿に向かう参道がはじまり、面事務所を過ぎると、山の麓でいったん右折し、それからほぼ東に一直線に階段・スロープを経て神殿前広場に至った。スロープを登りきり、広場に入るあたりに木造の鳥居はあったようだ。⁽⁶²⁾

小学校の運動場の南側沿いの山が、かつて神祠が所在した山である。山には踏み分け道もなく、ほとんど地元民も登ることはないようである。案内していただければ、どこに神祠があったのか、確認できないであろう。現状では雑木が生い茂り、まったくの山林と化しており、造成跡も確認できないほどである。階段も石段ではなく、粗雑なコンクリートであったようで、風化してしまったのか跡形も確認できない。

かつては、面事務所横からアプローチし、参道が見渡せる位置に駐在所もあり、普通学校からは山上に神祠を望むことができたのではないかと思われる。

8. 同福面神明神祠

同福面は和順郡の北東端に位置する。1935（昭和10）年の面の人口は8,059人で、うち27人が日本人であった。面には、駐在所長・吉田郵便局長・三竹校長ほか6人の教員などの日本人が住んでいた。

1939（昭和14）年3月2日の『朝鮮総督府官報 第三六三三號』によると「全羅南道和順郡同福面ニ神明神祠設立ノ件吳建基外十三名ヨリ願出ニ付二月二十五日附之ヲ許可セリ」とあり、同福面神明神祠は昭和14年2月25日附けで設立許可が下りている。崇敬者代表の吳建基は当時、面長を務めており、神明神祠を建設した山も吳建基が寄贈したという。

神明神祠が設立された山は面事務所・学校などが集中する同福里の東方の山に位置する。神祠に向かって北方向に登る斜路を進むと、下の長い階段に至る。神明神祠は上・中・下壇の3壇構成になっており、下の長い階段を登ると一の鳥居があり、広場がひろがっていた。広場から中の階段を登ると二の鳥居があり、小広場が広がる。小広場の先の上の階段を登ると玉垣に囲まれた神殿が南向きに建っていた。

建設工事は面の指揮のもと、面民が動員されて実施された。普通学校生も先生の監督のもとに砂利運びやたくさんの桜の木を植えたりした。工事は1年くらいを要したようだ。

祭神は神武天皇であったと伝えているが、『大陸神社大観』によると天照大神と明治天皇であり、神武天皇は話者の記憶違いであろうか。神明神祠における神事は日本人の吉田郵便局長が執り行っていた。普通学校生の集団参拝は先生の引率のもとに実施され、記念日などには清掃や草むしりなどもさせられたという。出征や記念日には面長・面民全員・普通学校生たちが参拝した。また、記念日には日本の紅白餅が配られたこともあった。

光復後、日本人の校長が一人で神明神祠に登り、神殿に放火したという。炎が上がるのが下の町から見えたと。また、焼け跡から小さな鏡が見つかったとも伝えられている。

植民地時代に面長を務めた吳建基は、その後朝鮮戦争の際に、親日派であったことを理由に、近くの山に残留していたパルチザンに包囲され銃殺されるという悲惨な出来事も起っている。

跡地は公園となり、かつての階段などもまったくなくなり、面影はほとんどない。神祠時代の様相を説明されなければ、想像するのもむづかしい現状である。

9. 綾州面神明神祠

綾州面は和順郡のほぼ中央に位置する。1935（昭和10）年の総人口は7,003人で、うち日本人は56人である。綾州面は、和順郡のなかでは和順面の207人、東面の101人に次いで日本人が多い。日本人は駐在所長・学校長・教員・商店主などであった。

1939（昭和14）年3月2日の『朝鮮総督府官報 第三六三三號』によると「全羅南道和順郡綾州面ニ神明神祠設立ノ件朱基俊外十四名ヨリ願出ニ付二月二十五日附之ヲ許可セリ」とあり、昭和14年2月25日附けで綾州面神明神祠の設立許可が下りている。当時の崇敬者代表は朱基俊であったことがわかる。

神明神祠が設立された場所はもと山林であった。

出征に際しては必ず面民により神祠参拝が行われた。しかし、通常は普通学校生の参拝がほとんどで、彼らは参拝すると印がもらえたという。

公道から学堂山に向かって西に入り、学堂山を廻りこむようにほぼ西方向に参道は続き、広場前の階段下に至り、階段を登り、鳥居をくぐると広場となっていた。広場正面の階段を登るとその奥に神殿は東向きに建っていた。当時は広場前階段下の参道脇は田んぼが広がっていたようだ。

光復後、神祠はすぐに壊され、その際内部から鏡が出てきたと伝えられている。また、詳細は不明だが、日本人商店主が鋸によって首を切られ殺害される事件もおきたと伝えられている。

現状は、学堂山を廻りこむ参道は全くなくなっており、参道脇の田んぼも原野と化し、かつての広場の壇が地形上わずかに面影を残すのみである。

10. 東面神明神祠

東面は和順郡の中央北寄りに位置する。面の南寄りをほぼ東から西に横切る和順川沿いに開けた平地の北岸に面事務所など公共施設が集まっていた。一方、神明神祠は、和順川を挟んだ対岸の山腹に立地していた。1935（昭和10）年の東面の総人口は9,982人で、うち日本人は101人であり、和順郡の中では和順面について日本人が多く住んでいた面である。

1939（昭和14）年3月10日の『朝鮮総督府官報 第三六四〇號』によると「全羅南道和順郡東面ニ神明神祠設立ノ件呂奎洪外十一名ヨリ願出ニ付三月四日附之ヲ許可セリ」とあり、昭和14年3月4日附けで神明神祠設立の許可が下りている。出願者代表は呂奎洪であった。

神明神祠が建てられた山は、昌寧曹の先祖の山であったが、神祠建設用地として寄付された。神祠建設に際し、建設費用を面民から徴収するようなことはなかったようだ。とはいえ、機械力がない当時、山を切り開く困難な作業に、面民全員が動員され無料奉仕をさせられた。

神祠における神事は、当時和順鉱業所に集団で住んでいた多数の日本人のなかのひとり、東山某が行事ごとに、神祠にきて儀式を執り行った。普通学校生の集団参拝は週1回の割合で、先生の引率のもとに行われたが、一般住民の参拝は少なかった。出征の際や天長節などの記念日には面長・普通学校生をはじめ面民全員が参拝した。

神祠は、面事務所の南東1kmほどの比較的高い山の山腹に立地しており、かつては面事務所から遠く望むことができたであろう。面事務所から300mほど西寄りを南方向に折れ曲がり、100mほど進むと和順川に突き当たる。飛び石伝いに川を渡り、田んぼのあぜ道をさらに進み、山に取り付いたところで、左（東）に折れ曲がり、坂道を登れば階段に行き着く。踊り場で2段に分かれた階段を登ると鳥居があり、鳥居をくぐると広場が広がる。広場奥に神殿は北に向いて建っていた。

光復後、8月23日頃に隣村メチルの住民がきて神祠を破壊したと伝えられる。そのとき神殿の中から鏡が出てきたという。跡地は昌寧曹の先祖のもとに返還されたようで、かつて神殿があったところだけが、その後売却され、現在お墓が造られている。

11. 南面神明神祠

南面は和順郡の南北にはほぼ中央、東西には東寄りに位置する。1935（昭和10）年の面総人口は8,418人、うち日本人は9人である。聞き取りによると、学校長・駐在所長のほか商売をしていた日本人がいたようだ。

神明神祠が設立された山は南面の面事務所が置かれた沙坪里に所在する。1940（昭和15）年3月13日の『朝鮮総督府官報 第三九四二號』によれば「全羅南道和順郡南面ニ神明神祠設立ノ件宗旭會外十三名ヨリ願出ニ付三月七日附之ヲ許可セリ」とあり、昭和15年3月7日附けで、南面に神明神祠設立の許可が下りている。神明神祠が造られた場所は面事務所の西方800mほどの山中である。もと関

ヨンロの山であったが、神祠設立のために寄贈されたものと思われる。神祠建設には、道から補助金が出たようであるが、村の有志は檜材などを寄贈したのではないかという。神殿の工事は技術者が行ったが、下工事は面民が動員されて働かされた。植民地時代の労働は全く報酬なしで、殴られてばかりであったとの証言もある。労働は大人ばかりでなく、普通学校生も動員されて、長い参道の造成工事のために砂利を運ばされたという。

御神体は、光州神社から神主が勧請してきたようだ。神祠竣工式の日には面事務所から神祠までの道に砂が敷き詰められ、光州神社からきた神主を先頭に、面長・駐在所長・面職員・面有力者・里長団・普通学校生・面民が続いて行進したという。普通学校生には先生から体を清めて来るようにとの指示がだされたようだ。式は午前10時30分から12時までかけて実施されたという。

神祠での神事は、日本に長く滞在して、儀式の教育を受けた朝鮮人の面書記が執り行った。出征の時や記念日には面長・面民・普通学校生全員が参拝をおこなった。

公道から北方向に長い引き込み道路が造られ、この道の途中から直角に西方向に長い階段があり、その階段の上に鳥居が建てられていた。鳥居をくぐるとそこが広場で、広場正面中央の数段の階段を登ると、正面に神殿が建っていた。かつては面事務所から西方に神祠をながめることができたであろう。

光復後、一ヶ月たたないうちに神祠は面民によって壊された。徴兵や徴用で子供をなくした親たちが鞭で叩くなどして壊したのだと言う。その後、神殿跡地にはお墓が作られている。

12. 清豊面神明神祠

清豊面は和順郡の南西部に位置する。1935（昭和10）年の面人口の総数は5,194人で、そのうち日本人は4人に過ぎなかった。それでも、駐在所長と学校長は日本人が占めていた。面の中央東寄りの車里に面事務所など公共機関が集まっていた。

1940（昭和15）年3月13日の『朝鮮総督府官報 第三九四二號』によると「全羅南道和順郡清豊面ニ神明神祠設立ノ件曹永熙外十七名ヨリ願出ニ付三月七日附之ヲ許可セリ」あり、昭和15年3月7日附けで清豊面神明神祠の設立許可が下りている。このときの崇敬者代表の曹永熙はときの面長でもあった。

神明神祠は面事務所から見て南東5キロメートルほどの山腹に立地していた。神祠が設立された場所は、鄭海風所有の山であったが強制的に没収されたという。神明神祠建設に当たっては、機材・材料は面から提供されたが、労働力は家ごとに割り当てられ強制的に無償で働かされたという。

祭神は天照大神と明治天皇である。神殿の一番上まで登れるのは駐在所長と面長だけであり、一般の面民は神殿の内部は見たことがなかったという。神祠は面で管理し、儀式は朝鮮人の面職員の「時局書記」が日本で儀式教育を受けてきて執り行っていた。

神祠には神殿・鳥居・神殿の建つテラスへの短い階段・公道から参道に至る長い階段があった。長い階段を南に向かって登ると、東南東に向かう緩いスロープの参道をへて広場に至っていた。広場から数段の短い階段を登った小テラス上に山を背に北面して神殿は建っていた。神殿前からは北西方向に面事務所などを望むことができたであろう。

光復後、15日ほど経っても駐在所長や面長がそのまま住み続けていたので、「神祠・駐在所・面長

の家を襲撃しよう」と、面の青年たちが学校の運動場に200～300人ほど集まった。噂を聞きつけた駐在所長らは皆逃げ出してしまったという。その間に一部の人達が神祠に放火し、神殿は焼失した。青年たちは面の食料倉庫を占領し、各里長の確認を取って、村民の人数割りで配当したそうだ。また、面事務所や駐在所・駐在所長や面長の自宅を家宅捜査し、財産すべてを押収して、それらも分配したという。面長の自宅には供出された米と棉の生地が、そのまま山積みにされており、怒り心頭であったと今も怒りをかくさない。

神祠跡地の現状は、公道から取り付いていた長い階段の位置は、崖の状態を確認でき、スロープ状の参道は民家やさらに上の田んぼに続く道として一部残っている。しかし、かつての広場は周辺の平地とともに水田となっている。広場から数段登った神殿のテラスも山林に戻り、およその位置を確認できる程度である。もともと短い階段・長い階段なども本格的石段ではなく、粗悪なコンクリートであったらしく、跡形もなく、かつての神殿の痕跡も確認することができない。

13. 春陽面神明神祠

春陽面は、和順郡の南寄り清豊面の北に位置する。面のほぼ中央に位置する石亭里に面事務所・学校など公共施設が集まっていた。1935（昭和10）年の総人口は6,898人、そのうち日本人は6人である。聞き取りによると駐在所長・学校の校長は日本人であった。

春陽面神明神祠は地元では「石亭里神社堂」と呼ばれていたようだ。神祠は面事務所や学校などの北方に位置し、町並みからもよく見える高台に立地していた。

1940（昭和15）年10月11日の『朝鮮総督府官報 第四一一八號』によると「全羅南道和順郡春陽面ニ神明神祠設立ノ件奇昌燮外九名ヨリ願出ニ付本年十月五日附之ヲ許可セリ」あり、昭和15年10月5日附けで春陽面神明神祠の設立許可が下りている。願出た崇敬者代表は奇昌燮であった。奇昌燮は地元の金持ちで、教育もあり当時面長を務めていた。

神明神祠が設立された場所は、面長を務めていた奇昌燮所有の山林であったが、神祠建設のため寄贈された。工事は面民全員によって実施されたという。

神明神祠には神殿・鳥居・広場・長い階段があった。神殿は西向きに建ち、木造で間口2メートルほど、高さ3メートルほどであったという。参道は、学校脇から川を飛び石伝いに渡り、湿地帯であった林を南東に抜け、長い階段下に至った。階段を登りきると鳥居があり、その正面に神殿が建っていた。

祭神は天照大神と明治天皇である。神明神祠は面で管理されたようで、玉串を持ってお払いをするなどの儀式を執り行ったのは朝鮮人の面職員であった。先生の引率のもと週1回程度、集団参拝が行なわれた。また、日本の各種記念日にも参拝し、記念日には菓子や餅をもらったこともあるという。

現状は面の公園となり、「詠楽亭」という東屋が建てられている。階段はなくなっており、階段上り口あたりには民家が建てられている。元の階段跡は民家から東屋にいたる近道と化している。神殿があったあたりも整地され東屋が建てられ、かつての面影はない。神殿があった高台からは南方に小学校・面事務所（いずれも位置は変わっていない）がよく見える。

なお、春陽面にはほかに神祠があったとする文献もあるが、⁽⁶³⁾地元民からの聞き取りによると、普通学校に保安殿はあったものの、春陽面神明神祠以外に神祠はなかったと証言している。

14. 道岩面神明神祠

道岩面は和順郡の南西端に位置する。道岩面神明神祠があった源泉里は面のほぼ中央に位置している。源泉里には面事務所などの公共施設はなく、公共施設は隣の里である池月里に所在していた。

1935（昭和10）年の面総人口は7,389名で、うち日本人は8名である。

1940（昭和15）年11月12日の『朝鮮総督府官報 第四一四三號』によると「全羅南道和順郡道岩面ニ神明神祠設立ノ件朴濟相外十名ヨリ願出ニ付本年十一月七日附之ヲ許可セリ」とあり、朴濟相ほか10名の願い出により、昭和15年11月7日附けで、神明神祠設立の許可が下りていることが判明する。

神明神祠が設立された場所はもと徐チャンスの所有する山であった。神祠建設に当たり、当時の面長朴濟相の指揮のもとに造成工事が実施され、神殿等が建設された。造成工事には、面の全集落から人々が動員されたという。神祠建設の経費の出所についてはよくわからないが、供出の督促が厳しく「いつもお腹が空いていて、村人は草を摘んでおかゆを作って食べたり、木の皮をなめたりして飢えをしのぐのがやっとだった」というような状況であったことを考えると、寄付金を出せるような状況ではなかったと考えられよう。

祭神は天照大神と明治天皇である。神祠の管理は面が行なっていたが、神事は当時の校長が執り行った。神祠参拝は月に1度ほどの割合で行われ、駐在所長・面長・校長が参加した。しかし、一般人の参拝は少なかった。神殿前の広場には200人くらいは集合することができる広さがあったという。

かつて道岩面神明神祠にあった施設は、神殿・鳥居・短い階段・広場・長い階段・参道などである。神殿は杉材、鳥居は白松で造られていたと伝えられ、これらの木材は日本から運搬してきたのではないかとされている。現状地形の略実測および聞き取りから復原した神明神祠の様子は次のようであろう。公道からほぼ西南西に細い坂道を200mほど進むと長い階段下に至る。長い階段を登ると木製の鳥居があり、それをくぐると、300～400mほどの広場があった。広場正面中央に数段の階段があり、その奥に神殿は北に面して建っていたようだ。

光復後、何者かによって神殿は放火され焼失した。焼け跡から校長が壊れた鏡を掘り出し、大事に持ち帰ったという。

現在、参道はあぜ道になり、通る人はほとんどいない。階段もまったく失われ、かつての広場部分が平坦な唐辛子畑となり、面影を残すだけである。

15. 寒泉面神明神祠

寒泉面は和順郡のほぼ中央に位置する。その寒泉面の西寄り金田里の山中に神明神祠は立地していた。1935（昭和10）年の面総人口は4,830人、そのうち日本人は5人である。駐在所長を清水（神戸出身）・学校長をキド（ウ）タカシ（愛媛県出身）・担任教師を前田ヤスナガ（高知県出身）が務めていた。

1940（昭和15）年11月12日の『朝鮮総督府官報第四一四三號』によると「全羅南道和順郡寒泉面ニ神明神祠設立ノ件宜貴錫外十名ヨリ願出ニ付本年十一月七日附之ヲ許可セリ」とあり、昭和15年11月7日附けで神明神祠設立の許可が下りている。崇敬者代表は宜貴錫で、宜は当時の面長である。神明神祠は、面事務所があった寒溪里ではなく、隣の金田里の間多谷から急激に登った山腹に立地していた。その間多谷にはダムが戦後建設され、現在では大きな金田貯水池となっている。神明神祠が所在

する山は面長でもあった宜貴錫の、山であったが設立に際し、寄贈された。

建設工事は神祠が高い山腹にあったため、春から始まって1年間ほどかかって完成した。面民のほとんどが動員されて無賃労働を強いられたという。ただし、建設費まで徴収されることはなかったようだ。

広場から神殿の建つテラスに登る8段の石段が残っており、神殿が建っていた基壇の葛石も一部残っているが、神殿の正確な規模まで知ることはできない。それでも、神殿は小規模なものであったようで、北東に面して建っていた。また、痕跡を確認することはできなかったが、現在は池に水没した旧街道に面して建っていた駐在所脇から広場に至る急激に登る長い階段があったという。なお、鳥居がどこにあったかは未確認だが、当然存在していたと思われる。

勧請祭は夕方の18時から始まって22時までかかったようだ。当日には天照大神がくるといって、面から神祠までの間の道に砂が敷きつめられ、沿道に日本の提灯が立てられ、ろうそくに火が灯されていたという。郡庁からきた日本人が祝詞を唱え、面民や児童が万歳を唱えたという。

日常的には面長が神事を執り行っていた。児童の集団参拝は毎朝行なわれ、本人が出席表に記録し、後で先生がチェックした。天長節・明治節・紀元節などの記念日には面事務所から全員出席し、村の大人たちも参加した。大人は日常的にはほとんど参拝せず、記念日に参拝する程度であった。

田舎だったので戦争が終わった情報が、3日くらい経つまで伝わらなかった。戦争が終わった情報が伝わった翌日に、当時35歳くらいであった鄭甲チェが単独で神殿に放火したと伝えられている。駐在所から神祠がよく見えたので、放火に気づいた当時の清水所長が駆けつけたが、既に犯人は逃げた後であった。焼け跡から鏡を探し出し、所長は大切に持ち帰ったという。この面の朝鮮人の面長は温厚な人柄であつたらしく評判がよく、清水署長なども人望があつたようで、日本人の引き上げに際しても、まったくトラブルはなかったという。

その後、神殿の跡地に一時お墓が造られることがあつたが、貯水池ができた40年ほど前に他の場所へ移転され、今は山林になってしまっている。とはいえ、先に記したように、広場・8段の短い石段・基壇の一部などが草むらの中に残っている。

16. 二西面神明神祠

二西面は和順郡の中央北端部に位置する。1935（昭和10）年の人口総数は7,376人で、うち日本人は17名である。二西面神明神祠は面事務所・駐在所・学校などが集中する二西面の中心地の野沙里の北側の山腹に立地していた。

1940（昭和15）年11月12日の『朝鮮総督府官報 第四一四三號』によると「全羅南道和順郡二西面ニ神明神祠設立ノ件金常洙外十一名ヨリ願出ニ付本年十一月七日附之ヲ許可セリ」とあり、崇敬者代表金常洙ほか11名の願い出により、昭和15年11月7日附けで神明神祠設立許可が下りている。祭神は天照大神と明治天皇であった。神明神祠が設立された場所は里長の李順凡の山であったが、当時の地主としては面事務所から要求されれば土地を提供せざるを得なかったであろう。建設費用は面で出したものと思われる。当時は戦場への供出がきつく、食べることもままならなかった状態で、寄付金を出せる余裕はまったくなかった。工事は、山の高い位置に神祠が造られたせいで、参道建設には里長に割り振って面民を動員したが、工期が10ヶ月にもおよび大変きつい工事であった。面外から来た日

本人が監督し、神殿は韓国人の棟梁が建設した。

参道はほぼ北方向に急傾斜の斜路を登り、急な長い階段下に至った。この階段を登ると広場で、広場正面中央をさらに20数段ほどの階段を登ると鳥居があり、鳥居奥に神殿が建っていた。現在も5m四方で、高さ30cmほどの基壇が残る。この基壇上に間口一尋ほどで、柱間3間の中央間に観音開きの扉が付けられた神殿が建っていたようだ。屋根は銅版葺であったという。

学校では週1回の集団参拝が行われ、記念日には面長・面民・普通学校生全員が参拝を行った。しかし、普段面民はあまり参拝しなかった。

光復後、8月末までには村人たちによって神殿は壊された。その後、河応賛がこの山を買ったが、何年か前に売り、今は李氏の所有となっている。現在、かつての広場は桑畑となっているが、そのほかは雑木林の山林に戻っている。

17. 道谷面神祠

道谷面は和順郡の中央西端に位置する。1935（昭和10）年の面総人口は8,420人、内日本人は13人である。日本人は学校長・駐在所長を務め、農業を営んでいた者もいた。

1941（昭和16）年3月28日の『朝鮮総督府官報 第四二五二號』によれば「全羅南道和順郡道谷面ニ神祠設立ノ件梁會善外九名ヨリ願出ニ付昭和十六年三月二十四日附之ヲ許可セリ」とあり、「神祠」設立が1941年（昭和16年）3月24日附けで許可されている。崇敬者代表は梁會善で、梁は当時の面長であった。「神祠」が設立された山は道谷面孝山里に所在する。「神祠」設立以前は山林で、張ヒスの先祖の所有だった。「神祠」設立に際し、一般面民は寄付を強要されるようなことはなかったようで、建設のための経費は面で出したとみられる。とはいえ、面民は総動員で勤労奉仕をさせられた。神殿などの木工事は、韓人大工が施工した。工事は面の指導のもとに進められたようだ。

「神祠」の施設としては、神殿・鳥居・神殿前の短い階段・広場などがあった。面事務所脇から西方向に急な坂道を進むと広場に至る。広場の正面中央に数段の階段があり、階段の2～3m奥に神殿がほぼ東向きに建っていた。

「神祠」での神事は、面職員や学校長が執り行った。普通学校生の集団参拝は、週に1回くらいの割合で、朝に参拝が行なわれた。また、日本の記念日や戦勝記念の日にも参拝が行なわれた。出征の際には普通学校生・面民全員が参拝し、綾州駅まで行って整列して見送った。

光復後、「神祠」は放置されたままになっていたが、昭和20年のうちに、面事務所によって片付けられた。日本人は秋まで滞在し、財産を整理したうえで、農業経営者は収穫を待って引き上げたという。

現況は山林で、神殿跡の痕跡を見出すこともできない状態であり、個人所有の山となっている。

18. 北面神祠

北面は和順郡の北東端に位置する。1935（昭和10）年の総人口は9,758人で、うち日本人は6人である。日本人では学校の校長や駐在所の警官たちがこの面に住んでいた。

1941（昭和16）年3月28日の『朝鮮総督府官報 第四二五二號』によると「全羅南道和順郡北面ニ神祠設立ノ件朴倫杓外十四名ヨリ願出ニ付昭和十六年三月二十四日附之ヲ許可セリ」とあり、昭和16年3月24日附けで「神祠」設立許可が下りている。当時の崇敬者代表は朴倫杓であった。

「神祠」が設立された場所はもともと学校の持ち山であった。神殿は日本人の技術者が造ったが、造成工事などは近くの村人全員がかり出され、労働奉仕させられた。

「神祠」へは、公道から北東方向に長く続く参道を進めば、下の階段に達する。下の階段を登り、斜路を進めば中の階段で、この階段を登ると鳥居があり、その先が広場であった。広場正面中央の短い数段の上の階段を登ると、その正面に神殿が西向きに建っていた。

もと神殿が建っていたと考えられる位置に、間口18.0尺（5.4m）に奥行21.0尺（6.3m）で高さ1.5尺（45cm）の葛石で周囲をかこった基壇が残り、さらに、そのほぼ中央に間口6尺に奥行3.3尺の切石の基礎が今も残っている。基礎から判断するに、梁行が桁行の半分になっており、小鹿島神社神殿とよく似ており、小鹿島神社神殿を5分の3に縮小した如き形態であったのではないかと考えられる。すなわち、規模は桁行6尺に梁間3尺ほど。正面桁行を柱間3間にして、その中央間を3尺、両脇間を1.5尺ほどとし、中央間にのみ扉を建て込み、背面・側面などその他の柱間を壁とする神明造であったのではないかと思われる。

「神祠」参拝については、普通学校生は週1回程度、先生引率のもとに集団参拝したようだ。

光復後、「神祠」は少しずつ、そのつど村人が壊していったので、いつの時点で完全に壊されたかは不明だが、9月にはなくなっていた。在住していた日本人たちも9月には引き上げたようだ。

「神祠」跡地の山は小学校の所有であったので、朝鮮戦争後には学校ぐるみで植林が行なわれ、現在もとの広場などは杉林になっている。植林を行なった以降は、地元民も立ち入ることもなく、「神祠」がどこにあったかを知る人はもうほとんどいなくなっている。

IV 全羅南道における神社と神祠

今回現地調査を行った全羅南道の神社5箇所、和順郡の全神祠13箇所を中心に、全羅南道における神社および神祠の存在形態を中心に概観する。

1 全羅南道における神社の存在形態

神殿（本殿）形式

神殿形式についてみると、創建時の光州神社・松島神社・小鹿島神社はいずれも神明造である。ところが、1940（昭和15）年に改造された光州神社は当初の小規模な神明造神殿から、大規模な入母屋造妻入神殿に改築されている⁽⁶⁴⁾。なお、順天神社・羅州神社は神殿形式が不明である。拝殿についてみれば、創建光州神社・松島神社・順天神社・小鹿島神社はともに切妻平入で直線的な屋根の神明造風である。ところが、改造後の光州神社が若干曲線味を持たせた入母屋造平入拝殿に改築されている。

神社の立地

都市や比較的大きな町に造られた神社は、都市（町）の周辺部あるいは郊外の小高い丘の上に立地している。すなわち、光州神社は市街の西方、光州川の対岸のこんもりと盛り上がった亀ヶ岡の上。松島神社は市街地の東方、埋め立て前には離島であったが、創立ごろは海に突き出た半島状の先端部の標高17mの小高い山すなわち松島の上。順天神社は中心市街の南方、西の方から舌状に伸びる山系

の尾根筋上。羅州神社は、市街地の東方、旧城壁に取り込まれていた南山と呼ばれる丘の上に立地している。市街地からの、方向性はないようだが、それらの丘は市街地にとって重要な地点を占めているようだ。たとえば、光州にとって亀ヶ岡は、光州を繁栄させ、庇護する象徴的存在であった。また、羅州の南山は、もと亭子があったと伝えられており、風向明媚な文人などが遊んだ東屋があった場所ではないかと思われる。木浦の松島、順天の尾根筋も市街地に対し際立った場所であり、詳細は不明だが、重要な地であったとみて無理はない。

一方、小鹿島神社は極めて特殊な状況の下に造られた神社である。すなわち、小鹿島は、既に記したように、ハンセン病患者を強制的に隔離するための病棟が造られた島である。島全体を東の3分の1を官舎地帯、西の3分の2を病舎地帯とし、それらを有刺鉄線で区切っていた。両地帯間は1本の道しかなく、その道には検問所が設けられ、武装した警備員が巡回するような場所であった。官舎地帯に神社（本社）は造られ、病舎地帯には分社が造られていた。すなわち、本社は職員達だけの神社であったと思われ、他の4神社などとは異なり市街地との関係を斟酌する必要がなかったと思われる。

神社の施設構成

国幣小社光州神社は、大正6年11月3日の鎮座祭の写真によると、神明造の本殿および拝殿と拝殿背面の両端から本殿を囲む玉垣が確認できる。その他の付属施設については不明である。このような創建当初の社殿が、昭和15年に大改築が行われた結果次のように改変された。神殿は桁行3間梁行3間ほどで坪数は9.75坪。木造素木造で入母屋造銅板葺であった。幣殿は12坪で両下造の銅版葺。拝殿は桁行8間梁行4間ほどで33.167坪の入母屋造銅板葺であった。これら3棟によって複合社殿を構成し、さらに、拝殿両脇には神饌所（12坪）と祭器庫（12坪）を渡廊で繋いでいた。神門は三間一戸の八脚門で、両翼舎を持っていた。そして以上の建物群で広場を囲い込んでいた。そのほか、脇神門・神庫・表手水舎・脇手水舎・脇鳥居・倉庫などの建物があった。境内地は18,758.3坪である。

府供進社松島神社は、明治43年10月の完成当初には、神殿は2.3坪の神明造の総檜造桧皮葺。拝殿は6坪で、四方に縁をつけ、格子戸を建て込む瓦葺。そのほか、11坪の平屋建瓦葺で内部に畳を敷いた社務所が造られた。その後、拝殿などの改築が行なわれ、昭和16年の様相は、神殿（2.2坪）・拝殿（36坪）・中殿（6坪）・社務所（10坪）・手水舎（1.5坪）神饌所（2坪）で、境内地は4,975坪であった。昭和16年当時、神殿は創建当初のままだが、建て替えられた拝殿に中殿が加わっている。中殿は神殿・拝殿を繋ぐ幣殿のような建物であろうか。

邑供進社順天神社の昭和16年の施設は、3,549坪の境内地に神殿（1.99坪）・拝殿（13.12坪）・幣殿（5坪）・社務所（32.56坪）の構成であった。

邑供進社羅州神社の昭和16年の施設は、2,543坪の境内地に神殿（1.5坪）・拝殿（13.33坪）・社務所（37.25坪）・神饌所（1.08坪）の構成であった。

小鹿島神社（本社）は昭和16年には、1,380坪の境内地に、神殿（1.39坪）・拝殿（7.05坪）・社務所（16坪）・祭器庫（5坪）によって構成されていた。また、病舎地帯にも分社が造られていた。現在、分社はなくなったが、本社部分は、荒廃が進んではいるが、骨格としては当時の様相を保っている。

現存遺構からみれば、神殿・拝殿は鉄筋コンクリート造である。神殿は、間口10尺（3.03m）奥行5尺の切妻造平入りで棟持柱を持つ神明造。屋根はスレートで葺かれている。正面間口は4.5寸

(13.6cm) 径の柱を4本建てた柱間3間で、中央の柱間が4.6尺、両脇の柱間が2.7尺である。中央の柱間には現在何もないが、当初は観音開きの扉が建て込まれ、前面に階が付いていたようだ。この中央柱間を除き周囲に出が1.6尺の回縁を巡らす。神殿に向かって右側面および背面の右半分の柱間はもと窓様の建具が建て込まれていたようだ。残る正面両脇の柱間・左側面・背面左半分は壁である。内部は現在床が取り外されているが板床があったと考えられる。

拝殿は、柱間6.5尺の等間隔で、間口3間奥行2間の切妻造平入スレート葺の神明造風の建物である。背面中央の柱間に神殿に向かって切妻の庇を6.5尺突き出している。正面は吹き放ちとし、両側面はもと窓であろうか。背面中央間は庇を介し神殿に向かって吹き抜け、両脇間は柱より壁を1.2尺張り出し、張り出した部分を棚にしていたと思われる。また、社務所は増築が繰り返され、現在もなお居住用に使用されている。祭器庫は扉も欠落し、廃屋と化している。

5つの神社の社殿等施設はおおむね以上のものである。これらの施設は『神社規則』等の法令に準拠しているのであろうか。以下に法制面との比較を中心にみていきたい。

朝鮮における最初の神社に関する規則である、大正4年8月16日の「神社寺院規則」第3条では、「神社ニハ神殿及拝殿ヲ備フヘシ」と規定されている⁽⁶⁷⁾。昭和11年8月11日改正の『神社規則』の第2条では「神社ニハ神殿、玉垣、神饌所、拝殿、手水舎、鳥居及社務所ヲ備フヘシ」となり、備えるべき施設として、神殿・拝殿に加え、玉垣・神饌所・拝殿・手水舎・鳥居・社務所が追加されている⁽⁶⁸⁾。これは昭和14年4月14日の改正でも変わっていない。また、より具体的にその内容を示した、昭和13年12月14日の各道知事宛の内務局長通牒『官国幣社以外ノ神社境内地竝ニ社殿其ノ他ノ工作物ノ取扱基準ニ関スル件』によると、社地については最低1,000坪必要で、その土地は国有・公有あるいは神社所有地でなければならないとし、神殿は1坪以上の規模で周囲に玉垣を巡らし、その他の施設は『神社規則』第2条によること、としている。また、神饌幣帛料供進指定神社では齋館かあるいは社務所に身を清めるための浴室等を設けねばならないなどと細かく規定している⁽⁶⁹⁾。

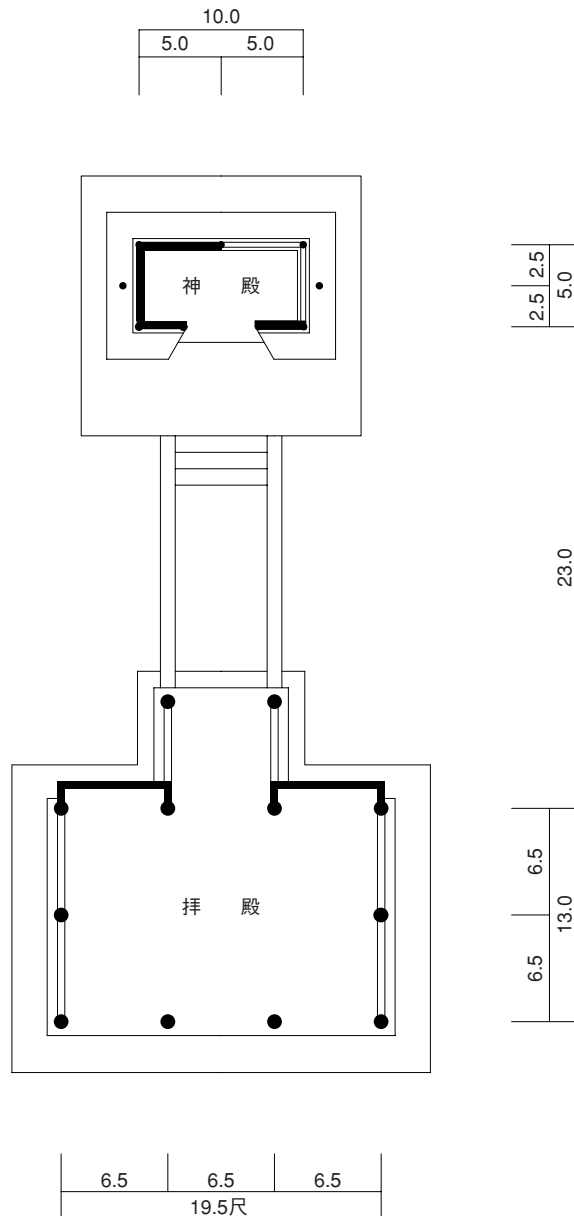


図4 小鹿島神社神殿・拝殿（寸法は尺寸）

神社に関する法令および5つ神社の施設について、整理したものが表7である。

表7 神社施設整理表

年代	事項	神殿	玉垣	幣殿	拜殿	神饌所	手水舎	鳥居	社務所	社地	その他・備考
大正4年	神社寺院規則	○			○						
昭和11年	神社規則	○	○		○	○	○	○	○		
昭和13年	内務局長通牒	1坪以上	○		○	○	○	○	○	1,000坪以上	
大正6年	光州神社（創建）	○			○						
昭和15年	光州神社（改造）	9.75坪	○	12坪	33.167坪	12坪	○2	○2	102.266坪	18,758.3坪	両翼社, 神門, 祭器庫
明治43年	松島神社（創建）	2.3坪			6坪				11坪		
昭和16年	松島神社	2.2坪			36坪	2坪	1.5坪	○3	10坪	4,975坪	中殿(6坪)
昭和16年	羅州神社	1.5坪			13.33坪	1.08坪	手水鉢	○	37.25坪	2,543坪	
昭和16年	順天神社	1.99坪		5坪	13.12坪			○	32.56坪	3,549坪	
昭和16年	小鹿島神社	1.39坪			7.05坪			○	16坪	1,380坪	祭器庫(5坪)

※施設規模が判明する場合はその坪数で、規模が不明な場合は○印で示した。○印の横の数字は棟数を示す。

境内地は、最も小さい小鹿島神社でも、1,380坪と内務局長通牒の規定1,000坪以上で、その他の4神社ははるかに超えている。内務局長通牒がでた1938年（昭和13年）以降の施設についてみると、神殿は最も小さい小鹿島神社でも1.39坪あり、規定の1坪に満たない神社はない。朝鮮全体の神社についてみれば、1坪に満たない神社が6例ほどあるが、それらはいずれも1938年以前の創建である。⁽⁷⁰⁾ 神饌所は順天神社・小鹿島神社にはなく、建物としての手水舎は順天神社・羅州神社・小鹿島神社で欠けている。神饌所・手水舎が欠ける例は朝鮮全体をみれば数多く、全羅南道の神社に限ったことではないようだ。⁽⁷¹⁾

2 和順郡の神祠の存在形態

神祠の立地

神祠が設立された場所は、郡廳もあり和順郡の中で最も大きな町である和順面の神祠がもとの弓道練習所に設立した例を別にすれば、いずれも山林を新たに開発して設立している。その場所は、各面の面事務所が置かれる中心的里もしくは面事務所から見通せるほどの地点で近隣里に位置している。神祠と面事務所・駐在所など中心施設との見る見られるの関係においては神祠と面事務所とが別の里に所在していた道岩面の場合を除けば、小さな神殿までもが確認できたかどうかは不明だが、樹木がなければ神祠境内が見えるであろうというような意味での精神的には、両者が概ね見る見られるの関係にあったとみてよからう。それどころか、面事務所脇から参道が始まる梨陽面神明神祠や駐在所脇から参道が始まる寒泉面神明神祠などのように、面事務所や駐在所とより直接的につながっている神祠もある。

13神祠は丘の頂部あるいは山腹の傾斜地に立地している。山並みの小頂を含め、頂部に立地する場合は4例、山腹の傾斜地を造成したテラス上に高まりを背に立地する場合は9例ある。神祠の向き（原則として神殿の向き）は、東向きが2例、西向きが4例、南向きが3例、北向きが4例で、方位

による際立った傾向はみられない。また、山腹の傾斜地に建つ場合は、神社の向きと同じ向きの傾斜地に立地していることをも示している。傾斜地形と、方位との関係においても、際立った傾向はみられない。

和順面神明神祠を別にすれば、残る12の神祠は山を造成して、神祠を造っている。その場所の地形に左右され、場所ごとに変化はあるが、神祠の配される造成地と施設の有り様を模式的に描けば、図5のような断面図になろう。すなわち、参道を経て長い階段⁽⁷²⁾に至り、長い階段を登ると、そこに鳥居があり、その先が広い広場となる。さらに広場正面の短い階段を登れば、その奥に小規模な神殿が山を背負って建つ。これが一般的神祠の有り様のようなのである。とはいえ、その土地の固有性からくるバリエーションも多い。また、そこに建つ神殿は北面神祠の残存する基礎から判断できる規模・形態や小鹿島神社神殿の例などから判断して、多くは、間口6尺ほど奥行3尺ほどの小規模な神明造の形式であったのではないかと判断される。⁽⁷³⁾

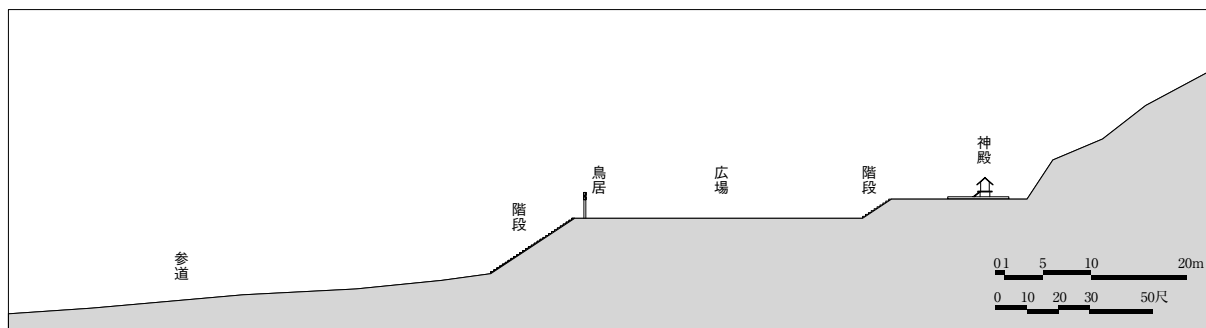


図5 神祠の断面模式図

神祠の建設状況

神祠建設に係る費用3,000円ほどが⁽⁷⁴⁾、どこから捻出されたかについては、明確なことはわからない。聞き取り調査からは、一般の面民から建設費を徴収したという例は確認できなかった。むしろ、当時は供出の取立てが厳しく、食べることにさえ四苦八苦していた時期で、建設費を出せるような状況にはなかったと証言する人が多い。そうだとすれば、面の有力者が材木等を寄贈するようなことがあったかもしれないが、一般面民は費用を出しておらず、面・郡・道などから支出されたと考えざるをえない。神殿は朝鮮人あるいは日本人の大工が担当し、工事全体は面長および面職員が差配したようだ。

とはいえ、本来ならば工事費の大半を占めるであろう造成工事は、1年間ほどの長期にわたって、面民に割り当てられ、強制的に動員されたうえでの無償労働によって進められたようだ。重機などもない時代に、先にも触れたように、食料事情も劣悪な環境の中での、難工事であったことが想像される。

『設立許可申請書調整標準』について

現地調査後、神祠設立申請書のマニュアルとみられる『設立許可申請書調整標準』（以下『標準』と略記する⁽⁷⁵⁾）を手に入れた。『標準』には細部に至るまでの詳細が規定されている。以下『標準』をもとに施設等内容について検討する。

『標準』では敷地は、地積有効面積が100坪以上で、神域・広場・参道の周囲に適当な風致があっ

て、公道に接するか参道で公道に連絡していることされている。調査した13例は、現況からは敷地境界等は不明であるが、周囲は山林で、敷地面積が100坪を下回ることはなさそうで、公道との関係や周囲の環境も、当然満足していたと考えられる。

『標準』では建設物は、神殿・玉垣・手水盤・鳥居を備えてなければならないとある。13の調査事例と比較すると、神殿は13の神祠すべてに存在した。鳥居も一部未確認の神祠もあるが全神祠にあったものと考えられる。玉垣については同福面および綾州面神明神祠に設置されていたことが確認できるが、他の面では不明である。手水盤については13神祠いずれも不明である。

神祠の神殿の遺構は全くなく、写真も現時点では見つからない。そのため跡地調査からでは神殿などの詳細はよくわからない。ところが『標準』には、神殿について細かなところまで規定されている。これに従うと、神殿は5合（0.5坪）以上の面積であることが望ましいが、少なくとも3合をくだらないこととされており、一般には5合ほどの小規模なものであったとみられる。この規模は、北面神祠の神殿基礎からの推定神殿規模の0.5坪とほぼ一致する。また、棟を飾る千木は縦に固定し、勝男木は3本棟に載せ、神殿内部には天井を張り、床下は清砂敷とするとされており、棟や内部の様子もわかる。さらに、神殿が載る地盤面より扉の背^せの中心までの高さを5尺に取り、神殿の前方には6尺以上の平地を設けるべきとし、神明造の場合は前面の軒先と扉がぶつからないようにとの細かな注意まで促している。特に神明造の場合の注意を取り上げている点は、神殿に神明造が多かったことを裏付けているのではないかと考えられる。

鳥居については、独立して建て、垣柵等を連絡させないこと。参道入口や広場入口に建て、社殿に接近させないことなどとされている。調査13例では広場入口に建てられる場合が多かったが、参道入口に立てられることもあったようだ。

手水盤については、出来るだけ石造にすることとし、位置は水源に関係のない限り広場入口の左側に設置するようとしている。『標準』に出来るだけ石造にすることとしているほど、石造は少なかったとみることもでき、聞き取り調査でほとんど手水盤が出てこないのも、そのためなのかもしれない。

さらに、『標準』添付図面説明によると「屋根葺、用材ハ銅使用制限中銅版使用不可能ニ付暫定的ニ亜鉛引鉄板葺銅色「ペンキ」塗仕上或ハ栗色人造「スレート」葺トナスコト建物様式旧来ノ朝鮮建築様式ヲ加味シ（屋根曲線木部丹塗）タルモノニ就テハ瓦葺トナスモ差支ナク、此ノ場合瓦ハ青色葉掛トシ神殿ハ千木勝男木ヲ冠シ、内室ハ素木造トナスコト」とある。屋根葺は、銅の使用ができないので、トタン葺に銅色のペンキ仕上げあるいは栗色人造スレート葺という、姑息な対応策を講じていることなども時代背景をよく反映しており興味深い。朝鮮建築様式を加味した場合には青色瓦葺でもよいなどの妥協案が示されている点は大工工事を朝鮮人技術者が多くの場合実施していたことを裏付けているようだ。

おわりに

全羅南道の5神社、和順郡の13神祠を踏査して、これらからイメージできる神社・神祠の有り様は、建物については、小規模神殿だけからなる神祠。少なくとも神殿・拜殿・社務所の建物から構成され

ている神社ということができよう。そして神祠はバリエーションはあるものの、模式図(図5)に示したごとく、参道・長い階段・鳥居・広場・短い階段(神殿前階段)・神殿から構成されており、神殿は小規模な神明造神殿(本殿)の場合が多かったとみてよからう。さらに、屋根はトタン葺銅色のペンキ仕上げあるいは栗色人造スレート葺で、棟に千木を固定し、勝男木を3本棟に載せていたとみられる。

以上のような様相が、全羅南道における神社および神祠の存在形態であったとみてよいと思われる。

最後に以上の検討をするなかで、気がついた2点について述べておきたい。

その1.

日本の朝鮮における植民地政策では、ソウルで朝鮮の風水説に基づいて造営された景福宮の前に「気」を断ち切り、宮を隠すかのように朝鮮総督府を建てる如き行為を行い、朝鮮人の感情を逆撫でするとともに、武断的・抑圧的植民地支配を行なったことはつとに有名である。同様な行為を全羅南道の神社の立地においては、みることができる。たとえば、光州神社に代表されるように、光州の要として地元民から、神聖視されてきた亀ヶ岡の亀の甲羅に当たる位置に光州神社を創立し、頭にあたる位置に忠魂碑を建てる行為などは地元民の感情を逆撫でし、抑圧的植民地支配を行なおうとした行為といえよう。羅州においても、地元民から重要視されていた南山公園に羅州神社を創建するという行為にも同様な傾向を感じることができる。

一方、和順郡の農村部の神祠においては、神祠設立場所の決定に朝鮮人風水師が関与したと伝えられる例が多くある。それらを裏付けるかのように、神祠跡地がしばしば墓地となって使用されている場合が多い。地元民にいわせると、もともと風水上、最もよい場所を選び神祠が設立されたのであるから、その跡地が墓地として使用されるのはごく当然のことであると。以上の如く神祠設立には朝鮮人風水師の意向を受けて、場所が設定されたことが多いようだ。すなわち、神祠設立においては、柔軟に地元民の意向をも組み入れながら、植民地支配を実行していこうという姿勢がみえる。神社・神祠行政においても、このように二面的支配の構図があったことを指摘しておきたい。

その2.

昭和15年の紀元二千六百年記念として各地でさまざまな事業が行なわれている。朝鮮においては神祠の設立も多い。紀元二千六百年記念の祝典記録である『紀元二千六百年祝典記録』の全羅南道の項には、和順郡の神祠は含まれていないが、たとえば、霊巖郡美岩面の神祠建立では「面民ノ寄附金及び勤勞奉仕ニ依り建立スル」とあり、潭陽郡南面の神明神祠建立では「一般ノ寄附金及面民学校児童ノ勤勞奉仕ニ依り建立ス」ある。神明神祠・神祠の建立については、ほぼ同様の記述が列記されている。これらの実態はいかなるものであったか。同一神祠ではないが、和順郡における神祠建設の様相



図6 「麗水新月里神祠」における集団参拝。高台を切り開いて造成された広場に鳥居・国旗掲揚塔がある様子がよくわかる。参拝する正面には数段の階段とその奥に神殿。背面の鳥居下には広場へ登る階段があるのではないかとみられる。また、遠く眼下に集落が見えている。(順中・高五十年史編纂委員会、崔命煥『順天中・高等学校五十年史』湖南文化社、1988年4月。)

については、既に記した通りである。建設費用については、証言者のなかにお金を寄付したと記憶する人はいない。それどころか、食うや食わずの生活で、寄付を行なえる余裕などなかったと証言するものが多い。また、勤労奉仕の名のもとに動員された普通学校生は「この神社の長い道を作るために生徒達も動員され、ざるに砂利を入れて運んだりしてたけど、食うものもなく、俺はつかれて血便が出たよ」というような状況であった。一部の親日派の積極的寄付はあったかも知れないが、植民地下の朝鮮において、末端部の面民の主体的協力・努力によって神祠が設立されたかのごとき『紀元二千六百年祝典記録』の示す内容とは裏腹に、その実態は上記のようなものであった。

注

- (1) 富井正憲・藤田庄市・中島三千男「旧樺太（南サハリン）神社跡地調査報告」（『年報 人類文化研究のための非文字資料の体系化』第1号，神奈川大学21世紀COEプログラム研究推進会議，2004年3月）参照。
- (2) 富井正憲・中島三千男・大坪潤子・Sジョン「旧南洋群島の神社跡地調査報告」（『年報 人類文化研究のための非文字資料の体系化』第2号，神奈川大学21世紀COEプログラム研究推進会議，2004年12月）参照。
- (3) 今回の調査に対する韓国人の反応を含めた，調査の概要は，金花子「韓国全羅南道の旧神社跡地調査報告」（『非文字資料研究』第10号，神奈川大学21世紀COEプログラム研究推進会議，2005年12月）参照。また，今回の日本の植民地支配下における神社の聞き取りにおいて感じさせられた事は，この和順郡の地域に住んでいる人々にとって，日本の植民地支配が単独のものとして記憶されているのではなく，それ，及びその崩壊と，1950年の朝鮮戦争の記憶，とりわけ53年まで，この和順郡と光州市をわける無等山を根拠地にして立て籠った，北朝鮮側のパルチザンの記憶，すなわち昼間の米軍支配と夜のパルチザン支配，そういう中で起きた数々の忌まわしい事件，そういう記憶と重なり合い，絡み合っている事を深く感じさせられた。
- (4) 以下の研究史については，中島三千男「<海外神社>研究序説」（『歴史評論』602号，歴史科学協議会，2000年6月）参照。この論文では海外神社の研究史を，戦前と戦後，そして戦後を4期にわけて叙述したが，今回それを三つの段階に再構成して叙述したものである。
- (5) 小笠原省三『海外の神社—並にブラジル在住同胞の教育と宗教—』（神道評論社，1933年5月，復刻版2005年5月，ゆまに書房，解説保阪正康，解題菅浩二）第五章「海外の神社を語る」二節「朝鮮の神社及び神祠」
- (6) 小山文雄『神社と朝鮮』（朝鮮仏教社，1934年10月）
- (7) 岩下傳四郎『大陸神社大観』（大陸神道連盟，1941年7月，復刻版2005年9月，ゆまに書房，監修・解題嵯峨井建）第三章「朝鮮の神社」
- (8) 近藤喜博『海外神社の史的研究』（明生堂書店，1943年11月，復刻版1996年9月，大空社）「江戸時代以前」の「朝鮮」，「明治時代以降」の「朝鮮の神社」
- (9) 小笠原省三編述『海外神社史 上巻』（海外神社史編纂会，1953年10月，復刻版2004年9月，『海外神社史』，ゆまに書房，解説保阪正康，年譜嵯峨井建，解題菅浩二）
- (10) 岡田米夫「神宮・神社創建史」（神道文化会『明治維新神道百年史』第2巻，1966年）の第十五段階「海外神社の創建」。その他，神社本庁『神社本庁十年史』（1956年）の「序編 終戦前史」がある。
- (11) こうした動きが出てきた背景として，宗教界とりわけキリスト教界（プロテスタント）における戦争責任の問題，具体的には日本基督教団の「戦争責任の告白」の問題が絡んでいた（菅浩二『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神社と祭神—』弘文堂，2004年9月，23頁～31頁）。
- (12) 中濃教篤『近代日本の宗教と政治』（1968年，アポロン社）
- (13) 同『天皇制国家と植民地伝道』（1976年，国書刊行会）

- (14) 千葉正士「東亜支配イデオロギーとしての神社政策」(仁井田陞博士追悼論文集、第三卷「日本法とアジア」, 勁草書房, 1970年)
- (15) 藤谷俊雄「国家神道の本質」(『文化評論』89号, 1969年2月. 後, 『神道信仰と民衆・天皇制』, 法律文化社, 1980年に所収)
- (16) 村上重良『国家神道』(岩波書店, 1970年)の3章5節「天皇制下の戦争と神社」
- (17) 欄木寿男「朝鮮総督府の神社政策」(『海峡』4号, 1976年7月), 同「朝鮮総督府の神社政策(二)」(『海峡』5号, 1977年1月)
- (18) 阿部俊二「日本統治下朝鮮における神社政策の展開」(『九大法学』35号, 1978年3月)
- (19) 韓哲曠『日本の朝鮮支配と宗教政策』(未来社, 1988年)
- (20) 青野正明「朝鮮総督府の神社政策—1930年代を中心に—」(『朝鮮学報』160輯, 1996年7月)
- (21) 山口公一「戦時期朝鮮総督府の神社政策—国民運動を中心に—」(『朝鮮史研究会論文集』36集, 1998年10月), 同「植民地朝鮮における神社政策—1930年代を中心に—」(『歴史評論』635号, 2003年3月)
- (22) 栗田英二「植民地朝鮮における神明神祠と<ただの神祠>」(崔吉城編『日本植民地と文化変容—韓国・巨文島—』, お茶の水書房, 1994年)
- (23) 菅浩二, 前掲書『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神社と祭神—』
- (24) 青井哲人『植民地神社と帝国日本』(吉川弘文館, 2005年)
- (25) 以上, 紹介したものの他に, 朝鮮総督府の文化政策を論じた蔵田雅彦「天皇制国家の朝鮮植民地支配と文化・宗教政策」(『朝鮮史研究会論文集』29号, 1991年10月), さらに「朝鮮と内地の宗教政策の関係」を論じた平山洋の「朝鮮総督府の宗教政策」(源了圓・玉懸博之編『国家と宗教』, 思文閣出版, 1992年), さらに, ソウルにおける社会統合における神社の役割を検討した並木真人「植民地後半期における民衆統合の一断面」(武田幸男編『朝鮮社会の史的展開と東アジア』山川出版社, 1997年)などの仕事がある。
- (26) 後者の点に関しては, 中島が10年前から取り組み始めたものであるが, その中間報告的なものとして, 中島三千男「海外神社跡地に見る景観の変容」(神奈川大学21世紀COEプログラム調査研究資料1『環境と景観の資料化と体系化にむけて』, 神奈川大学21世紀COEプログラム研究推進会議, 2004年12月)参照。
- (27) この概観も, 中島三千男前掲論文「<海外神社>研究序説」によった。
- (28) 佐藤弘毅「戦前の海外神社一覧—朝鮮・関東州・満州国・中華民国—」(『神社本庁 教学研究所紀要』第3号, 1998年2月).
- なお, ここでいう国魂大神について簡単に説明しておこう. 本文でも述べたように, 1925年10月に朝鮮神宮が鎮座したが, その鎮座目前に, 政府・総督府によって既に決定されていた, 祭神, すなわち天照大神と明治天皇の奉斎に対して, 葦津耕次郎ら神道学者, 頭山満ら在野有志, さらに小笠原省三らは「朝鮮の始祖檀君や朝鮮史上の有功者」(朝鮮土着の神)を「(朝鮮)国魂神」として併せ祀るよう主張した. 結局, この主張は入れられなかったが, この「国魂神」が「発展」したものが「国魂大神」である. 本文でみた国幣小社の昇格条件としてこの「国魂大神」の奉斎が条件とされた. これについては, 菅浩二, 前掲書『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神社と祭神—』第4章に詳しい。
- (29) 以上の全羅南道については, 『道勢一斑』(1928年編纂, 全羅南道. 韓国地理風俗誌叢書(99)『郡山開港史』『全南海岸並島嶼状況』『全南道勢一斑』, 景仁文化社 影印 1989年4月), 染川覺太郎『全羅南道事情誌』上, 下(1930年, 全羅南道事情誌刊行会, 韓国地理歴史風俗誌叢書(185), (186), 景仁文化社 影印・1994年8月), 『全羅南道統計図表』(1926年7月, 全羅南道), 『昭和十年朝鮮国勢調査報告 道編 第5巻 全羅南道』朝鮮総督府, 1937年8月)などに拠った。
- (30) 新田光子『大連神社史』(1997年, おうふう)18頁
- (31) 以上の全羅南道の諸府・邑の状況についても, 注29の諸文献によった。
- (32) 日本が植民地統治下の台湾と韓国に設置した療養所に入所させられたハンセン病の元患者も, 2001年に成立した「ハンセン病補償法」の対象に含まれるかどうか争われた, 二つの行政訴訟の判決が10月25日東京地

裁で言い渡された。台湾の入所者について地裁民事38部は、国内の入所者との平等を重視し「対象に含まれる」と判断、補償金を支給しないという厚生労働相の決定を取り消した。一方、韓国の入所者について審理した同3部は、補償法の制定過程では旧植民地の療養者を対象とする議論がされていない事を重視し、「対象にあたらない」として請求を棄却。両訴訟で結論が分かれた（『朝日新聞』2005年10月25日付け夕刊）。その後、2006年2月3日、「改正ハンセン病補償法」が成立し、裁判による解決を待たずに、台湾・韓国の元患者への補償も行われる事になった。

小鹿島の療養所の入所者たちは、朝鮮人として、またハンセン病患者として、さらに、神社参拝の強要を通じて、二重、三重の差別を受けたといわれている。

- (33) 何故、全羅南道だけに1面1神祠が実現したのか、現在のところ不明である。
- (34) 以上の和順郡についての叙述は、前掲柴川覺太郎『全羅南道事情誌』の下「和順郡の部」、及びヤフー韓国版辞書 (<http://kr.dic.yahoo.com/>) の「和順郡」検索画面を参照した。
- (35) 1939年に全羅南道に建てられた113社のうち106社が天照大神と明治天皇の合祀である。前掲注(20)、青野論文、121頁
- (36) 前掲、注(22)、栗田論文、206頁～210頁
- (37) 前掲、注(20)、青野論文、119頁～121頁
- (38) この辺の事情は、前掲注(3)、金花子論文参照
- (39) 注(7) 岩下傳四郎前掲書
- (40) 注(7) 岩下傳四郎前掲書
- (41) 『侵略神社』（辻子実・新幹社・2003年9月20日）所収の写真「大正六年十一月三日、光州神社鎮座祭」。本書は、海外神社の写真を多数収録した貴重な作品である。本稿においても、多数の写真を転載させていただいた。
- (42) 「江原神社、平壤神社、光州神社」（『朝鮮と建築』第21輯第9号、朝鮮建築会、昭和17年9月）
- (43) 建物の構造形式は注(42)の文献に掲載され写真から判断した。データは同文献によった。
- (44) この項は多くを『木浦府史』（木浦府、昭和5年12月31日）によっている。
- (45) 前掲、注(28)、佐藤弘毅論文による。
- (46) 『昭和十年 朝鮮国勢調査報告 全羅南道』（朝鮮総督府、昭和12年8月）
- (47) 注(7) 岩下傳四郎前掲書
- (48) 前掲、注(28)、佐藤弘毅論文による。
- (49) 前掲、注(28)、佐藤弘毅論文による。
- (50) 前掲、注(46)に同じ。
- (51) 前掲、注(28)、佐藤弘毅論文による。
- (52) 前掲、注(28)、佐藤弘毅論文による。
- (53) 注(7) 岩下傳四郎前掲書
- (54) 昭和11年5月18日の『朝鮮総督府官報 第二八〇一號』によると「全羅南道高興郡錦山面ニ小鹿島神社創立ノ件周防正季外四十四名ヨリ願出ニ付五月十三日附之ヲ許可セリ」とある。
- (55) 周防正季は高圧的な手段で、入所者を強制労働に駆り立て島内の工事を推進した。また、基金を強制徴収して自身の銅像を立て、毎月20日には銅像参拝を行なわせるなどした。そのため、入所者からは忌み嫌われ、1942年6月20日の入所者の一人に殺傷された。
- (56) 滝尾英二『朝鮮ハンセン病史—日本植民地下の小鹿島』未来社、2002年9月。
- (57) 前掲、注(28)、佐藤弘毅論文による。
- (58) 文化財指定に当たっての調査において、「色々な歴史的証言で分かってはいたが、いざ文化財指定にあたり、病院の歴史資料の整理を行っていたとき、生体実験に使われた多くの患者さんの臓器が発見され、1996年に火葬した。」との証言もある。

- (59) 法令上は神社と神祠は明確に区分されている。しかし、聞き取り調査によると地元民は神明神祠・神祠を神祠と呼称することはなく、たとえば「和順神社」あるいは「梨陽面神社堂」と称している。このことは神祠時代から神祠と称するのではなく神社と称されていたことを示していると思われる。
- (60) 『昭和十年 朝鮮国勢調査報告』（朝鮮総督府，昭和12年8月），以下各面の人口統計はこの文献によっている。
- (61) 和順面神明神祠を除く，昭和14年以降の和順郡の神明神祠10社の祭神は，いずれも天照大神と明治天皇である。ところが，聞き取り調査においては，理由は不明だが祭神名として天照大神はでてくるものの，明治天皇はまったくでてこない。
- (62) 山への登り口，すなわち階段下に鳥居があったのではないかと記憶する人もいる。
- (63) 佐藤弘毅による「終戦前の海外神社一覧」（『神道史大辞典』吉川弘文館，2004年6月）には春陽面に神明神祠のほか神祠（設立許可年，昭和15年11月9日）が書き上げられている。しかし，『朝鮮総督府官報』の該当年次では確認できないし，注（28）の佐藤弘毅論文，表6脚注の青井哲人の「一覧」にも載っていない。また，地元での聞き取りによっても，神明神祠以外に神祠があったとの証言は得られなかった。したがって，本稿では，この神祠はなかったものとして扱っている。
- (64) 注（24），青井哲人前掲書「1935年前後以降の神社造営では，神明造は極端に排され，かわりに曲線的な形式，それも流造が圧倒的多数を占めるようになる」の指摘する傾向を示しているのかもしれない。
- (65) 道供進社は県社・郷社に相当する（『神道史大事典』（吉川弘文館，2004年7月）。
- (66) 府・邑供進社は村社に相当する（『神道史大事典』（吉川弘文館，2004年7月）。
- (67) 「朝鮮総督府令第八十二號，神社寺院規則左ノ通定ム，大正四年八月十六日，朝鮮総督 伯爵寺内正毅，神社寺院規則」
- (68) 「朝鮮総督府令第七十六號，神社寺院規則左ノ通定ム，昭和十一年八月十一日，朝鮮総督 南 次郎，神社規則」
- (69) 「一 社地
- (一) 境内ハ祭典執行，參拜竝ニ風致保持上少クトモ壹千坪ヲ要ス仍テ神社境内ハ右坪数ヲ以テ最小限度トナスコト
- (二) 境内ハ国有，公有又ハ社有ニ限ルコト
- (中略)
- 二 社殿其ノ他工作物
- (一) 神殿ハ建坪一坪以上トシ，周圍ニ塀又ハ垣ヲ囲ラシ其ノ他神社規則第二條ノ規定ニ依リ拜殿，神饌所，手水舎，鳥居及社務所ヲ具備スルコト
- (二) 神饌幣帛料供進指定神社ニ在リテハ，前號ノ外尚齋館或ハ社務所ニ供進使竝ニ隨員齋室，潔齋用浴室，便所ヲ具備スルコト」
- (70) 前掲，注（45）に同じ。
- (71) 前掲，注（45）に同じ。
- (72) 『標準』に「階段等ニ「コンクリート」ヲ使用ノ場合ハ見エ掛リハ適當ノ仕上ヲ施スコト」とあるが，これは多くの場合本格的石段ではなく，コンクリートであったことを裏づけていよう。当時の粗悪なコンクリートであったため，60年以上たった今日ほとんど跡形も残していない状態になったのであろう。
- (73) 間口一尋ほどで，正面柱間3間の中央間のみ扉が付いていたとの証言が3～4の神祠であり，この点より小鹿島神社神殿の如き神明造の形式であったのではないかと判断される。
- (74) 『紀元二千六百年祝典記録』によれば神祠建立経費として，3,000円ほど（3,000円・2,800円・3,210円など）と記される例が多い。
- (75) 『設立許可申請書調製標準』の施設等に関する部分抄録。『朝鮮と建築』（第21輯，第9号，朝鮮建築会，昭和17年9月20日）による。

〔五 (イ) 敷地地積有効面積一〇〇坪以上トシ、神域広場、参道ト之等ノ周囲ニ尚適當ノ風致ヲ有シ、公道ト接スルカハ参道ヲ以テ公道ト連絡（此ノ場合コノ参道ハ敷地ニ包含スルヲ要ス）セシムルコト、敷地ノ地形、林相水路、四囲ノ状況ヲ説明シ整理ノ方法ヲ略記スルコト

◎配置図1/600, 1/300又ハ1/200等縮尺ヲ一定シタル実測図トシ、敷地境界（朱示）各建築物等ノ形状、位置、公道トノ連絡、隣接地ノ状況等ヲ明示シ参道入口、広場、神域等ノ地盤計画標高、石垣、断崖、法切面、主要ナル立木等ノ記号ヲ以テ記入スルコト

(ロ) 建設物、最小限度ノ規模トシテ神殿、玉垣、手水盤、鳥居ヲ具備スルヲ要ス、坪数（建物本柱中心間ノ距離ニテ算出ノコト）数量、構造形式用材工費ヲ明示ノコト

1. 神殿形式ハ昭和十二年二月二十四日附全羅北道知事宛内務局長回答参照

坪数ハ成ルベク五合以上トシ最小限度三合ヲ下ラサルコト千木堅殺トシ勝男木ハ三本トス内室ハ天井ヲ張り床下ハ清砂敷キトナスコト

御扉ノ高サハ其ノ中央ガ階下前面地盤面ヨリ五尺以上トシ階段前面ニ六尺以上ノ平地ヲ設クルコト、神明造ノモノニ於テ軒先深ク開扉不可能ナルモノニ注意ヲ要ス

2. 玉垣石造「コンクリート」造又ハ鉄柵等ナラザルコト、神殿正面ハ前面六尺以上背側面ハ掃除ニ支障ナキ間隔ヲ有スルコト

3. 手水盤努メテ石造トナスコト屋舎ヲ設クルモノ（手水舎）ハ神社建物トシテ相当ノ体裁ヲ有シ形式ハ神殿ニ準ズルコト、位置ハ水源ニ関係ナキ限り広場入口左側トス

4. 鳥居形式ハ神殿ニ準ジ独立シテ設ケ垣柵等ヲ連絡セシメザルコト参道入口広場入口等ニ配シ社殿ニ接近シテ建設セシメザルコト

5. 国旗掲揚塔、社殿ト適當ノ距離ヲ取り社殿背景ニ影響ナキ位置ヲ選ビ柱塔ハ目立タザル色彩ヲ施スコト

6. 其ノ他敷地内ニ建設スル一切ノモノ、構造、形式、用材、工費ヲ示スコト、屋根葺材ニ重鉛引鉄板ヲ使用スルモノハ平板トシ銅色「ペンキ」塗仕上トナシ、鳥居、控柱、階段等ニ「コンクリート」ヲ使用ノ場合ハ見エ掛リハ適當ノ仕上ヲ施スコト

◎図面1/10又1/20ハ前記調査事項ヲ審査シ得ル所要ノモノ、神殿玉垣等ノ如ク関連アルモノハ一面ノモノニ纏メ高低連絡等ヲ判然タラシムコト

(76) 注 (24)、青井哲人前掲書に「1935年以降の神社造営では、(中略) 流造が圧倒的多数を占めるようになる」と指摘するが、末端部の神祠では依然として神明造が主流をなしていたと考えられる。

分 担

調査にあたっては、主に中島三千男と金花子が聞き取り、津田良樹と川村武史が現状記録を行った。

本稿執筆にあたっては、本文のはじめに、第Ⅰ章、第Ⅱ章は中島、第Ⅲ章、第Ⅳ章、おわりには津田が主に執筆した。資料編の調査表は韓国語による聞き取りについては金が、日本語による聞き取りは中島が書き起したヒヤリングシートをもとに、取捨選択し、文献資料・現地調査のデータ等を加えて、津田が作成した。図面の浄書は川村が担当した。

謝 辞

本調査にあたり、鄭炳洙氏をはじめとする和順郡役所の方々には大変にお世話になった。特に沈洪燮には厚く感謝申しあげたい。今回の調査は神祠の郡レベルの悉皆調査としては、初めてのものであったが、これが可能となったのも全く沈氏のご尽力による。和順郡での5日間の調査の内、4日間私たちの調査に同行いただき、各面でインフォーマントをご紹介いただき、また聞き取りも一緒にしていただき、さらには神祠跡地の同定なども私たちと行動を共にしていただいた。このことにより、調査が能率的に行われただけでなく、何よりも、このことにより、インフォーマントの方たちとの信頼関係を醸成でき、今回の調査が、はじめに述べたように、微妙な時期、微妙な地域で行われたにもかかわらず、基本的に成功を収める事が出来た。ここに、改めて、厚く感謝申しあげる次第である。

この他、各都市の神社調査では、以下の方々にお世話になった。木浦文化院 卞상현氏、金貞燮氏、光州広域市南区文化院李鐘日氏、朴墿洪氏、順天文化院陳仁鎬氏、羅州文化院金俊燦氏、李民寛氏、ソロクト島金光文氏。

最後にお名前をいちいち記す事は出来ないが、神社や神祠の調査において、あまり思い出したくない話題、しかも日本人の調査にも関わらず、私たちの聞き取りに応じていただいた多くの方々、また特に和順郡の神祠の調査においては、殆んど足を踏み入れたことのない、雑木林や雑草に覆われた神祠跡地に老齢の体を引きずりながら、私共をご案内いただいた多くの方々に、心より感謝申し上げます。

資料編

凡例

※資料番号冒頭の数字は第Ⅲ章の各神社・各神祠の番号と対応している。

神社・神祠調査表について

- ① 聞き取り項目は調査表に記入の通り。
- ② 「創立・沿革」の項目のア～エは「ア、建設経費。イ、労働奉仕。ウ、工事についての指揮・指示。エ、施工者ほか」である。
- ③ 話者については、実名をあげるべきだが、まだ植民地時代の「歴史の精算」等、微妙な状況もあるため、それらの点を配慮してここでは明示しなかった。また、聞き取り内容は調査表に記入した以外にも豊富な内容を含んでいるが、ここでは割愛せざるを得なかった点も多い。

図面について

- ① 図面は、神社神祠時代の復原および現状の配置図を示した。
- ② 配置図は短時間での調査であったため、厳密な測量は行っていない。巻尺や歩測によって確認できる程度の概念図に近いものであるが、等高線なども含めて、その場の状況はそれなりに反映できているものと考えている。
- ③ 縮尺はメートルと尺寸のスケールバーで示した。
- ④ 配置図中、□が神殿、⇄が鳥居、▣が階段を示している。
- ⑤ 方位は○が北である。

地形図について

- ① 地形図は、大正6年測図の植民地時代の1/50000地形図と現在の1/50000地形図とを1/25000に拡大して掲載した。ただし、小鹿島神社を除く4神社については戦前の1/10000地形図に縮尺をあわせ、現在の1/50000地形図を1/10000に拡大して掲載した。
- ② 神社・神祠位置は凸でその位置を示し、出っ張りが前を示すよう配置した。なお、その記号を見つけやすくするために♯で凸を指し示してある。

写真について

- ① 古写真は□で囲んだ番号で、現状写真は○で囲んだ番号で示した。
- ② 神祠は、ほとんどがもとの山林に戻っており、神祠時代の様相は極めてわかりづらくなっている。その上、掲載写真がモノクロになっているため、さらにわかりにくくなっている。ご容赦願いたい。
- ③ 古写真は下記の文献から転載させていただいた。記して感謝したい。

古写真出典リスト

『光州市史 第二巻』光州直轄市史編纂委員会，光州直轄市，1993年11月。

『侵略神社』，辻子実，新幹社，2003年9月20日。

「江原神社・平壤神社・光州神社」，『朝鮮と建築』第21輯 第9号，朝鮮建築会，昭和17年9月。

『大陸神社大観』，岩下傳四郎，大陸神道連盟，昭和16年7月。

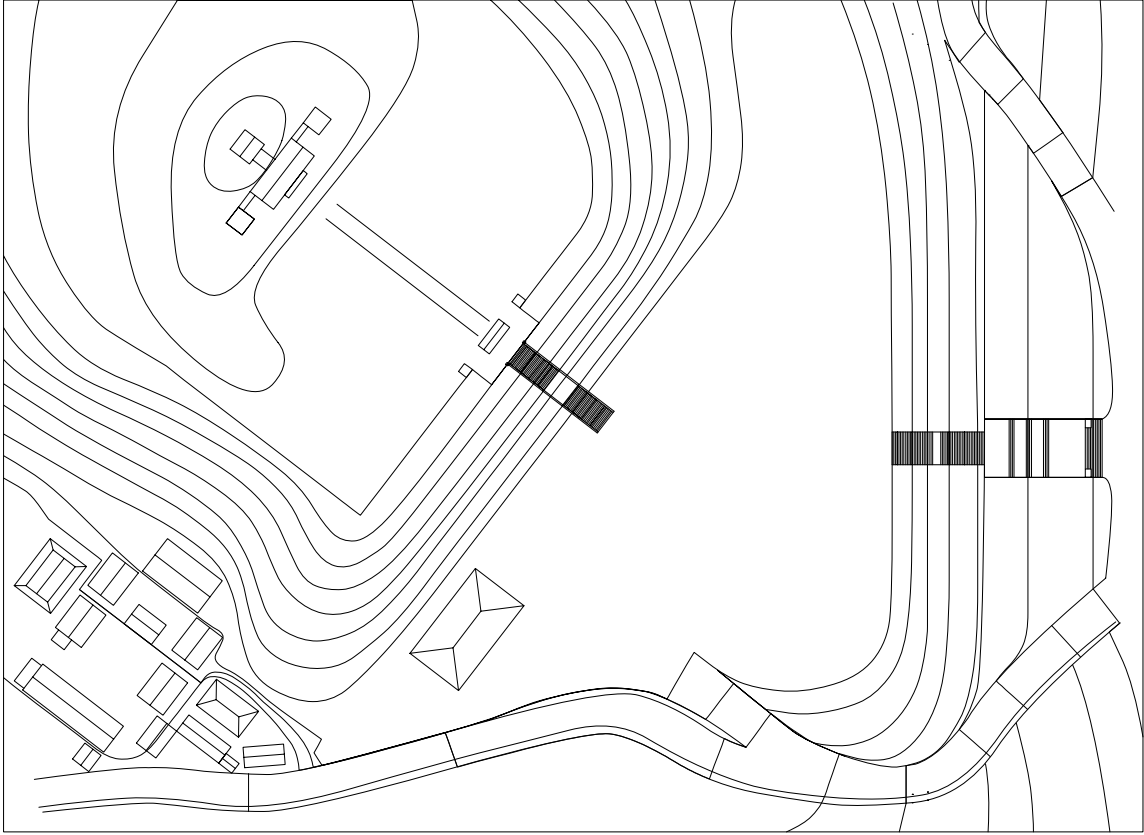
『木浦府史』木浦府，昭和5年12月。

『木浦誌』，木浦文化院，金貞燮，郷土文化社，1991年5月。

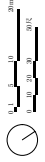
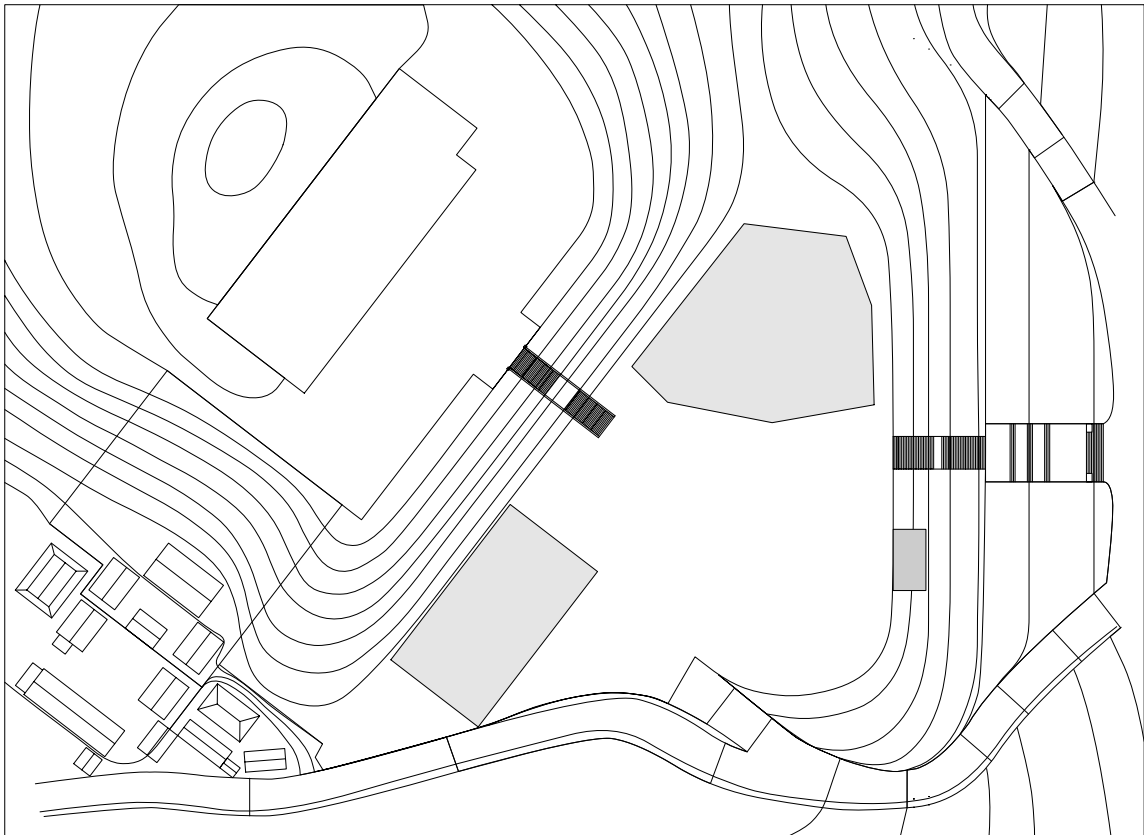
『木浦開港百年史』，木浦開港百年史編纂委員会，木浦百年会，1997年10月。

『順天中・高等学校五十年史』順中・高五十年史編纂委員会，崔命煥，湖南文化社，1988年4月。

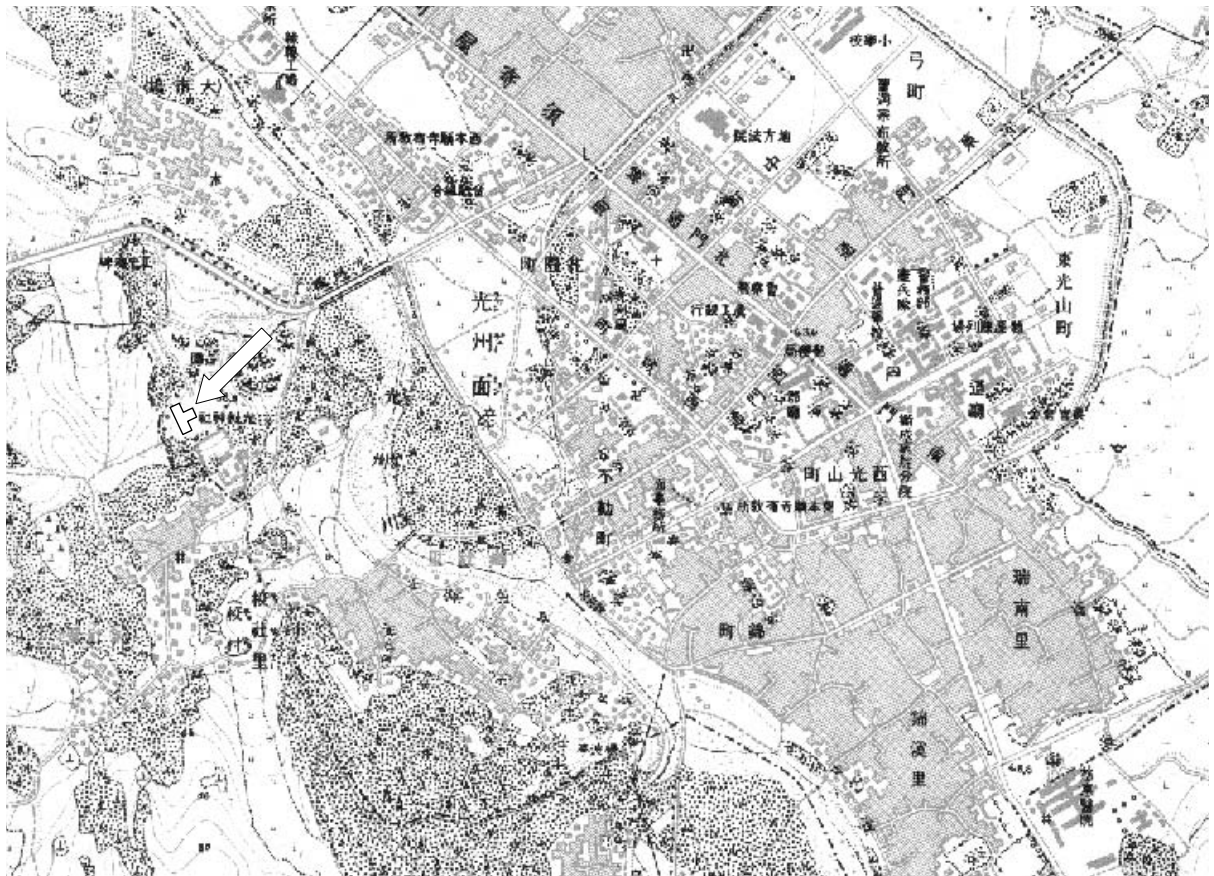
<p>神社名：1. 光州神社</p>	
<p>神社創建以前の用途：もと郷校の土地であったが、元来ここは亀の形をしており、光州にとっては重要な山であった。聖亀山と称され、この亀がいるから光州は栄え、去ってしまうと滅びるとされ、亀の首の相当するあたりに聖居寺が建てられ、これが押さえているから亀が逃げ出さず、光州を守ってくれているとされてきた。亀の甲羅に相当する部分に神社が造られた。さらに、頭に忠魂碑が建てられた。</p>	
<p>戦前の住所：全羅南道光州郡光州面郷社里十八番地</p>	
<p>設立許可年代：1917年6月1日創立。1940年紀元二千六百年記念事業で大改造が行なわれた。</p>	<p>祭神：天照大神・国魂大神</p>
<p>崇敬者代表および出願者：下坂重行ほか19名。</p>	<p>創建動機：日本人主導による。</p>
<p>創立・沿革： ①1912（大正元）年8月、伊勢神宮遙拝殿を建設。②大正5年8月、神社の創立を申請。③大正6年5月、創立許可。④大正6年11月、鎮座祭。⑤1936（昭和11）年8月、道供進社に指定される。⑥昭和12年12月、社殿の造営と神域の拡張整備工事許可、工事に着手。⑦昭和15年10月、社殿完成。⑧昭和15年11月19日、本殿遷宮祭を執行。1926年（昭和16年）10月1日、国幣小社列格。</p>	
<p>ア、</p>	
<p>イ、</p>	
<p>ウ、</p>	
<p>エ、小林建築設計事務所（東京）、東京社寺工務所、宮大工伊藤平左衛門（名古屋）。</p>	
<p>位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：光州の中心市街から見て、西方光州川を挟んで対岸の亀ヶ岡上に立地。</p>	
<p>社殿の向き：東向き</p>	<p>石段の向き（神殿から見て）：上、東向・下、北東向 参道の向き：</p>
<p>社殿・構造形式：① 創建、本殿、桁行3間×梁行2間、切妻造、平入、神明造。 ②改築、本殿、入母屋造銅板葺、妻入。幣殿、両下造銅板葺。拝殿、入母屋造銅板葺、平入。これら3棟が複合した複合社殿。さらに拝殿両脇に祭器所・神饌所が伸びる。</p>	
<p>本殿・付属屋・付属施設：本殿（神殿）・祝詞殿（幣殿）・拝殿・祭器所・神饌所・宝庫・神門・勤番所・神符授与所・脇神門・脇手水舎・手水舎・神務所・斎館・倉庫・鳥居・制札・社號標・社宅・燈籠。</p>	
<p>参拝等について：小学校や中学校のときには毎月8日および新年・天長節・紀元節・明治節には先生の引率で集団参拝した。毎日参拝することを強制されはしなかったが、奨励されていた。</p>	
<p>現在の用途・住所：光州市南区社洞、「光州公園」内</p>	
<p>戦後の沿革：光復後、翌8月16日には拝殿・神殿が光州青年団によって壊された。その後、建物はなくなっても公園のようであったから、市民の朝の運動の場となっていた。</p>	
<p>現況：かつての上・下2箇所石段はそのまま残っている。大きな広場のかつて社務所があった位置に1979年「武珍会館」が建てられている。社殿が建っていた上壇には、1963年に朝鮮戦争・動乱やパルチザン闘争で亡くなった人々の慰霊碑が建てられている。</p>	
<p>話者：①A氏 ②78歳（1926年12月13日）、敗戦時18歳 ③男性 ④光州 文献資料：『朝鮮総督府官報 第1422号』 『大陸神社大観』 『江原神社、平壤神社、光州神社』（『朝鮮と建築 第21輯、第9号』朝鮮建築会、昭和17年9月）</p>	
<p>調査日時：2005年8月11・12日</p>	<p>調査者：津田・中島・金・川村</p>



1 - 1 光州神社復原配置図



1 - 2 光州神社現状配置図

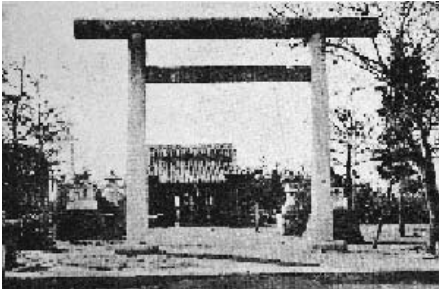


1 - 1 光州神社付近地形図 (『光州』縮尺1/10000, 大正6年測図)



1 - 2 旧光州神社付近地形図 (『光州』2004年測図). 縮尺1/50000の原図をもとに1/10000に拡大している.

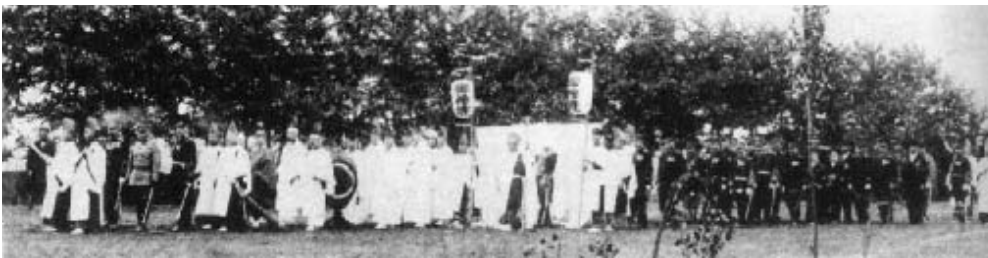
光州神社



1-①光州神社，鳥居を通して拝殿を見る。瓦葺の拝殿からみて，改築前の状況である。（『光州市史第二巻』から転載）



1-②光州神社神殿および拝殿，大正6年。（『侵略神社』から転載）



1-③光州神社，大正6年11月3日光州神社鎮座祭，（『侵略神社』から転載）



1-④光州神社神殿・拝殿・祭器庫・神饌所全景，（『朝鮮と建築』第21輯第9号から転載）



1-⑤光州神社神殿背面，（『朝鮮と建築』第21輯第9号から転載）



1-⑥光州神社神門および両翼舎，（『朝鮮と建築』第21輯第9号から転載）



1-①光州神社，亀ヶ岡全貌。かつて，中央「漢文講座」の横断幕あたりに鳥居があった。



1-②光州神社，下の石段。1940（昭和15）年に改築された光州神社時代の石段。



1-③光州神社，下の石段を登りきった所より見る。かつての神社広場，正面奥の石段を登ると社殿が建っていたテラス。左奥の建物位置にかつて社務所が建っていた。



1-④光州神社，広場から社殿群のテラスをつなぐ上の石段。

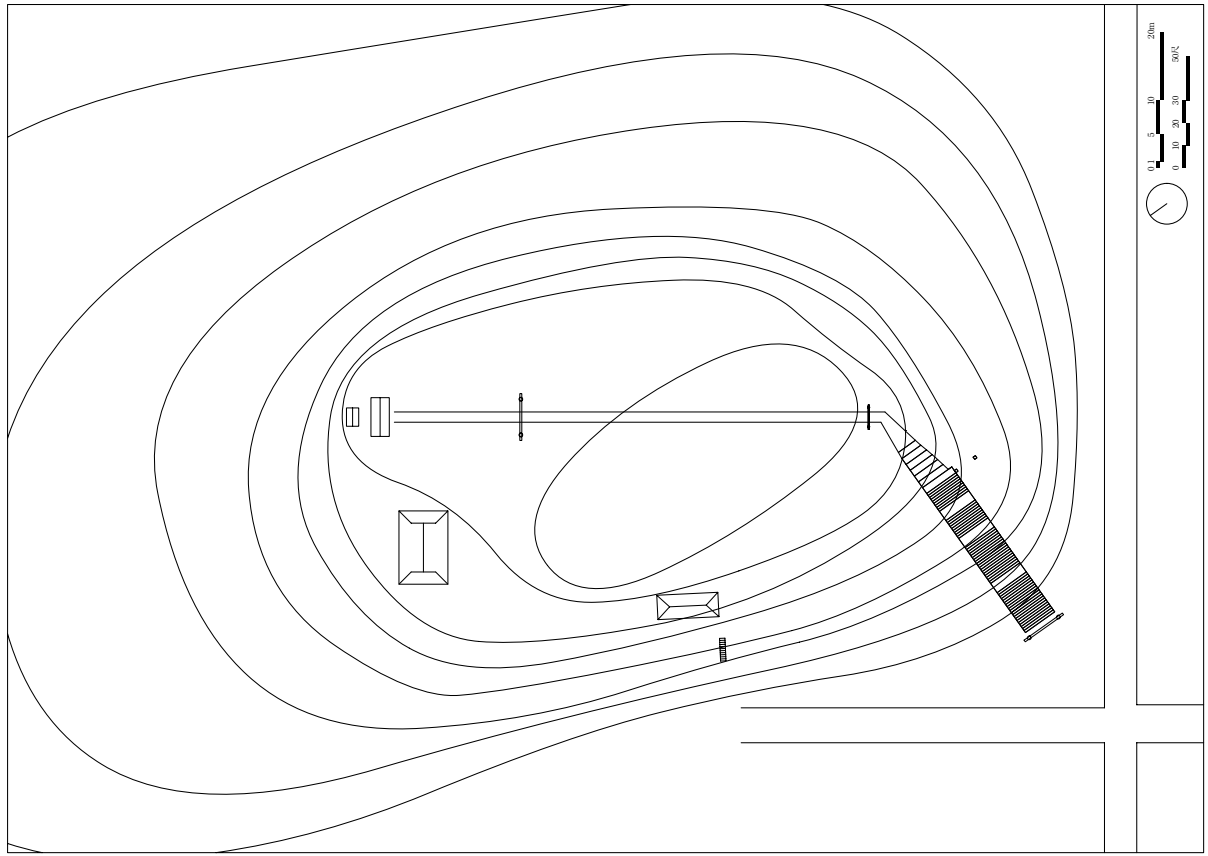


1-⑤光州神社，上の石段。かつてこの石段上に神門が建っていた。その奥に社殿が配されていた。

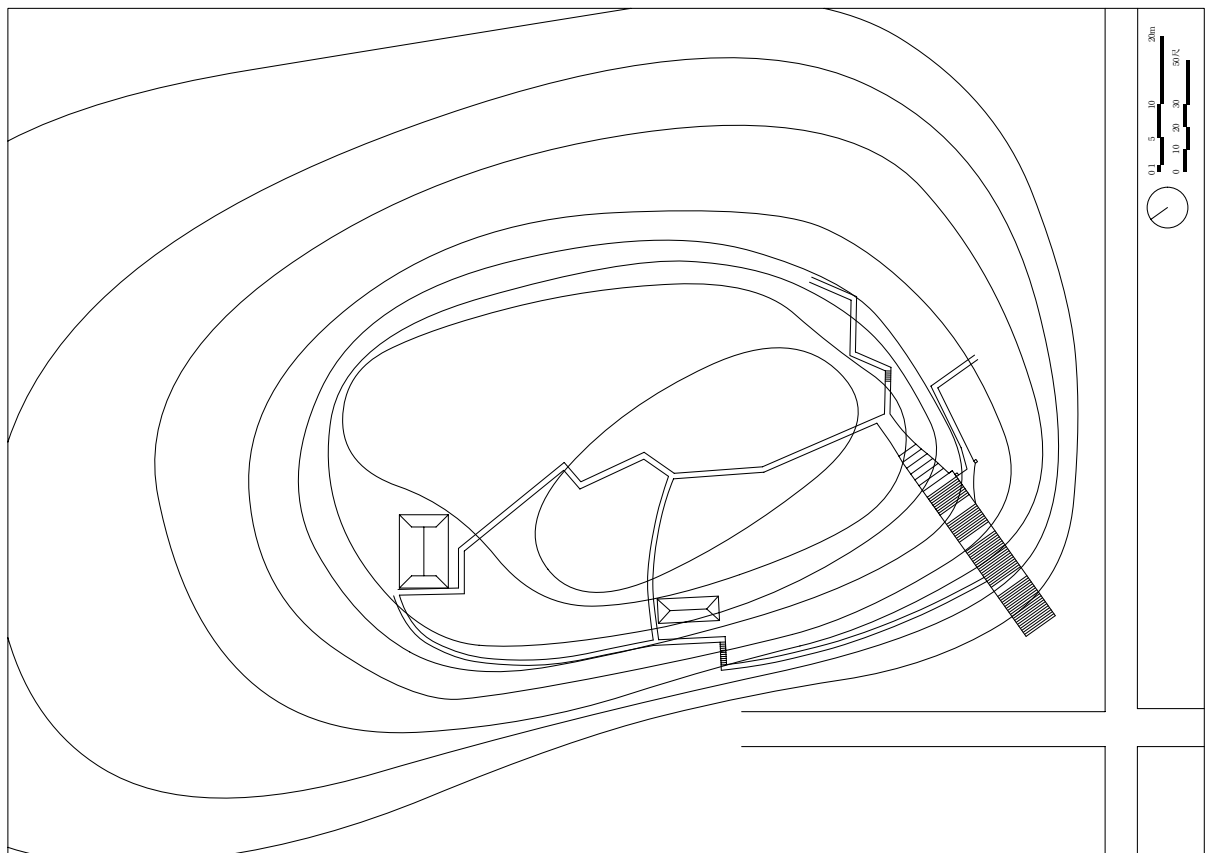


1-⑥光州神社，社殿のテラス。正面慰霊碑が建てられている付近に拝殿・その奥一段高くなったところに本殿，それらを幣殿つないで複合社殿を構成していた。さらに横長の拝殿両脇に祭器所・神饌所を伸ばしていた。

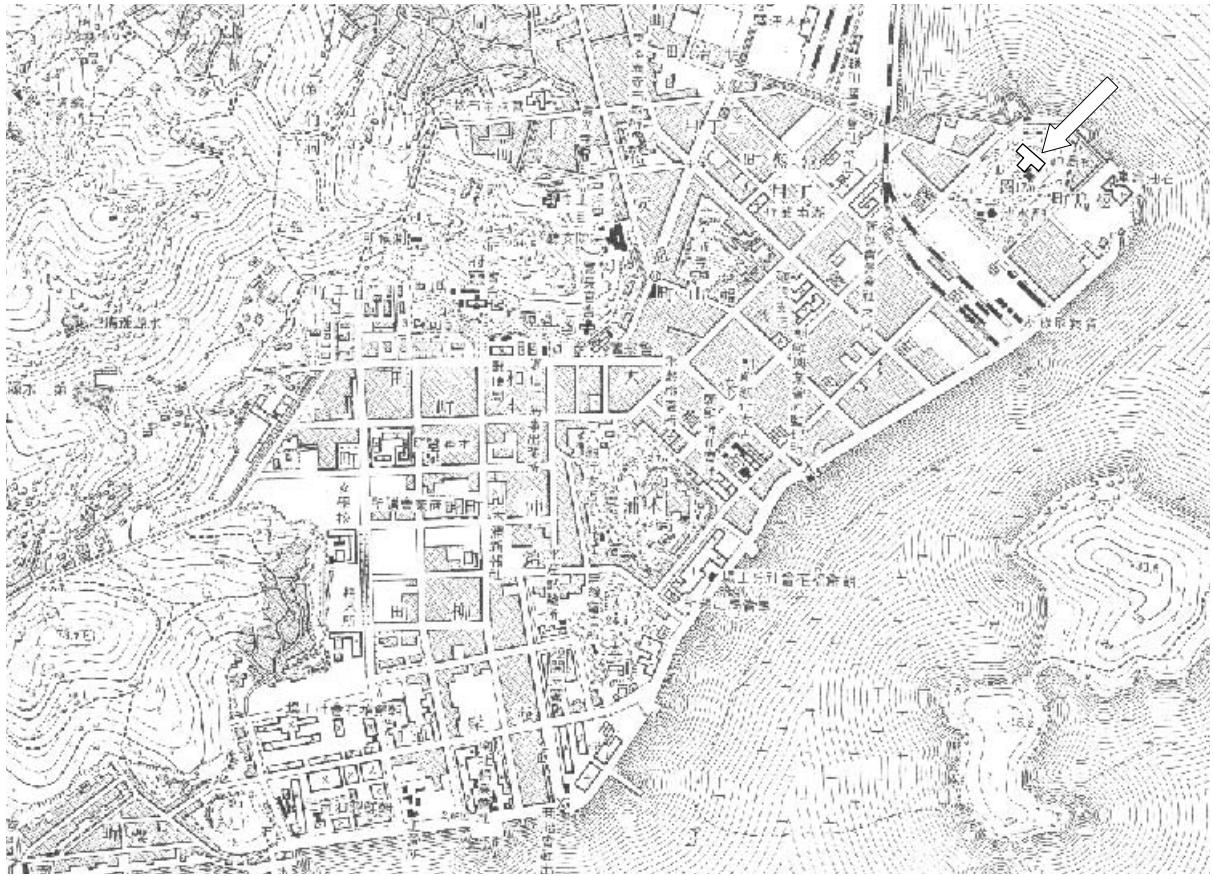
神社名：2. 松島神社（木浦）	
神社創建以前の用途：もと独立した島。木浦が開港場になったので、京城の笹という人が値上がりを見こして島を買ったが、神社となり全然儲からなかったので「笹泣き島」と呼ばれていた。	
戦前の住所：木浦府松島町	
創立許可年代：1916（大正5）年5月3日	祭神：天照大神
出願代表：朝鮮総督府府尹橋本豊太郎	創建動機：日本人が主導して創立
創立・沿革： ①1910（明治43）年6月着工。②11月遷宮。③1911（明治44）年4月11日遷宮。④9月摂社金刀比羅神社勧請。⑤1914（大正3）年6月末社稲荷社奉祀。⑥1916（大正5）年5月3日神社創立願認可。⑦1919（大正8）年秋鎮座十年祭。⑧1922（大正11）年12月31日拝殿改築竣工。	
ア、	
イ、	
ウ、神殿は名古屋において建造され、輸送されてきた。	
エ、	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：埋め立て前には離島であり、当時海に突き出した標高17メートルの小高い半島のようになっていた松島上に神社は設置されていた。松島は、府庁や警察署がある町の中心部から東方に位置し、かつての海を埋め立てた平らな平地のなかにむっくりと高まった山となり目立つ存在であった。	
社殿の向き：社殿は南西向き	参道の向き：十字に交差する道路から東に向かって2箇所の踊り場を挟んで長い石段が通じ、石段上から北東方向に神殿に向かって参道が続いていたようだ。
社殿・構造形式：[1916（大正5）年創立時] 神殿（2坪3合）神明造、桧皮葺、総檜材（名古屋において建造輸送）。拝殿（6坪0）、四方縁付、瓦葺、格子戸立。社務所（11坪0）瓦葺、平家建、畳敷。 [1941（昭和16）年] 神殿（2.2坪）、拝殿（36坪）、中殿（6坪）、社務所（10坪）、手水舎（1.5坪）、神饌所（2坪）、境内地（4.975坪）	
参拝等について： ①毎月8日、大詔奉戴日に神社参拝して東方遙拝、その他、新嘗祭や神嘗祭等にも参拝。 ②手を洗い、口をすすいで参拝した。手を洗う柄杓を持って遊んでいて叱られた事がある。 ③神社参拝をサボルと罰は厳しかった。なぐられるのは当たり前で、勤勞奉仕に難しい所をやらされ、掃除は便所の方に回される。済んだら職員室の先生に報告、先生の点検を受け、ダメだと言われれば、またやり直しであった。	
現在住所：木浦市東明洞	
戦後の沿革：神社の境内地は国からの借地で、もともとは国有地であった。その国有地に、戦後、日本や満州からの引揚者が境内に住みついた。	
現況：国有地に勝手に住みついた帰還同胞村を追認し払い下げを行ったため、迷路状態の住宅地が定着することとなった。	
話者：①B氏 ②1934（昭和9）年1月8日、敗戦（1945年）時、国民小学校5年生 ③男性 ④木浦府 文献資料：『木浦府史』（木浦府、昭和5年12月） 『朝鮮総督府官報 第1124号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月9日	調査者：津田・中島・金・川村



2 - 1 松島神社復原配置図



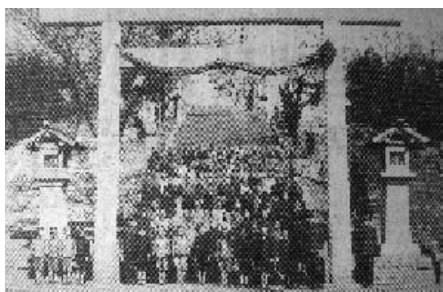
2 - 2 松島神社現状配置図



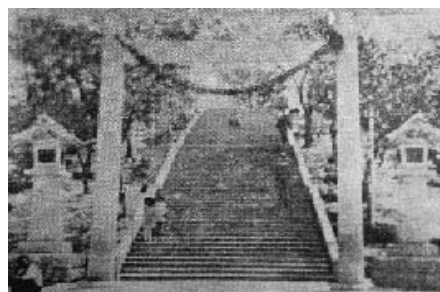
2-1 松島神社付近地形図（『木浦』縮尺1/10000，大正6年測図昭和7年修正測図）



2-2 旧松島神社付近地形図（『木浦』2004年測図）．縮尺1/50000の原図をもとに1/10000に拡大している．



2-①松島神社一の鳥居前記念写真、1943年撮影。
(新聞切抜き地元住民提供)



2-②松島神社一の鳥居・正面石段。(『木浦開港百年史』から転載)



2-③松島神社広場、二の鳥居、遠く拝殿が見える。
(『木浦府史』から転載)



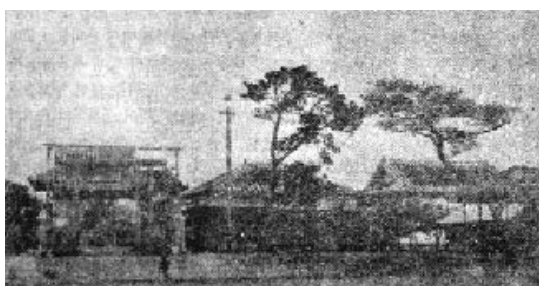
2-④松島神社拝殿、左手に社務所。(『木浦府史』から転載)



2-⑤松島神社拝殿。(『侵略神社』から転載)



2-⑥松島神社拝殿。(『大陸神社大観』から転載)



2-⑦松島神社拝殿(左端)。拝殿が瓦葺であるから、拝殿改築前の様子。(『木浦誌』から転載)

松島神社



2-①松島神社，松島の全貌．地形も改変され，面影はほとんどないが，松島の全貌である．中央が，公道から引き込むかたつの松島神社の石段．石段を登るすぐ手前両側に石造の一の鳥居が立っていた．



2-②松島神社，一の鳥居の礎石が今も残っている．



2-③松島神社，松島全体が帰還同胞村となり，そのまま再開発されることなく定着したため，細い迷路のような道を残し住宅がところ狭しと建ち並ぶ．



2-④松島神社，旧社務所前から見た旧境内．すぐ目の前あたりに社殿があったはずだが，跡形も残っていない．

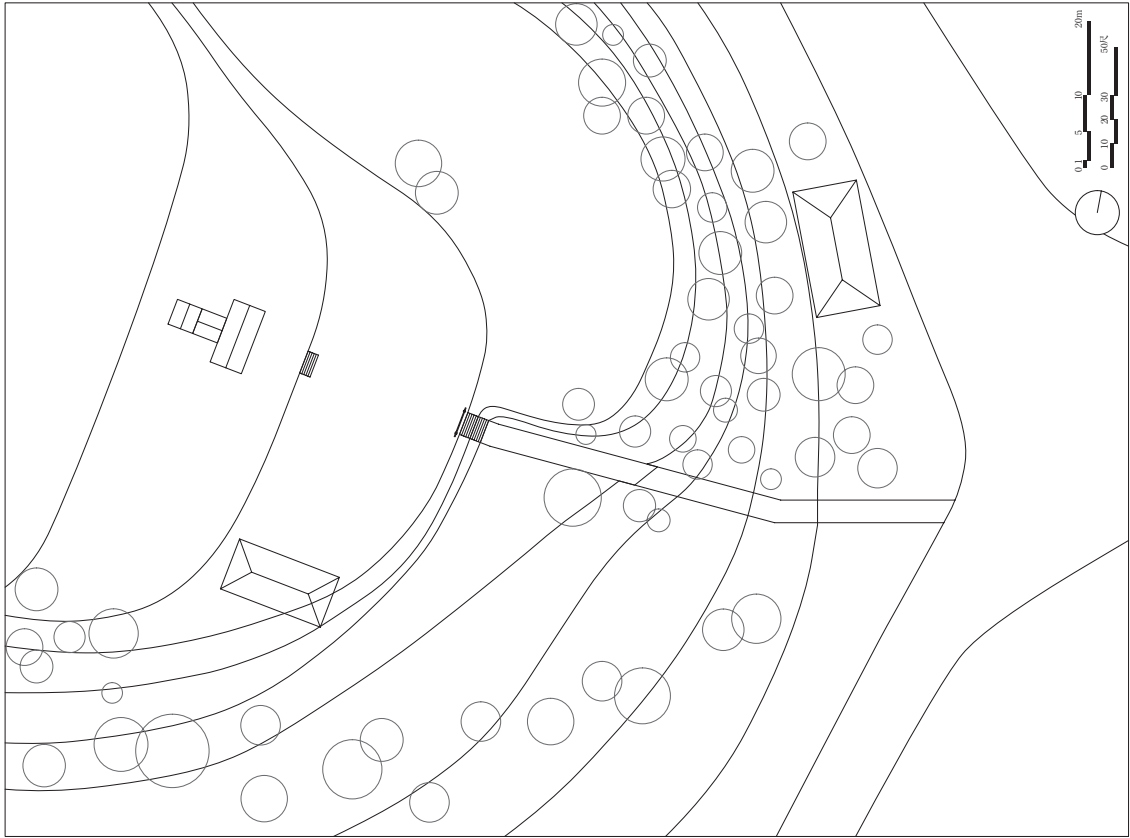


2-⑤松島神社，旧社務所外観．左の建物が旧社務所である．外観は改装が甚だしくかつての面影はない．

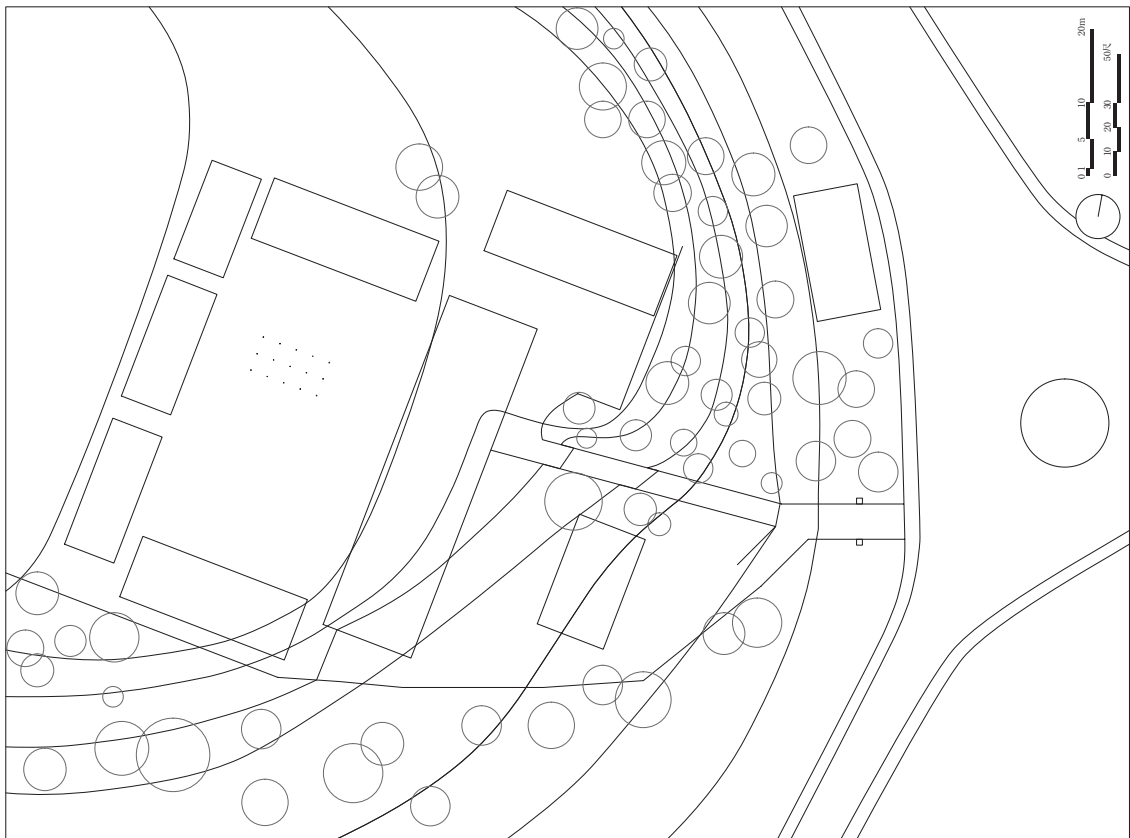


2-⑥松島神社，旧社務所内部．なかをのぞくと，旧社務所であったことが分かる．

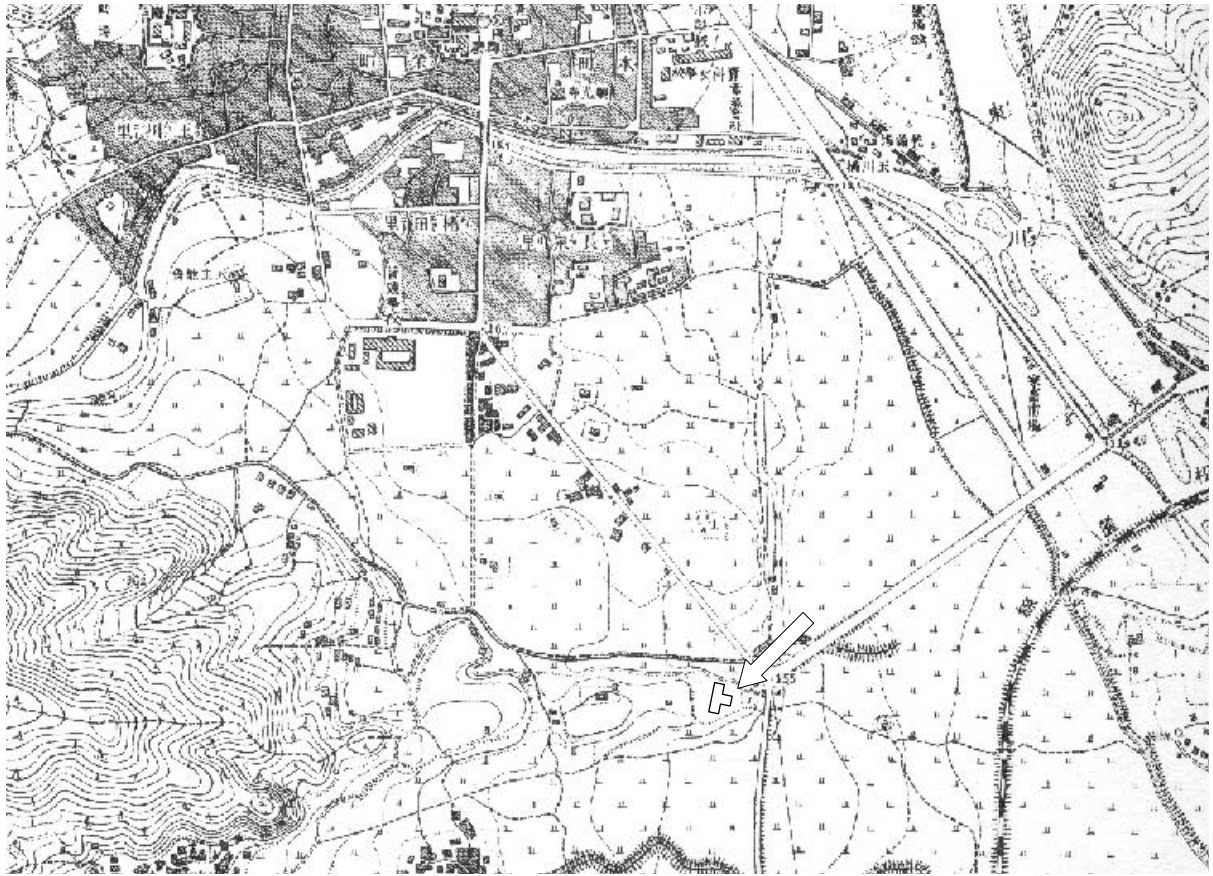
神社名：3. 順天神社	
神社創建以前の用途：山林	
戦前の住所：全羅南道順天郡順天邑	
創立許可年代：1937年（昭和12年）2月2日	祭神：天照大神
崇敬者代表および出願者：谷哲之助外52名	創建動機：神社奉斎の議はかなり久しい以前からあったが、敷地選定について世論の一致を欠いていたため、遅延した。（『大陸神社大観』）
創立・沿革：1937年（昭和12年）2月2日の創立許可。同年11月25日に神殿完成し、12月8日鎮座祭を執行。以来工費10万円を以て造営を継続し、1940年（昭和15年）11月完成。1941年（昭和16年）4月、邑供進社に指定される。	
ア、	
イ、	
ウ、	
エ、	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：順천시街地の郡廳・警察署などが集中する中心地からほぼ南方1kmほどの、西の方から山の尾根筋が舌状に張りでた岡の上に位置する。	
社殿の向き：東向き	参道の向き：公道から社殿に向かい、ほぼ一直線に東西方向の参道を通じる。
社殿・構造形式：神殿（1.99坪）、拝殿（13.12坪）、幣殿（5坪）	
付属屋・付属施設：社務所（32.56坪）、境内地（3,549坪）、もと神主の住宅が今も残る。	
現在の住所：全羅南道順천시インゼ洞121番地、「順天聖信園」内	
戦後の沿革：①「ある団体が神社へ行って壊したと聞いた」	
現況：①戦後「帰還同胞村」ができて、南洋群島・中国・日本から帰ってきた韓国人たちが、ずらっとバラックを建てて住んでいたが、1957年6月にカトリック教会によって朝鮮戦争の孤児のための「順天聖信園」が建てられた。②一社の入り口にあった神主さんの家は、家の構造や間取りは当時のままであるが、外見は現代風のレンガでリフォームされ、すっかり様変わりしている。	
話者：①C氏 ②74才（1931年1月19日生）、敗戦時は14才 ③男性 ④順天邑インゼ洞	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第3012号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月10日	調査者：津田・中島・金・川村



3 - 1 順天神社復原配置図



3 - 2 順天神社現状配置図



3 - 1 順天神社付近地形図（『順天』縮尺1/10000，昭和10年測図）



3 - 2 旧順天神社付近地形図（『順天』2004年測図）．縮尺1/50000の原図をもとに1/10000に拡大している．

順天神社



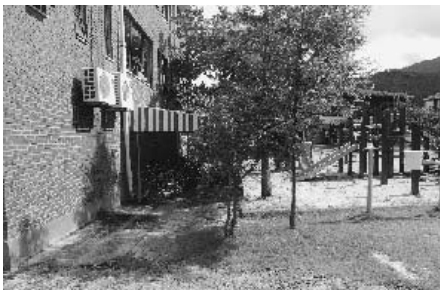
3-①順天神社広場。正面奥に拝殿、左に社務所。
(['大陸神社大観』から転載)



3-①順天神社、公道より旧参道入口を見る。この
右手のほうに旧神官の住宅が残る。



3-②順天神社、参道。参道奥に福祉施設の建物が見える。



3-③順天神社、旧広場。右手の建物位置に広場に
登るための階段があり、右手のほうに社殿が建つテ
ラスがあった。また、この写真奥に社務所が建って
いた。



3-④順天神社、旧広場。広場の旧社務所前から社
殿の建っていた方向を見る。奥の建物辺りに拝殿が
あったという。

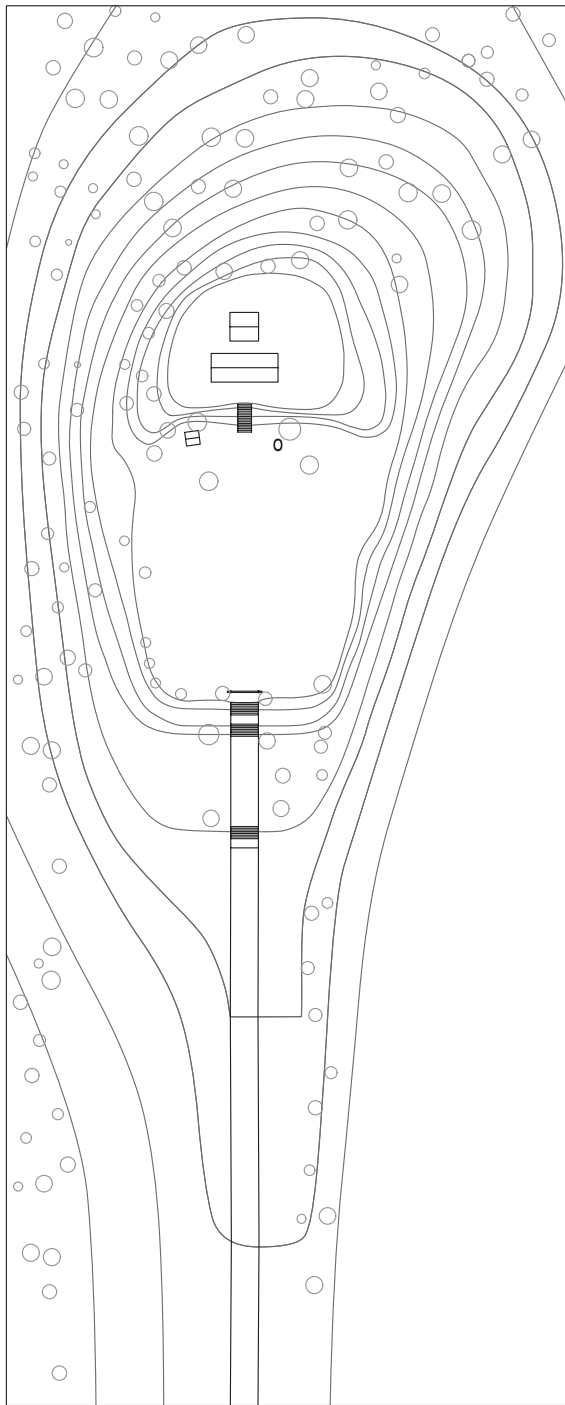


3-⑤順天神社、社殿のテラス。旧拝殿あたりから
旧神殿あたりを見る。

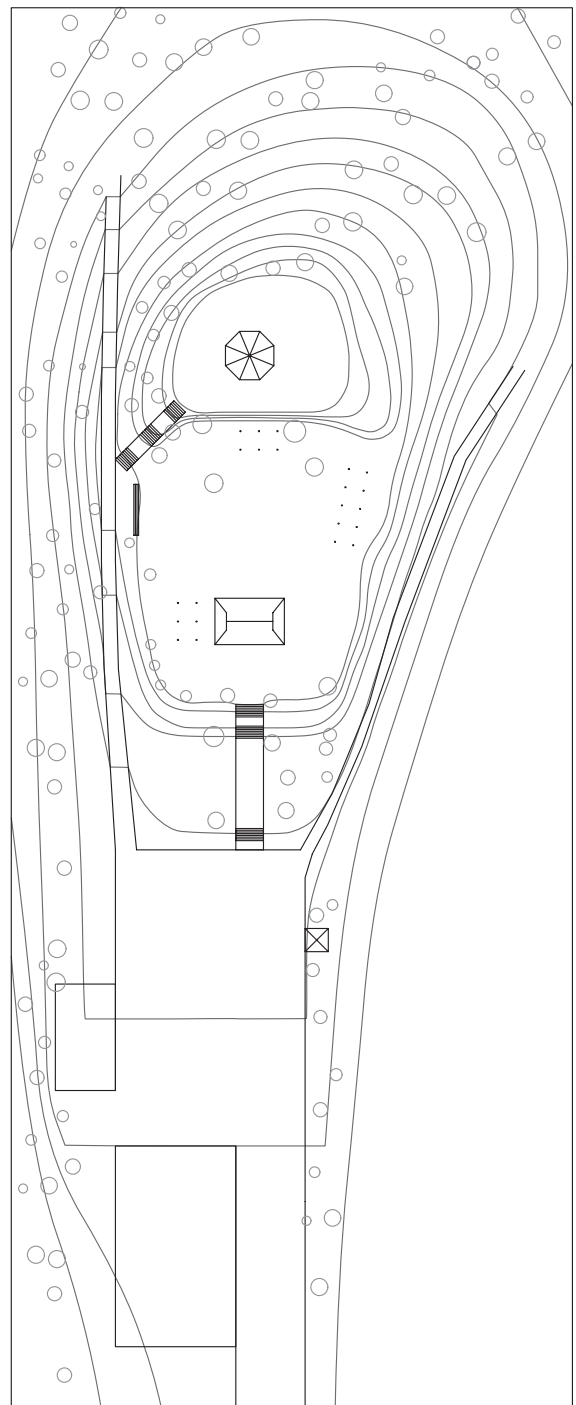


3-⑥順天神社、参道入口の脇にある旧神官の住宅。
改装され外観はまったく変わっているが、内部の間
取りなどは当初のままだという。

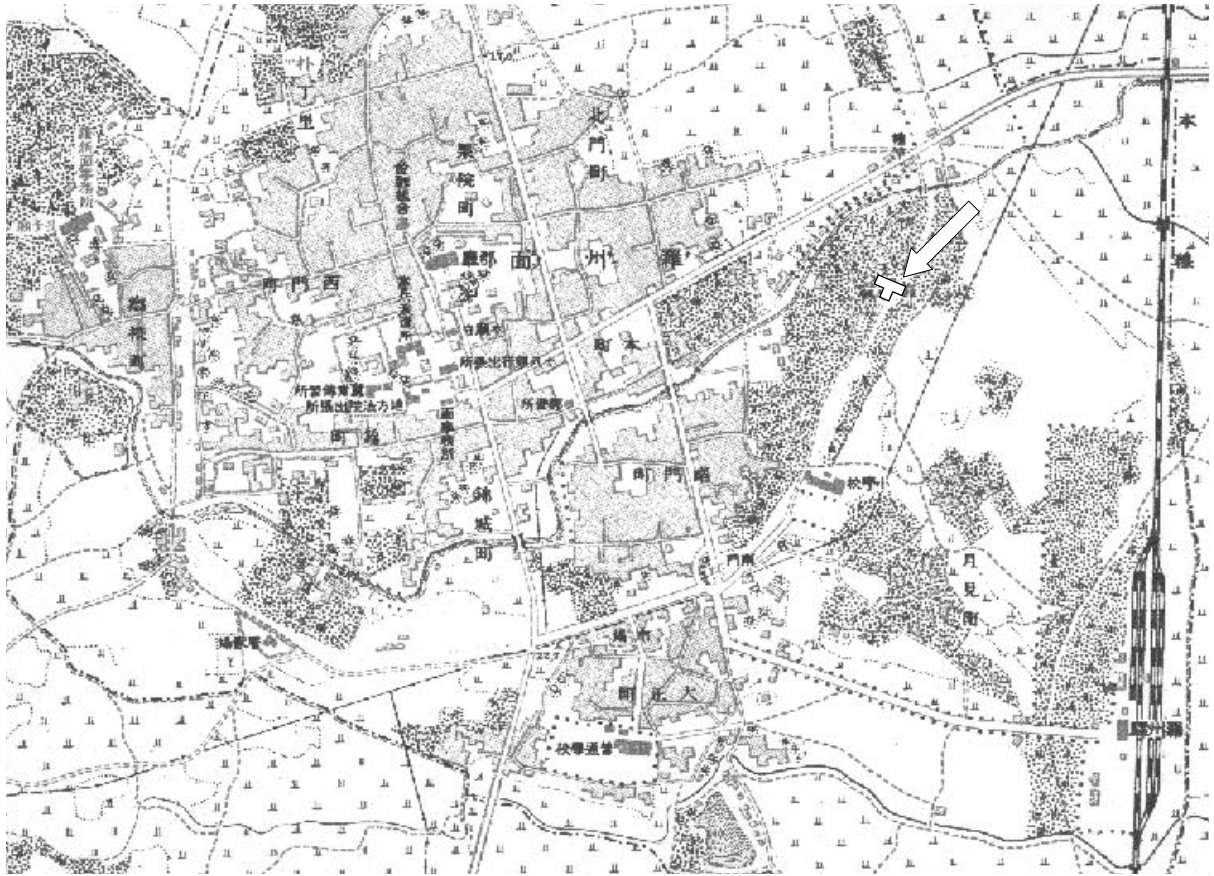
神社名：4. 羅州神社	
神社創建以前の用途：元亭子があったところ。羅州の旧城壁の上の南山公園。	
戦前の住所：全羅南道羅州郡羅州邑	
創立許可年代：1937年（昭和12年）9月8日	祭神：天照大神・明治天皇
崇敬者代表および出願者：村上九平ほか69名。	創建動機：
創立・沿革：1939（昭和14）年11月、邑供進社に指定される。	
ア、郡の費用で造られた。	
イ、労働奉仕はなく、建設業者に請け負わせて造った。	
ウ、朝鮮の様式とは違っていたので、社殿は日本人の大工が造った。	
エ、	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：羅州の中心郡庁から見て東方の小高い丘状の旧都市城壁の上に位置する。	
社殿の向き：南向き	参道の向き：小学校脇から一直線にほぼ南北方向に参道を設定している。神社設立以前の大正7年発行の地図で既に、この軸線は確認できる。亭子以来のアプローチを利用したものと思われる。
社殿・構造形式：神殿（1.5坪）、拝殿（13.33坪）、神饌所（1.08坪）	
付属屋・付属施設：鳥居・社務所（37.25坪）、稲荷社・手水鉢・石段（現在も残る）	
参拝等について： ①国家的祝日には必ず参拝。出征兵士の武運長久を祈る儀式。その後駅まで送って行く、旗行列。しかし、戦争が熾烈になって、出征する人も多くなった昭和18・9年頃からは、参拝は省略して駅に行き見送りをした。	
現在の用途・住所：羅州市錦南洞一帯、「南山市民公園」内	
戦後の沿革：みんなで一緒になって神社を壊したという記憶はない。しばらくは残っていたが、ひとつひとつ部材を持って行ったりし自然になくなっていった。5年以内になくなった。住んだ人はいない。そんなに大きな建物ではなかった。	
現況：神社がなくなった後に、壬申和乱の義兵の將軍キムチョンイルを祀る廟が建てられた。廟は20年ほど前に別の場所に移転され、その時の門が1棟残っている。現在は公園。	
話者：①D氏 ②79歳（1926年5月6日）、敗戦時19歳 ③男性 ④羅州邑松月里 文献資料：『朝鮮総督府官報 第3199号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月11日	調査者：津田・中島・金・川村



4 - 1 羅州神社復原配置図



4 - 2 羅州神社現状配置図



4 - 1 羅州神社付近地形図 (『羅州』縮尺1/10000, 大正6年測図)



4 - 2 旧羅州神社付近地形図 (『羅州』2004年測図). 縮尺1/50000の原図をもとに1/10000に拡大している.

羅州神社



4-① 羅州神社，一直線の参道。（『大陸神社大観』から転載）



4-① 羅州神社，参道，中央奥に石段が見える。



4-② 羅州神社，参道途中からの見返り，参道入口の小学校を見る。写真中央奥の左に見えるのが小学校。



4-③ 羅州神社，石段を見る。



4-④ 羅州神社，旧広場。手前の門は，敗戦後に造られた廟の建物である。この門の前方に鳥居が建っていた。奥に見える亭の前あたりに社殿が建つテラスへ登る階段があった。

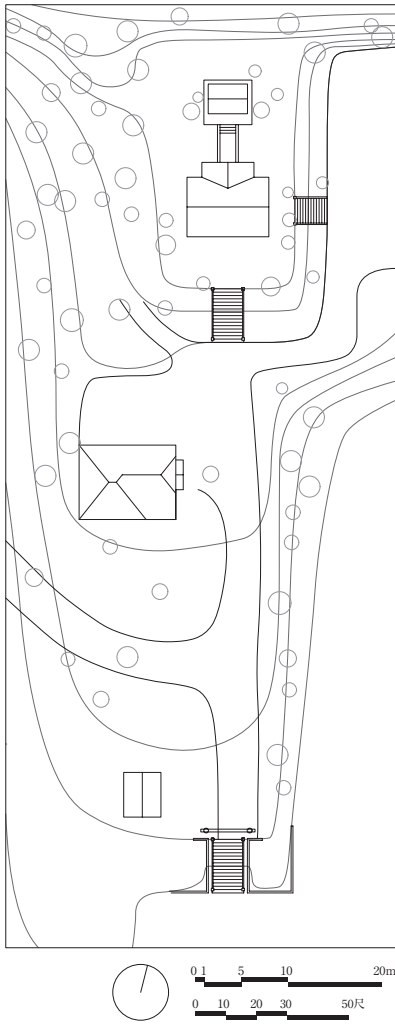


4-⑤ 羅州神社，社殿のテラス。亭のあたりに神殿，その前に拝殿が建っていた。

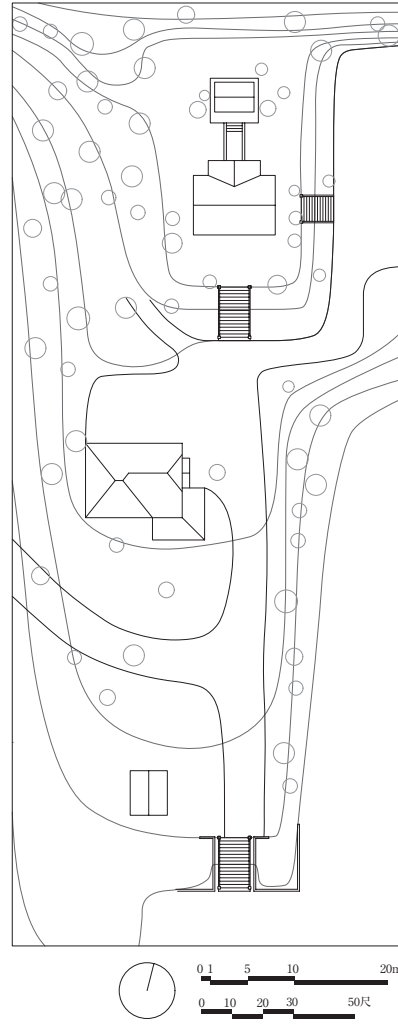


4-⑥ 羅州神社，旧拝殿付近から，参道方向を見る。

神社名：5. 小鹿島神社	
神社創建以前の用途：山林	
戦前の住所：高興郡錦山面	
創立許可年代：1936（昭和11）年5月13日	祭神：天照大神
崇敬者代表および出願者：周防正季外四十四名。	創建動機：1917年、長谷川朝鮮総督の勧請により神祠を設立。 1936年、小鹿島更生園の拡張工事にともない、4代園長周防正季により神社設立。
創立・沿革：植民地時代の1916年にハンセン病患者を強制的に隔離収容する目的で「小鹿島更正園」が設立された。この特殊な島に1936年に創建された神社が小鹿島神社である。	
ア、	
イ、	
ウ、	
エ、	
位置：島の東の1/3は官舎地帯、西の2/3は病舎地帯となっており、植民地時代は両地帯の間に有刺鉄線を張り巡らした「境界線」があり、検問所1箇所で東西地帯が結ばれていた。その、東の官舎地帯に本社は立地し、西の病舎地帯に分社があった。	
社殿の向き：南向き	参道の向き（神殿から見て）：南向き
社殿・構造形式：神殿（1.39坪）、神明造、間口3間奥行2間、平入、切妻造、スレート葺、鉄筋コンクリート造、拝殿（7.05坪）、神明造風、間口3間奥行2間、平入、切妻造、スレート葺、鉄筋コンクリート造	
神殿・付属施設：神殿・拝殿・社務所（16坪）・祭器庫（5坪）・境内地（1.380坪）	
参拝等について： 患者同士が結婚するためには、必ず同居許可を得ることと神社参拝を強要された。また、多くのカトリック教徒が神社参拝を拒否し、拷問を受けるなどのつまわしい過去が伝えられている。	
現在の住所：全羅南道高興郡道陽邑小鹿里	
戦後の沿革：自由がなかった患者たちが、解放後すぐに逃げたため、壊されずに神社がそのまま残った。	
現況：2000年、民族の屈辱の歴史建造物のひとつとして植民地時代の教育のため、全羅南道指定「文化財登録第71号」として指定され、保存されている。	
話者：①E氏 ②46歳（1959年7月9日） ③男性	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第2801号』 『大陸神社大観』（大陸神道連盟、昭和16年7月） 『朝鮮ハンセン病史—日本植民地下の小鹿島』滝尾英二、未来社、2002年9月。 『小鹿島説明版』	
調査日時：2005年8月9日	調査者：津田・中島・金・川村



5 - 1 小鹿島神社復原配置図



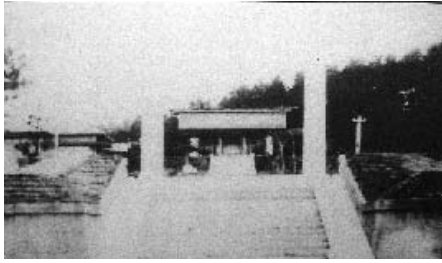
5 - 2 小鹿島神社現状配置図



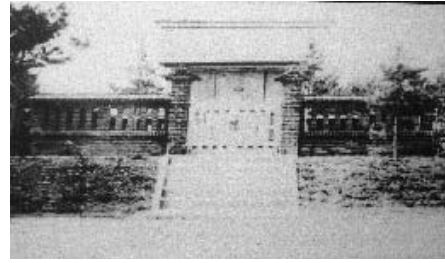
5 - 1 小鹿島神社付近地形図 (『居金島』大正6年測図)



5 - 2 旧小鹿島神社付近地形図 (『会泉』1975年測図)



5-① 小鹿島神社創立当初の様子。(小鹿島説明板から転載)



5-② 小鹿島神社分社。病舎地帯に造られた。(小鹿島説明板から転載)



5-① 小鹿島神社，入口階段。



5-② 小鹿島神社，参道。左の建物が社務所。奥に拝殿が見える。



5-③ 小鹿島神社，拝殿および拝殿前階段。



5-④ 小鹿島神社，神殿正面。屋根はスレート葺。



5-⑤ 小鹿島神社，社務所。

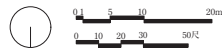
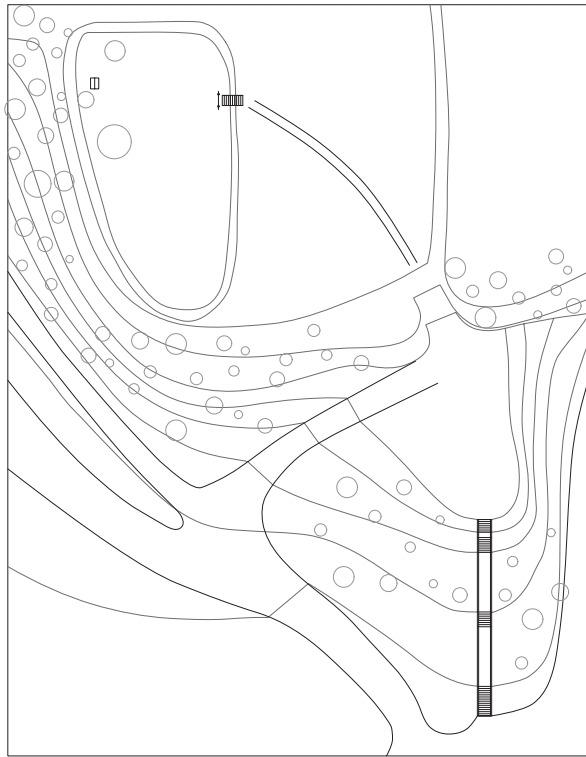


5-⑥ 小鹿島神社，神殿側面。棟持柱が見える。

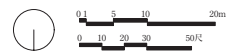
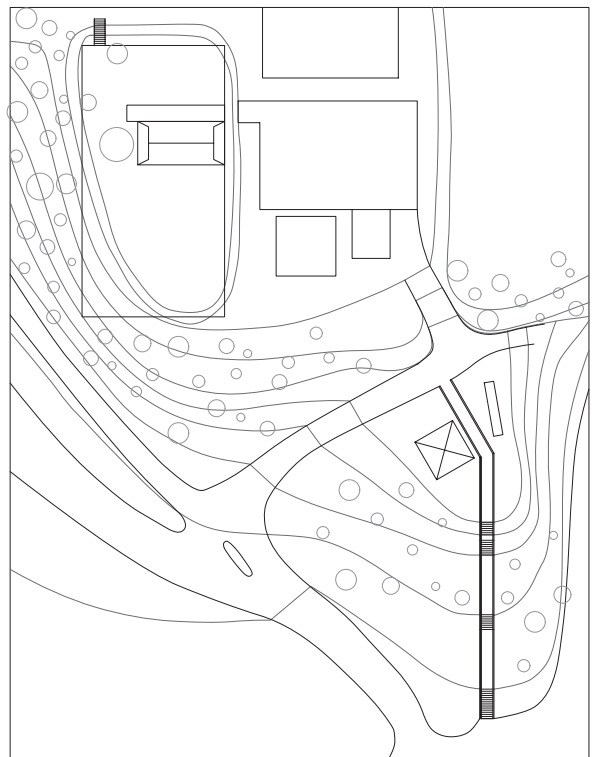


5-⑦ 小鹿島神社，祭器庫。

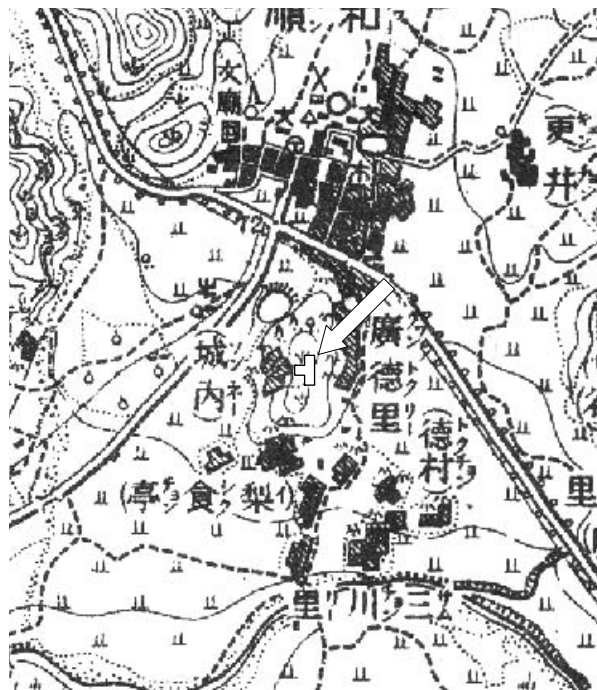
神祠名：6. 和順面神明神祠	
神祠設立以前の用途：個人の山で弓道の練習場であった。日本人達が住み始めて間もなく造られた。	
戦前の住所：和順面郷廳里	
建立年代：1930年（昭和5年）7月2日	祭神：天照大神
崇敬者代表および出願者：呉憲昌ほか24名。呉憲昌は親日家の金持ち、戦後道議員を務めた。	創建動機：日本人が主導して設立された。
創立・沿革：	
ア、郡の費用で造られた。	
イ、	
ウ、	
エ、神殿は朝鮮人の大工が施行した。	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：南方0.8kmほどの独立した小高い山上に立地。	
社殿の向き：西向き	参道の向き（神殿から見て）：北西・北向き
社殿・構造形式：神殿・小さな建物であった。	
付属屋・付属施設：鳥居・短い階段・広場・長い石段（3壇構成）	
参拝等について：	
①「学校で月一回くらい、団体参拝した。またいろんな記念日には面長、面職員、警察、面民、学生ら全部が参拝した」	
②「行事以外の日は神社に鍵がかかっていて、郡で管理していたと思う」	
③「記念日の時は赤い餅などを貰った」	
④「出兵の見送りの時は、仕事を休んで必ず全郡職員、邑職員、面職員、学生など全部参加し、華やかに見送りをした」	
⑤「普段日本人は神社参拝によく行くけど、郡職員達が定期的に行くことはなかった」	
⑥「神社のお払いを専門的にやる日本人が二人くらいいた。式には必ず来た。神社ではなく普通の家に住んでいた」	
現在の用途・住所：和順郡和順邑廣德里1区上廣徳村	
戦後の沿革：「徴用から帰った後で聞いた話だが、戦後すぐ結成された“大韓青年団”の人達が神社を壊したと聞いた。お金持ちの家も全部壊したんだから」「大韓青年団は各警察も全部襲撃したらしく、その前に日本人は皆逃げたらしい。警察にあった事務用品も全部壊したり持ち出したりしたそうだよ。うちの家にも警察から持ってきた家具があったんだから」	
現況：神祠の跡地には、徐東根氏所有の「端陽亭」が1968年に建てられ、弓道の練習場として運営されている。	
話者：①F氏 ②82才（1923年9月24日生）、敗戦時は22才 ③男性 ④和順面 ①G氏 ②94才（1911年10月3日生）、敗戦時は34才 ③男性 ④和順面	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第1052号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月7日、8日	調査者：津田・中島・金・川村



6 - 1 和順面神明神祠復原配置圖



6 - 2 和順面神明神祠現狀配置圖



6 - 1 和順面神明神祠附近地形圖 (『光州』, 大正 6 年測圖)



6 - 2 旧和順面神明神祠附近地形圖 (『光州』 2004 年測圖)

和順面神明神祠



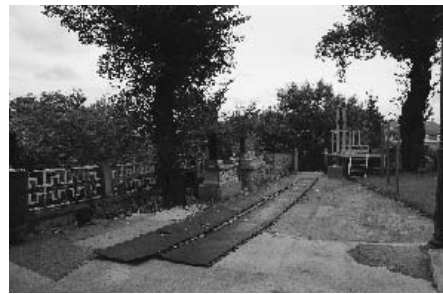
6-①神明神祠入口.



6-②石段途中からの見返し.

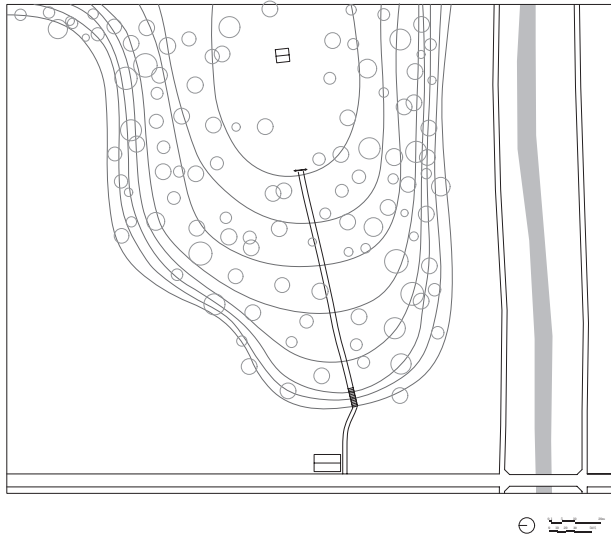


6-③旧広場. 正面右寄りの大木の脇に神殿テラスに登る階段があった.

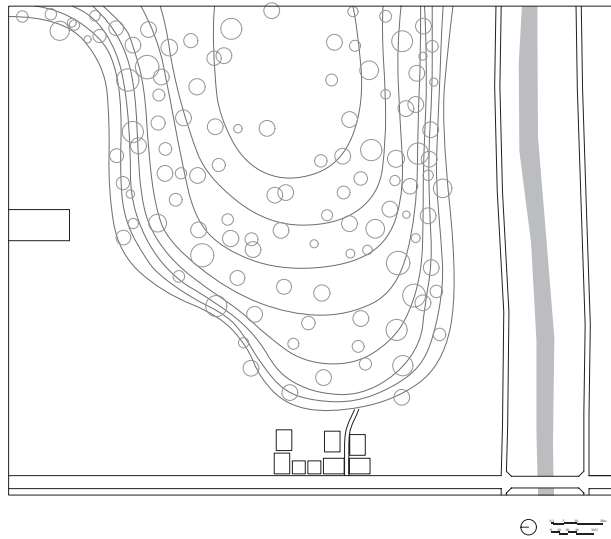


6-④神殿テラス. 中央の木の脇に建つ石碑あたりに神殿は西向き(右向き)に建っていた.

神祠名：7. 梨陽面神明神祠	
神祠設立以前の用途：山林（鄭ボンスの山であったが寄贈した）	
戦前の住所：梨陽面梨陽里	
建立年代：1939（昭和14）年2月25日	祭神：天照大神・明治天皇
崇敬者代表：安鐘日ほか14名	創建動機：総督府からの指令（聞き取り）
創立・沿革：	
イ、神祠建設に際し、お金を払わせられることはなかった。	
ロ、村人が動員され無償労働をさせられた。その時人間扱いされなかった。	
ハ、面長が工事を指揮した。	
ニ、朝鮮人の技術者が神殿・鳥居ともに造った。	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：面事務所脇から参道が始まる。面事務所の東方、裏山の山腹に建つ。学校から南方に見える。	
神殿の向き：西向き	参道の向き（神殿からみて）：西方向
神殿・構造形式：神殿・間口1尋ほど。	
付属屋・付属施設：鳥居・階段	
参拝等について：	
「軍隊へ行く前も参拝したし、面長から召集されて参拝に行くんだよ。何十人かが集まり、面長が音頭を取り、学生達が“大日本万歳、天皇陛下万歳”をやった」	
「先生の引率で一年3、4回記念日に参拝に行った。元旦の日などだ」	
「一般人は普段参拝しないが、記念日の行事には面民がたくさん動員されたよ。韓国式のお盆や旧正月には何の行事も許されずご飯も食べられないのに、日本の記念日は強制的に行かされるんだよ」	
「その時は韓国の民俗的な祭りなど一切なかった。旧正月の行事さえも出来なかったし、民俗行事みたいなものは禁じられていたよ」	
現在の住所：山林・梨陽面梨陽里B2-R番地	
戦後の沿革：「解放後、一ヶ月くらいで日本人が帰ってから面民が皆行って壊した。放火はなかった」「その辺に壊して捨てたかなあ」	
現況：山林に戻っている。	
話者：①H氏 ②80才（1925年9月20日生）、敗戦時は20才 ③男性 ④梨陽面	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第3633号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月5日	調査者：津田・中島・金・川村・沈



7-1 梨陽面神明神祠復原配置図



7-2 梨陽面神明神祠現状配置図



7-1 梨陽面神明神祠付近地形図 (『綾州』大正6年測図)



7-2 梨陽面神明神祠付近地形図 (『清豊』, 1975年測図)



7-①学校から見た神明神祠が立地した山、山頂の高い木が立つあたりに神殿は建っていた。



7-②写真中央の建物の間が旧参道入口。その入口左側にかつては面事務所が建っていた。

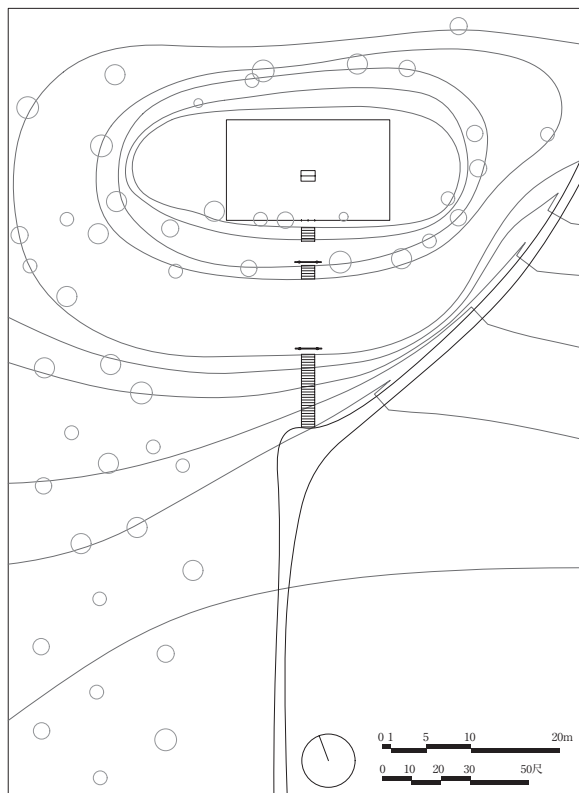


7-③参道を進み、山への登り口。今では踏み分け道もない。

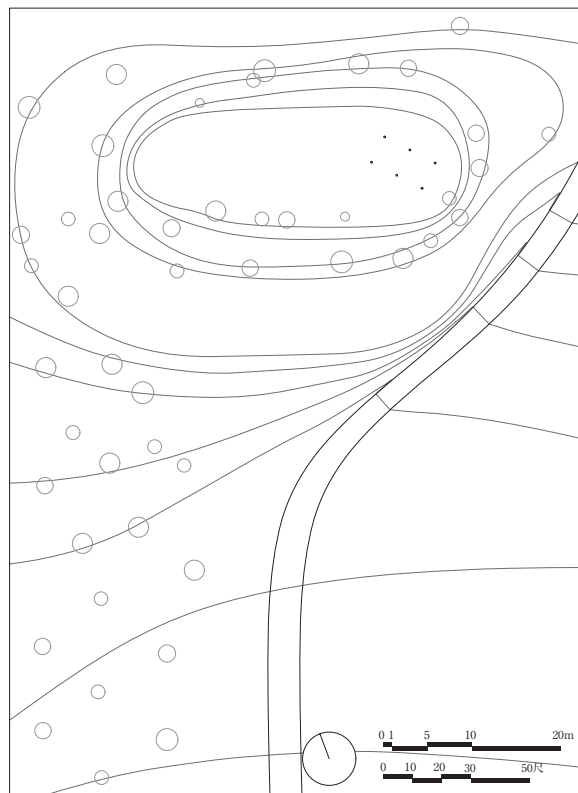


7-④神殿が建っていたといわれる付近。今ではまったくの雑木林と化している。

神祠名：8. 同福面神明神祠	
神祠設立以前の用途：山林（呉ヒョンナン所有の山だったが寄贈した。）	
戦前の住所：同福面漆井里	
設立許可年代：1939年（昭和14年）2月25日	祭神：天照大神・明治天皇
崇敬者代表および出願者：呉建基ほか13名	創建動機：
創立・沿革：	
ア、	
イ、各面民が動員された。普通学校生も先生の監督の基に砂利運びをした。工事は1年くらいかかった。	
ウ、面の指揮で神祠を造った。	
エ、神祠にはたくさんの桜が植えられた。	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：面事務所・駐在所・学校などのある中心集落の北東方向の山腹に位置し、集落から神祠を望むことができる。	
社殿の向き：南向き	参道の向き（神殿からみて）：南方向
社殿・構造形式：神殿	
付属屋・付属施設：鳥居・短階段（2）・広場・長階段	
参拝等について：神祠の儀式は吉田郵便局長が執り行い、普通学校生は毎日先生と一緒に参拝した。	
現在の住所：同福面独上里独上村	
戦後の沿革：①「まだ8月中に日本人の校長が一人で神社に上がって、放火した」「炎が上がるのが見えた」「小さい鏡があった」 ②「解放後、韓国人による“保安隊”ができていたけど、日本人達は財産を整理して何の衝突もなく帰っていった」 ③「呉建基が朝鮮戦争時にバルチザンに銃殺される事件がおきた」	
現況：公園	
話者：① I氏 ②75才（1930年10月5日生）、敗戦時は15才 ③男性 ④同福面 ① J氏 ②75才（1930年3月23日生）、敗戦時は15才 ③女性 ④同福面	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第3633号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月8日	調査者：津田・中島・金・川村・沈



8 - 1 同福面神明神祠復原配置図



8 - 2 同福面神明神祠現状配置図



8 - 1 同福面神明神祠付近地形図 (『同福』大正6年測図)



8 - 2 同福面神明神祠付近地形図 (『独山』1975年測図)

同福面神明神祠



8-①広場から参道を見る。現状の道路がカーブするあたりから真っ直ぐに階段が付いていた。



8-②広場。現状では傾斜したひと続きの広場となっているが、かつては途中（写真で右手）に短い階段を設け、2段になっていたという。



8-③神殿テラスと下の広場をつなぐ急傾斜地。かつて神殿テラスへ登る階段があった。

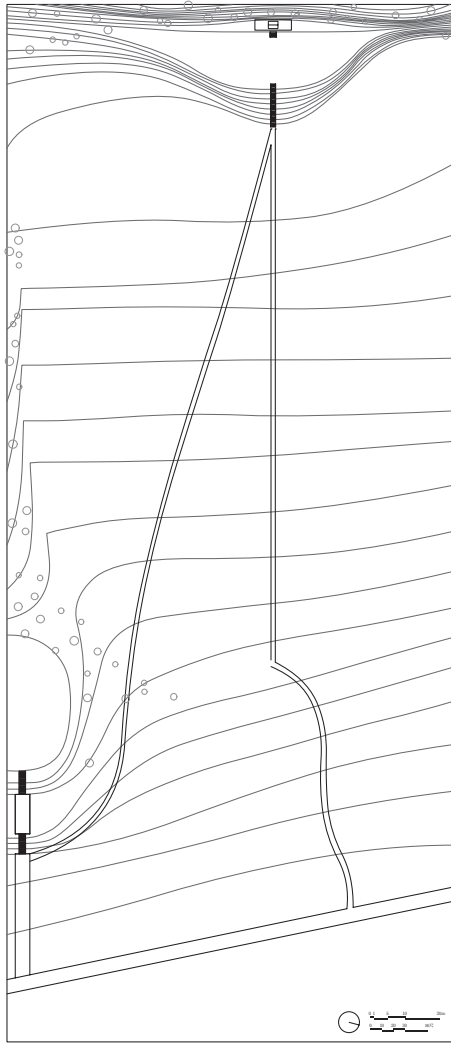


8-④神殿テラス。中央の木の左側あたりから階段が下っていた。

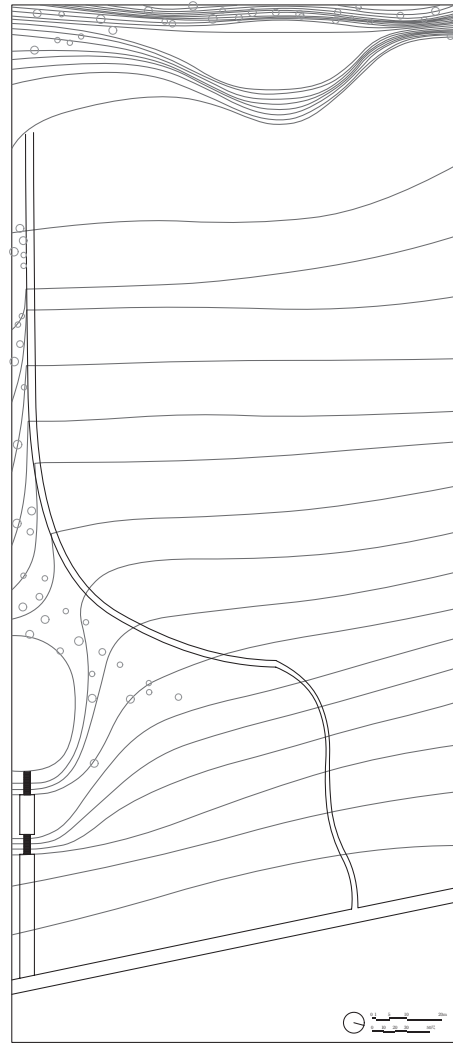


8-⑤神殿テラスから西方を見る。写真中央に学校の運動場、左寄りの面事務所を見ることができる。

神祠名：9. 綾州面神明神祠	
神祠設立以前の用途：山林	
戦前の住所：綾州面蠶亭里	
設立許可年代：1939年（昭和14年）2月25日	祭神：天照大神・明治天皇
崇敬者代表および出願者：朱基俊ほか14名	創建動機：
創立・沿革：	
ア、	
イ、	
ウ、	
エ、	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：綾州面市街の面事務所などが集まる中心から見て南方，山の裾に建つ。	
社殿の向き：東向き	参道の向き（神殿から見て）：東向き
社殿・構造形式：平入の小さな神殿で，正面に木階・屋根の棟に千木が付いていた。神明造風と思われる。	
神殿・付属施設：玉垣・鳥居・短い階段・広場・長い階段	
参拝等について：普通学校生の参拝がほとんどで，一般の人々参拝は少なかった。普通学校生は参拝すると校長先生より印をもらえたという。なお，出征の際は必ず神社に参拝した。	
現在の用途・住所：綾州面蠶亭里蠶室村	
戦後の沿革：光復後，20日頃には神祠は壊された。残骸のなかに鏡があったという。	
話者：①K氏 ② ③男性 ④綾州面	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第3633号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月5日	調査者：津田・中島・金・川村・沈



9 - 1 綾州面神明神祠復原配置図



9 - 2 綾州面神明神祠現状配置図



9 - 1 綾州面神明神祠付近地形図（『綾州』大正6年測図）



9 - 2 綾州面神明神祠付近地形図（『清豊』1975年測図）



9-①神明神祠遠望。中央のこんもりした山の裾に
神殿は建っていた。



9-②公道からの参道入口。写真に見える突きあたりを右に回り込む。



9-③左の一段高まった高台の向う側を左のほうに
進むと神明神祠に向かう。

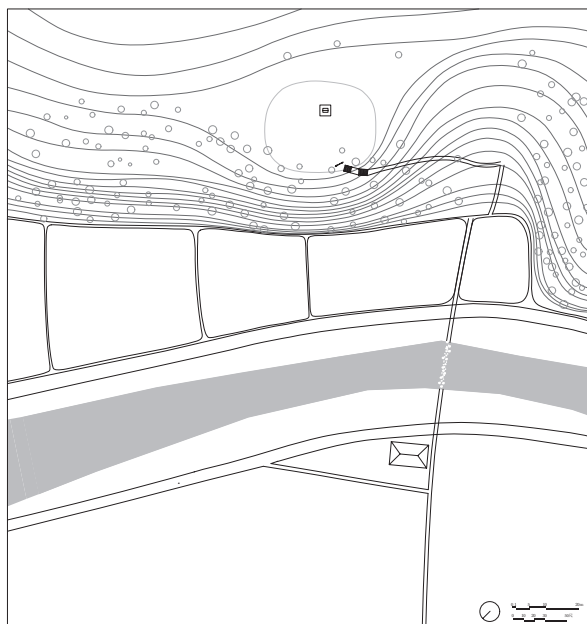


9-④かつての広場。右の平な部分が広場、左の急
傾斜地をすこし、登ったところに神殿は建っていた。

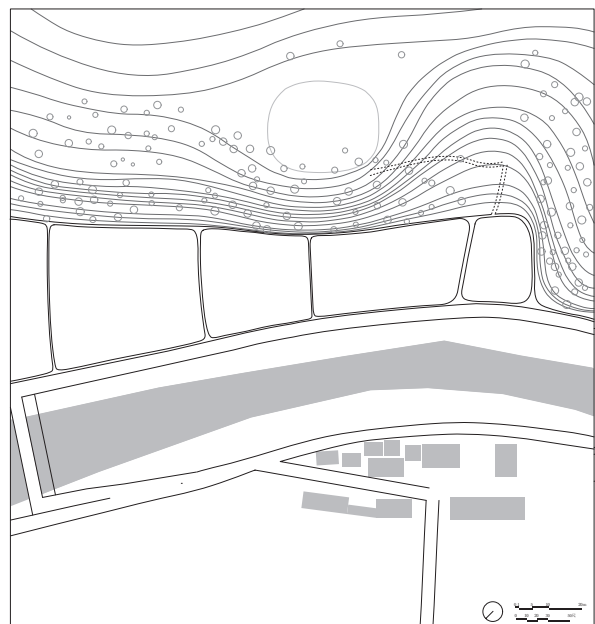


9-⑤広場横から広場および市街地を見る。面事務
所なども見通せたであろう。

神祠名：10. 東面神明神祠	
神祠設立以前の用途：山林（昌寧曹の先祖の山だったが、神祠建築用地として寄付した。）	
戦前の住所：東面莊東里	
設立許可年代：1939年（昭和14年）3月4日	祭神：天照大神・明治天皇
崇敬者代表および出願者：呂奎洪ほか14名.	創建動機：
創立・沿革：	
ア、お金は払っていない。	
イ、山だったから、当時は重機もなく面員が全員が無料奉仕に動員された。	
ウ、	
エ、東山という人が行事の際に来て、神事を執り行った。	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：面事務所の南東方、1kmほどの比較的高い山の山腹に立地。距離はあるが、見通すことは可能であったと思われる。	
社殿の向き：北向き	参道参道の向き（神殿から見て）：南西・北西
社殿・構造形式：神殿	
付属屋・付属施設：鳥居・階段	
参拝について：週一回普通学校生全員が先生の引率で参拝した。一般住民の参拝は少なかった。 出征の際や、天長節、記念日などには面長、普通学校生全員が参加して参拝した。	
現在の住所：東面莊東里2区祭洞村	
戦後の沿革：「解放後、8月20日頃隣村“メテル”の住民達が来て神社を壊した。中から鏡が出てきたよ。小さい神社だった。」「駐在所・面事務所などどこも襲撃されなかった。」	
現況：昌寧曹の門中が、神殿があったところだけを他人に売り、現在はお墓が造られている。	
話者：①L氏 ②75才（1930年9月2日生）、敗戦時は15才 ③男性 ④東面	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第3640号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月8日	調査者：津田・中島・金・川村・沈



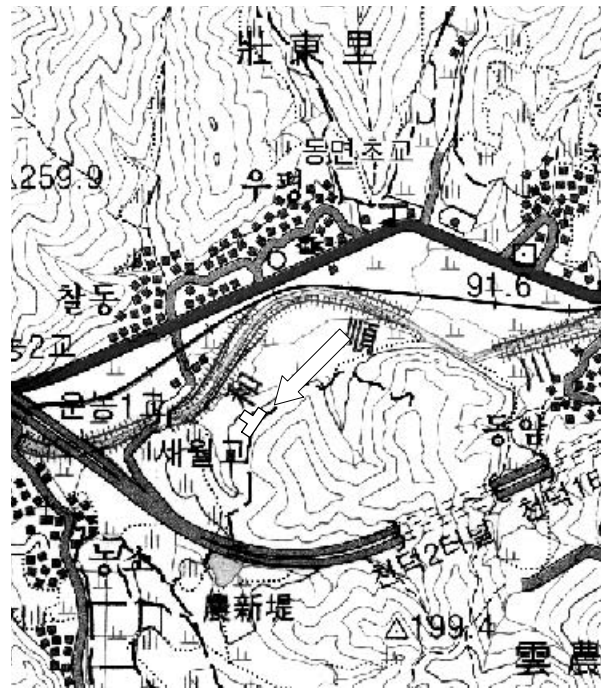
10-1 東面神明神祠復原配置図



10-2 東面神明神祠現状配置図



10-1 東面神明神祠付近地形図 (『同福』大正6年測図)



10-2 東面神明神祠付近地形図 (『独山』1975年測図)

東面神明神祠



10-①神明神祠遠望. この直線道路の先の山腹に神明神祠は立地していた. また, 現状で直線道路が突き当たる民家は敗戦後に建てられたもので, かつては真っ直ぐ和順川に至っていた.



10-②和順川. この和順川を飛び石伝いに渡り, 神明神祠に近づく.



10-③あぜ道. 川を渡り, さらにあぜ道 (写真左寄りを斜めに通る) を通り, 山の傾斜路に取り付く.

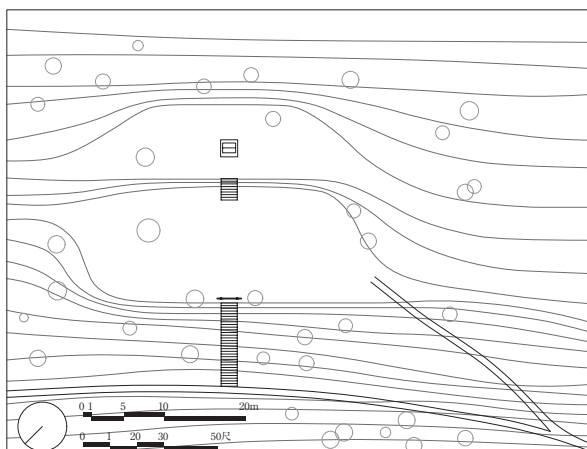


10-④階段跡. 広場に至る階段がこの付近に造られていた.

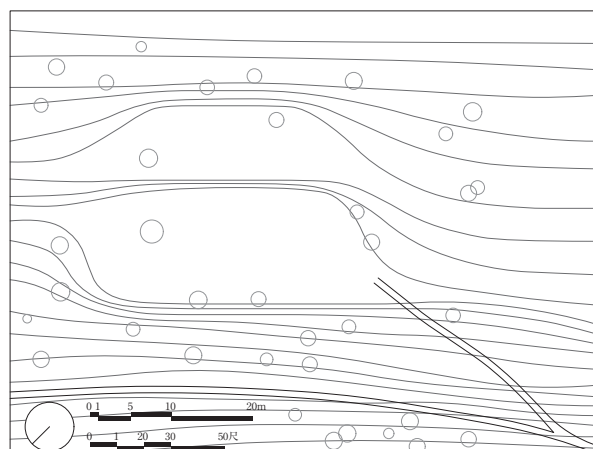


10-⑤神殿跡. 木が1本立つあたりに神殿が建っていたという.

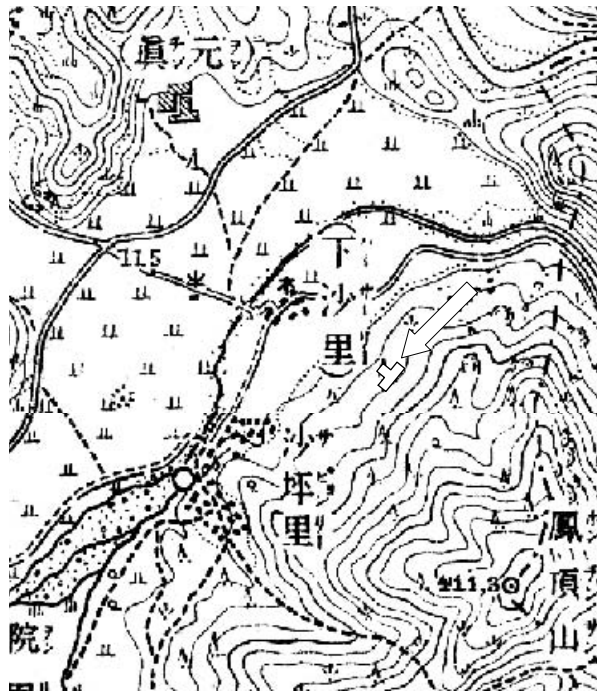
神祠名：11. 南面神明神祠	
神祠設立以前の用途：山林（閔ヨンロ所有の山だった。）	
戦前の住所：南面沙坪里	
設立許可年代：1940年(昭和15年) 3月7日	祭神：天照大神・明治天皇
崇敬者代表および出願者：宋旭会ほか13名.	創建動機：
創立・沿革：	
ア、一般村民がお金を出したかどうかはわからないが、村の有力者は檜など材木を買って寄贈した。全羅南道から補助金をもらって建てた。	
イ、下工事は村人が動員され、労働奉仕させられた。植民地時代の労働はお金などもらえず、すべて無料で、殴られてばかりで働かされた。公道から神祠への長階段へ至る長い参道（当時はジープが乗り入れられたという）の建設には児童生徒も動員され、ざるに砂利を入れて運んだりしたという。当時は満足に食べるものもなく、疲労で血便が出たという。	
ウ、日本人は建設地を選定する時、風水鑑定士をよんで、村で一番日当りがよくて見晴らしのよい場所を探した。そのため、神祠跡地は風水的には一番よい場所であり、そこに皆んながお墓を造りたがる。	
エ、神殿は技術者が施工した。勧請祭には、面から神祠までの間の道に砂が敷かれた。光州神社から神を勧請してきた袴に下駄履きの神主を先頭に、面長・駐在所長・面職員・有力者・里長団・普通学校生が続き、さらに面民が歩いた。普通学校生は、その日に体を清めてくるようにと指示されたという。式は午前10時半から12時頃までかかった。玉串を結び、提灯を吊るし、ろうそくをともしたが、夜は何の行事も行なわれなかった。	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：面事務所から見て北東方向に立地するが、山が深く見通すことは難しかったであろう。	
社殿の向き：北西向き	参道の向き（神殿から見て）：東向き
社殿・構造形式：神殿	
付属屋・付属施設：鳥居・短い階段・広場・長い階段	
参拝等について：出征の時や行事の時は、面長や面民、普通学校生全員が参加して神祠参拝した。 神祠の神事を執り行ったのは、韓国人の面書記（現在87歳）であった。日本で長く滞在し、儀式教育を受けた人である。	
現在の住所：南面沙坪里4区新坪村	
戦後の沿革：解放後、一ヶ月以内のうち、村人達が壊した。徴用や出征し、亡くなった子を持つ親達が鞭で壊した。	
話者：①M氏 ②82才（1923年4月13日生）、敗戦時は22才 ③男性 ④和順郡 ①N氏 ②78才（1927年7月21日生）、敗戦時は18才 ③男性	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第3942号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月8日	調査者：津田・中島・金・川村・沈



11-1 南面神明神祠復原配置図



11-1 南面神明神祠現状配置図



11-1 南面神明神祠付近地形図 (『福内場』大正 6 年測図)



11-2 南面神明神祠付近地形図 (『独山』1975年測図)

南面神明神祠



11-①公道から参道入口.



11-②参道.

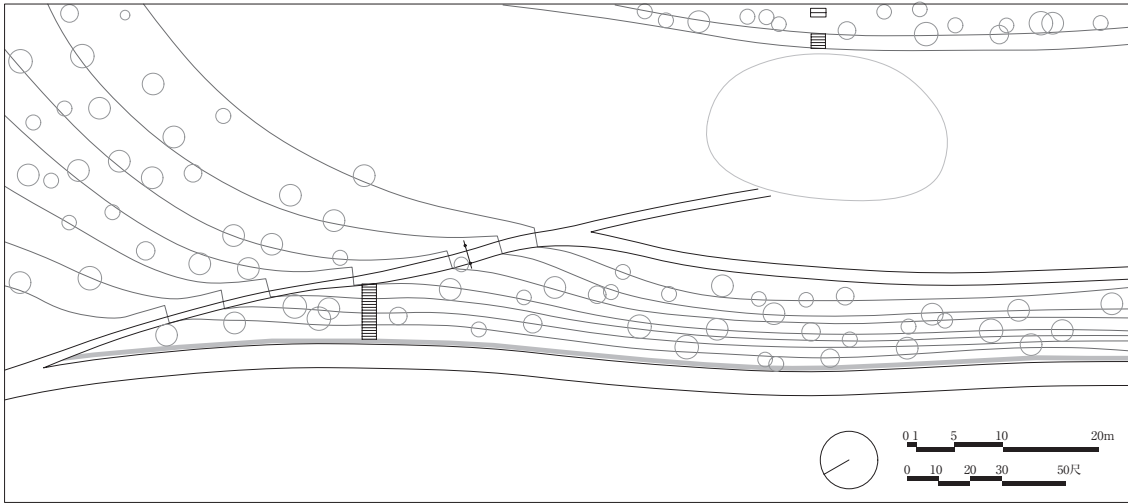


11-③広場・神殿テラス. 左が広場, 右の高まるところが神殿テラス. 人が立っているあたりに神殿が建っていた.

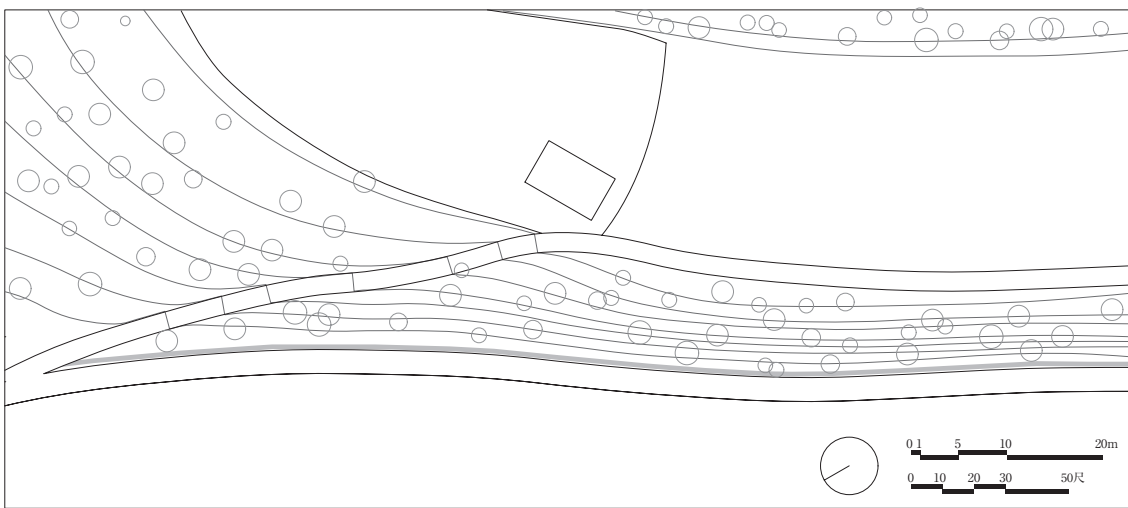


11-④神殿テラスから広場を見る. 蔓草が巻きついた 2 本の松の木の間に階段が参道へつながっていた.

神祠名：12. 清豊面神明神祠	
神祠設立以前の用途：山林（鄭海風の山であったが、神祠建設のため無償で没収された。）	
戦前の住所：清豊面清豊里	
設立許可年代：1940（昭和15）年3月7日	祭神：天照大神・明治天皇
崇敬者代表および出願者：曹永熙ほか17名.	創建動機：
創立・沿革：	
イ、普通の人はお金など出していないが、村の有力者は材木など寄付したのではないか。機材・材料は提供された。	
ロ、家ごとに割り当てられて働かされた。	
ハ、	
エ、面職員の韓国人「時局書記」が日本で儀式教育を受けてきて儀式を執り行った。神祠は面の管轄で、時局書記が全てを管理していた。	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：東方1kmほどの山腹。神祠から面・学校などを見ることが出来る。	
社殿の向き：西向き（西方に面事務所等を望む）	参道の向き（神殿から見て）：北向き 階段の向き（神殿から見て）：西向き
社殿・構造形式：神殿	
付属屋・付属施設：鳥居・長い階段・短い階段	
参拝等について：「朝、学校で集団参拝に行った」「出征や徴用の時は、強制的に参拝させられた。面職員達も必ず参加して、普通学校生やその親、全面民が参拝し、梨陽駅まで見送りをした。」「神祠では徴用者の報告をし、祝詞を読んだ」	
現在の住所：清豊面清豊里山62	
戦後の沿革：	
日本人の駐在所長や面長が15日あまり経っても、住み続けているので、村の青年が学校の運動場に200、300人集まって、“光復祭”を終えてから“神祠・駐在所・面長の家を襲撃しよう”ということになった。噂を聞いた駐在所長や校長の家族は逃げだしてなくなった。その間に、一部の人達は神社に放火し、面の食料倉庫も占領したので、各里長の確認をとり、村民の人数割で食料を全部配当した。その後、面長の家を家宅捜査したが、面長の家には供出に出した白い米と棉の生地が一杯山積みされていた。面事務所と面長の家にあった米、麦などあらゆる品々も村人に公平に分配した。（この様子は、春陽面の神祠跡地に建つ「抗日闘士石軒季公鎮南紀蹟碑」に詳しい）	
現況：敗戦後は国有地になり今は山林。戦後、鄭海風が訴訟をおこしたが返却されなかった。	
話者：①O氏 ②83才（1922年6月16日生）、敗戦時は23才 ③男性 ④清豊面 ①P氏 ②81才（1924年4月4日生）、敗戦時は21才 ③男性 ④清豊面風岩里	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第3942号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月5日	調査者：津田・中島・金・川村・沈



12- 1 清豊面神明神祠復原配置圖



12- 2 清豊面神明神祠現狀配置圖



12- 1 清豊面神明神祠附近地形圖 (『綾州』大正6年測圖)

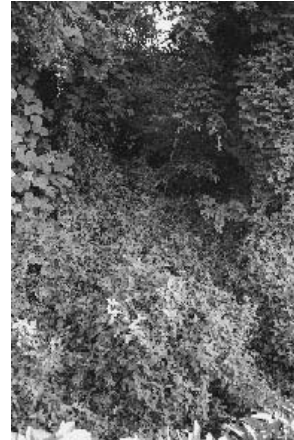


12- 2 清豊面神明神祠附近地形圖 (『清豊』1975年測圖)

清豊面神明神祠



12-①神明神祠遠望。学校からみた神明神祠の立地する山、手前の山の山腹に立地する。



12-②この急傾斜に階段が設置されていた。



12-③この道の左側に、公道へ下る階段が通じていた。

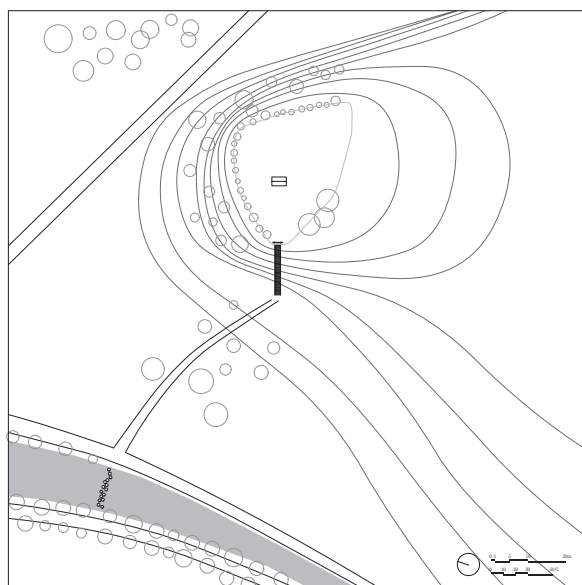


12-④参道から広場への入口。現在、田んぼになっているところが広場。

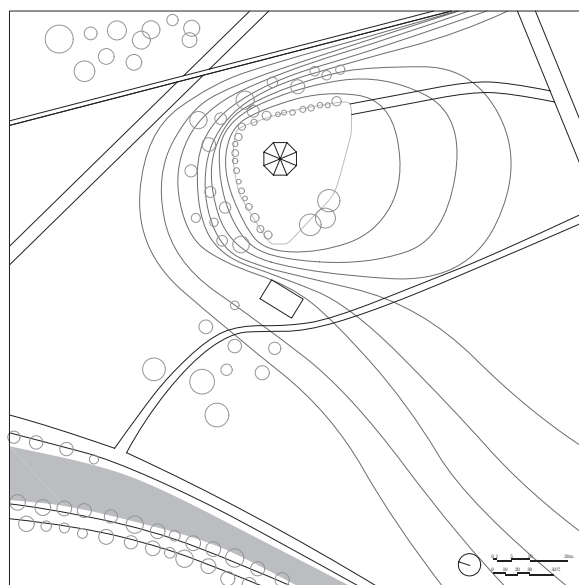


12-⑤正面奥の山に上る傾斜地に神殿は立地した。手前の田んぼが広場であった。

神祠名：13. 春陽面神明神祠	
神祠設立以前の用途：奇昌燮が所有の山林を寄贈。	
戦前の住所：春陽面石亭里	
設立許可年代：1940年（昭和15年）10月5日	祭神：天照大神・明治天皇
崇敬者代表および出願者：奇昌燮（面長）ほか9名。	創建動機：
創立・沿革：	
ア、	
イ、村人全員が行って工事した。	
ウ、	
エ、玉串をもってお払いをやったのは面職員の金正満だった。	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：面事務所・普通学校などから東方300～400mに神祠がよく見えたであろう。	
社殿の向き：西向き	参道の向き（神殿から見て）：北西向き 階段の向き（神殿から見て）：西向き
社殿・構造形式：神殿・間口6尺、高さ3メートル程。木造。屋根はストレート葺だった。	
付属屋・付属施設：神殿・鳥居（木造）・広場・長い階段、神殿のまわりに松の木があった。	
参拝等について：①参拝は先生の引率で一週間に一回くらい生徒が集団参拝した。いろんな記念日にも参拝した。 ②徴兵召集の時は、署長、校長、面長、学生、全面民が神祠を参拝して石亭駅まで見送った。	
現在の住所：春陽面石亭里石亭村	
戦後の沿革：2004年秋，“春陽面繁栄会”の所有になった。	
現況：「詠楽亭」という東屋が立てられ、公園になっている。	
話者：①Q氏 ②79才（1926年7月22日生）、敗戦時は19才 ③男性 ④春陽面 ①R氏 ②76才（1929年10月7日生）、敗戦時は16才 ③男性 ④春陽面会松里出身	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第4118号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月6日	調査者：津田・中島・金・川村・沈



13-1 春陽面神明神祠復原配置図



13-2 春陽面神明神祠現状配置図



13-1 春陽面神明神祠付近地形図（『綾州』大正6年測図）



13-2 春陽面神明神祠付近地形図（『淸豊』1975年測図）

春陽面神明神祠



13-①神明神祠全貌。春陽面の街並から見る。亭の右あたりに神殿が建ち、2つ並ぶ石碑から右下に階段が取り付いていた。



13-②神祠側から川越しに学校を見る。公道から参道へはこの川を飛び石伝いに渡ったのだという。

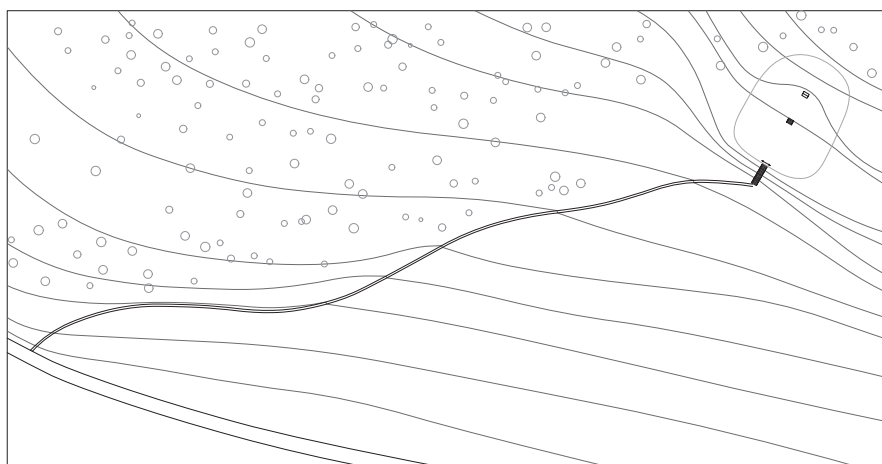


13-③かつての階段途中から広場を見る。登りきったあたりに鳥居があり、その向う、亭の前に神殿が建っていた。

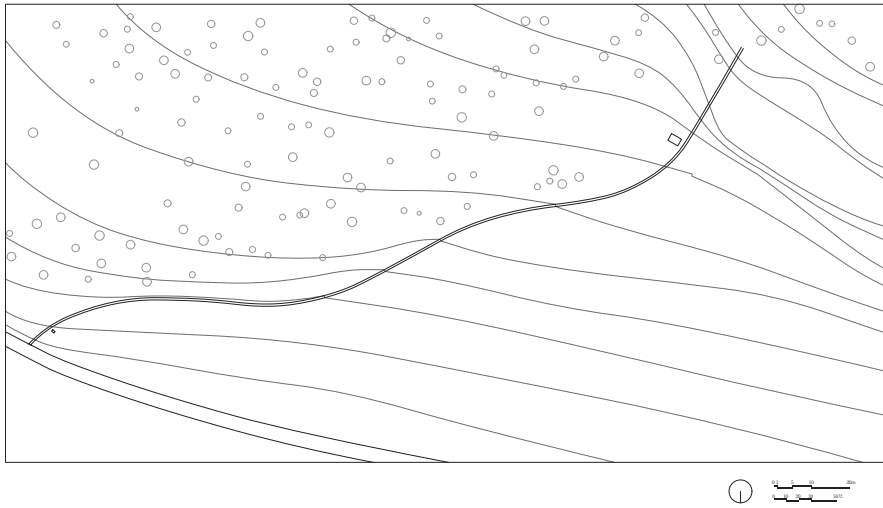


13-④広場。亭の前に神殿が建っていた。

神祠名：14. 道岩面神明神祠	
神祠設立以前の用途：山林（徐チャンス所有の山だった。）	
戦前の住所：道岩面源泉里	
設立許可年代：1940（昭和15）年11月7日	祭神：天照大神・明治天皇
崇敬者代表および出願者：朴濟相ほか10名	創建動機：
創立・沿革：	
ア、「お金を寄付したかどうかは記憶がない。」「いつもお腹が空いていて、村人は草を摘んでお粥を作って食べたり、木の皮をなめたりして飢えをしのぐのがやっとだったからね。」	
イ、面の全里から人々が動員された。	
ウ、当時の朴濟相面長が統括した。	
エ、校長が儀式を執り行った。管理は面でやっていたが、行事以外の時は鍵がかけられ入れなかった。	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：面で最も人家が集中している源泉里に神祠は立地しているが、面事務所は隣の里の池月里に所在していた。	
社殿の向き：北向き	参道の向き（神殿から見て）：北向き 階段の向き（神殿から見て）：東向き
社殿・構造形式：神殿	
付属屋・付属施設：広場・鳥居・短い階段・長い階段	
参拝等について：「普通学校生の集団参拝は、1ヶ月に1回くらい行なわれ、面長・駐在所長・校長が参加した。」「一般人の参加は少なかった。」「真夏の参拝の時、子供達が熱射病で倒れたりした。広場に200人くらい立っていたから。」	
現在の住所：道岩面源泉里1区873-3.4（涌井村）	
戦後の沿革：解放後、何者かによって放火された。 「校長は残骸の中から壊れた鏡を拾い上げ、大事に持って帰った。」	
現況：山、広場は畑	
話者：①S氏 ②84才（1921年5月27日生）、敗戦時は24才 ③男性 ④道岩面源泉里、桶井村出身 ①T氏 ②74才（1931年1月8日生）、敗戦時は14才 ③男性 ④道岩面出身	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第4143号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月6日	調査者：津田・中島・金・川村・沈



14-1 道岩面神明神祠復原配置図



14-2 道岩面神明神祠現状配置図



14-1 道岩面神明神祠付近地形図（『綾州』大正6年測図）



14-2 道岩面神明神祠付近地形図（『清豊』1975年測図）



14-①公道から神明神祠を見る。中央右上のプレファブ小屋の右あたりに神明神祠が建っていた。



14-②参道。左手の公道から湾曲しながら手前の方に登ってくる。



14-③広場。唐辛子畑となった広場。広場の先に長い階段が参道に通じていた。

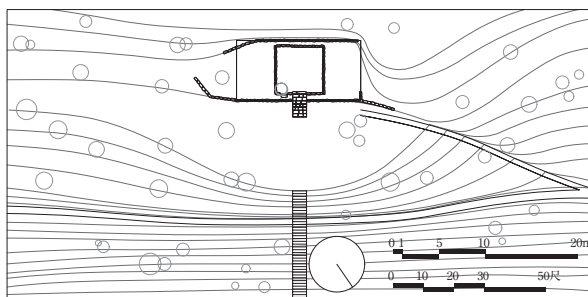


14-④神祠テラスと広場。左の小さなテラスに神殿が建ち、その前の急傾斜に階段、階段下が広場であった。

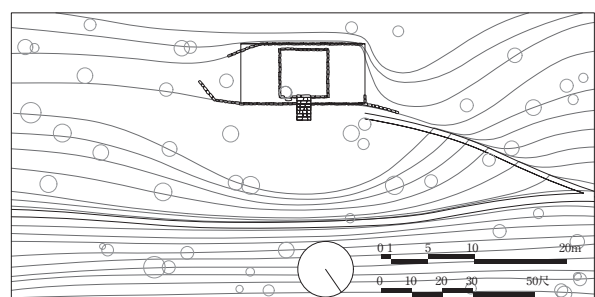


14-⑤広場横からの景観。源泉里の家なみ、公道が見える。参道は右手さらに先の方で公道に合流する。

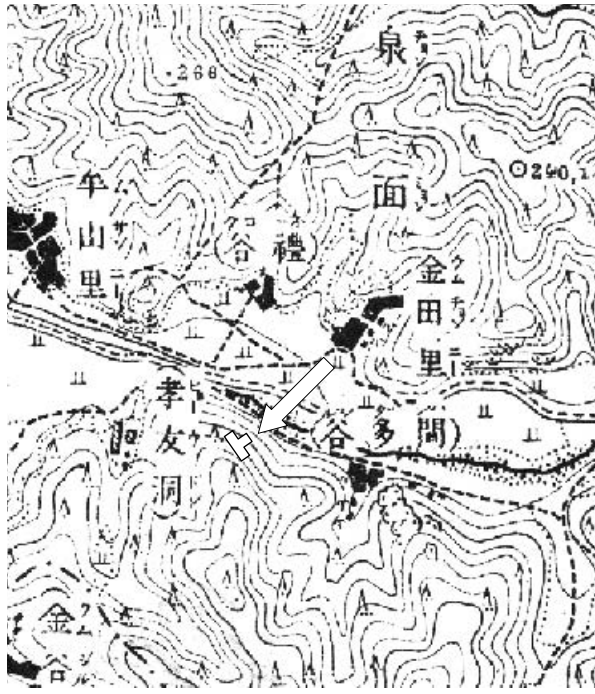
神祠名：15. 寒泉面神明神祠	
神祠設立以前の用途：山林（面長の宣貴錫の山であったが、寄贈した。）	
戦前の住所：寒泉面金田里	
設立許可年代：1940（昭和15）年11月12日	祭神：天照大神・明治天皇
崇敬者代表および出願者：宣貴錫ほか10名.	創建動機：
創立・沿革：	
ア、寄付金を徴収された記憶はない。	
イ、村人のほとんどが動員され働かされた。賃金などもらえなかった。山だったし、高かったから、工事は春に始まって一年間くらいかかった。	
ウ、	
エ、遷宮式は夜6時から始まって10時まで行なわれた。天照大神が来るといって、面から神社までの道に砂をまき、日本のちょうちんに火を灯した。	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：駐在所から神祠が目の前に見えた。現在はダム湖に沈んだが、駐在所の背後（南）の急な長い階段を登った山腹に神祠は位置していた。	
社殿の向き：北向き	階段・参道の向き（神殿から見て）：北向き
社殿・構造形式：神殿・広場から8段の石段が残る。さらに壇上に基壇の葛石が残存する。	
付属屋・付属施設：短い石段・広場・長い階段・鳥居（未確認）	
現在の住所：寒泉面金田里山49	
戦後の沿革：①「田舎だったので戦争が終わったのを3日くらい経ってから初めて知った」、「その次の日に鄭甲チェ（ジョンカップチェ、当時35才くらい、農業、消防署の警報団員）が一人で神殿に放火した、と村人から聞いた」、「駐在所からは神社が前に見えるので、ちょうど当時の清水署長（神戸出身）がすぐ気づき、剣と木刀を持って駆けつけたが、犯人はもう逃げてしまった後だった。ただ焼け跡の中から鏡を探し出し大事に持って帰った」、「もう戦争も終わっていたし、その後、鄭は何の処罰も受けなかった」 「この面長は村人によくしてくれたし、清水署長も人望高くよい人だったので、それから3日くらい経ってから日本人は所長の引率で何の襲撃を受けることもなく安全に帰って行った」	
現状：山林。神祠の跡地に誰かのお墓を造っていたが、今は移転してない。	
話者：①U氏 ②78才（1927年3月7日生）、敗戦時は18才 ③男性 ④和順郡寒泉面	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第4143号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月7日	調査者：津田・中島・金・川村・沈



15-1 寒泉面神明神祠復原配置図



15-2 寒泉面神明神祠現状配置図



15-1 寒泉面神明神祠付近地形図 (『福内場』大正6年測図)



15-2 寒泉面神明神祠付近地形図 (『清豊』1975年測図)

寒泉面神明神祠



15-① 神殿テラス前の石段.



15-② 石段最上部と基壇葛石.

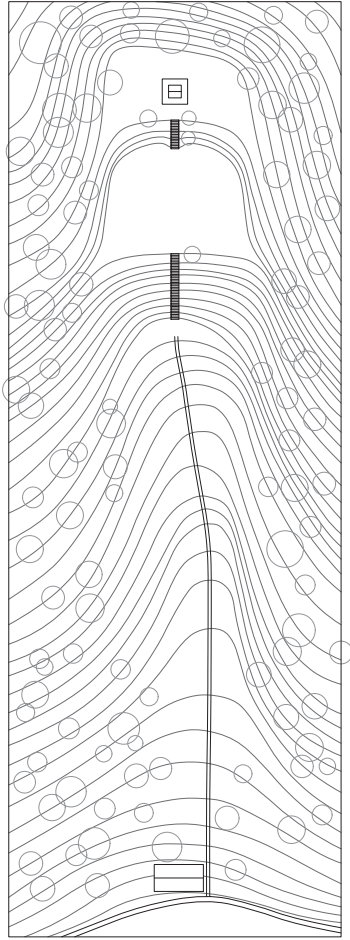


15-③ 広場. 神殿テラスから広場を見る. 周囲の松林で区切られるあたりまでが, かつての広場.

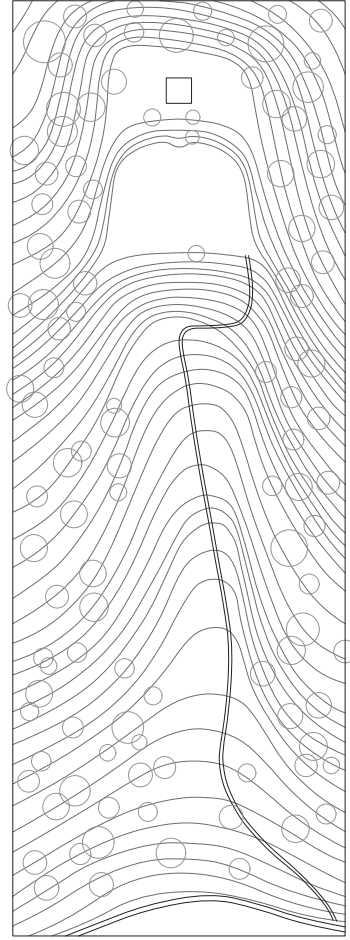


15-④ 広場から下を見る. 広場のこのあたりから, かつての公道 (貯水池に水没) に急な長い階段が通じていた.

神祠名：16. 二西面神明神祠	
神祠設立以前の用途：山林（里長の季順凡の持ち山であったが、役所からの要求だから土地を提供するしかなかっただろう。）	
戦前の住所：二西面野沙里	
設立許可年代：1940年（昭和15年）11月7日	祭神：天照大神・明治天皇
崇敬者代表および出願者：金常洙ほか12名	創建動機：
創立・沿革：	
ア、建設費は面が出したのではないか。（食べるものもままならなかったから、お金を出す余裕などなかった。）	
イ、神祠を造った山が高かったので、参道を造るのに工事は大変きつかった。近くの面民まで動員され工事は10ヶ月に及んだ。	
ウ、外から来た日本人が監督し、韓国人の棟梁が神殿は建てた。その他は面が取り仕切った。	
エ、	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：公道に面して建つ面事務所の脇から、ほぼ北方向に急な長いスロープの参道が、長い階段下まで伸び、長い階段を登ると広場、さらに短い階段を登ると神殿があった。	
神殿の向き：南向き	参道の向き（神殿から見て）：南向き
神殿・構造形式：神殿・間口の柱間3間で中央に扉がついていた。	
付属屋・付属施設：鳥居・短い階段・広場・長い階段	
参拝等について：「普通学校では1週間に1回参拝していた。記念日等の日には機関長・面長・面民・普通学校生全員が神社参拝した。普段には村人はあまり参拝しなかった。」	
「記念日にはお餅などをもらった。また、学校で相撲、カケッコ、綱引きなど体育大会が開かれた。」	
現在の住所：二西面野沙里野沙村	
戦後の沿革：8月末くらいまでに神殿はなくなった。村人が壊した。	
現況：山林	
話者：①V氏 ②83才（1922年12月20日）、敗戦時は23才 ③男性 ④和順郡二西面、野沙里	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第4143号』 『大陸神社大観』	
調査日時：2005年8月12日	調査者：津田・中島・金・川村



16-1 二西面神明神祠復原配置圖



16-2 二西面神明神祠現狀配置圖



16-1 二西面神明神祠附近地形圖 (『同福』大正6年測圖)



16-2 二西面神明神祠附近地形圖 (『獨山』1975年測圖)

二西面神明神祠



16-①参道. 竹やぶに埋もれた参道.



16-②広場. 手前が桑畑になった広場, その向こうが神殿テラス.



16-③神殿基壇. 中央の木およびその後方の木を取り巻く盛り上がった土壇がもとの基壇ではないかと思われる.

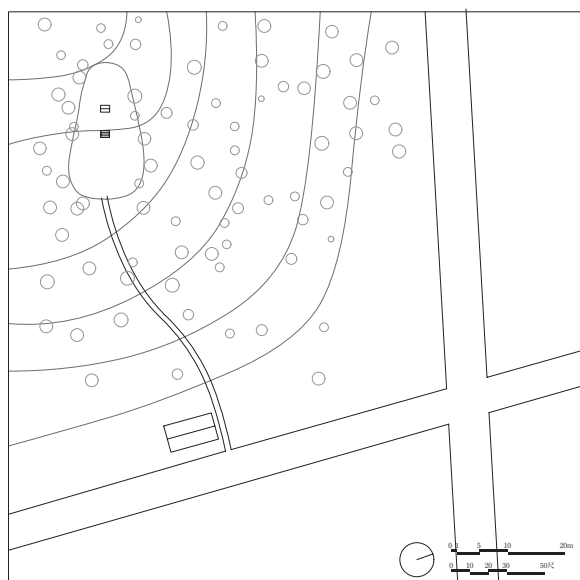


16-④基壇廻りの古いコンクリートの瓦礫.

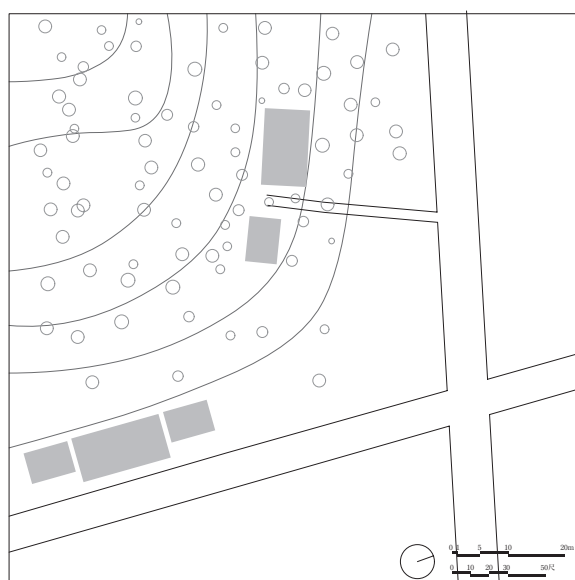


16-⑤神殿のテラスから広場を見る. 写真中央下に神殿と広場を繋ぐ階段, 広場の先に広場と参道とを繋ぐ長い階段が設けられていた.

神祠名：17. 道谷面神祠	
神祠設立以前の用途：山林（もと張ヒスの先祖の山であった。）	
戦前の住所：道谷面孝山里	
設立許可年代：1941年（昭和16年）3月24日	祭神：
崇敬者代表および出願者：梁会善ほか9名	創建動機：
創立・沿革：	
ア、村人はお金を払っていない、面で出したと思われる。	
イ、村人は動員されよく働かされた。	
ウ、面が指導して工事をしていた。	
エ、神殿は朝鮮の技術者が来て造った。	
位置（町の中心からの方位・高低差・見え）：現在は雑木林に覆われているが、これらがなければ、面事務所から西方に見えたであろう。	
社殿の向き：東向き	参道の向き（神殿から見て）：東向き
社殿・構造形式：神殿	
付属屋・付属施設：短い階段・広場・鳥居(未確認)	
参拝等について：普通学校で、週一回くらい、朝に集団参拝した。学校の校長が祝詞を唱えたり、神事を執り行った。 記念日や日本がどこかの地域で勝戦した時も参拝した。また出征の時には各機関長や村人全部、生徒全員が参加し、ズラリと並んで歓送参拝し、綾州駅まで行って見送った。	
現在の住所：道谷面孝山1区孝子村	
戦後の沿革：神祠は、そのまま放置されていたが、1945年の末、面事務所によって片付けられた	
話者：①W氏 ②88才（1917年12月2日生）、敗戦時は28才 ③男性 ④和順郡道谷面、孝山里	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第4252号』	
調査日時：2005年8月7日	調査者：津田・中島・金・川村・沈



17-1 道谷面神祠復原配置図



17-2 道谷面神祠現状配置図



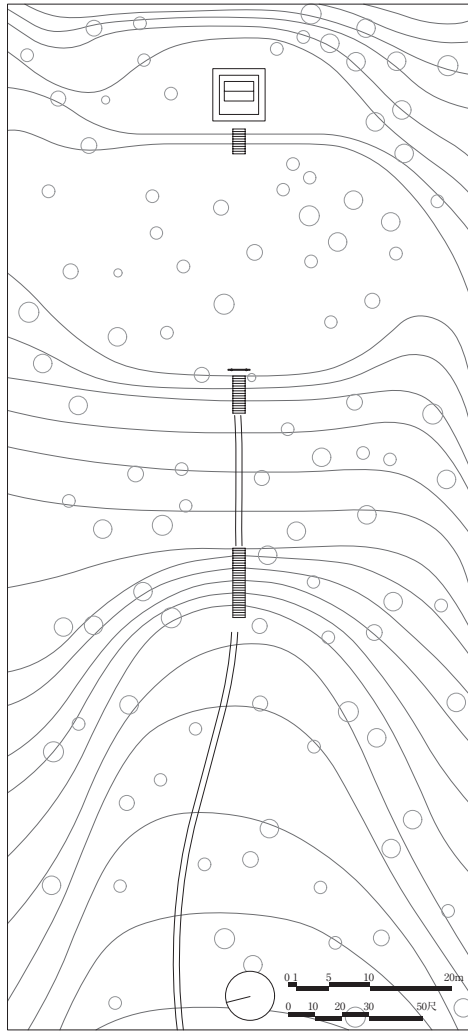
17-1 道谷面神祠付近地形図（『綾州』大正6年測図）



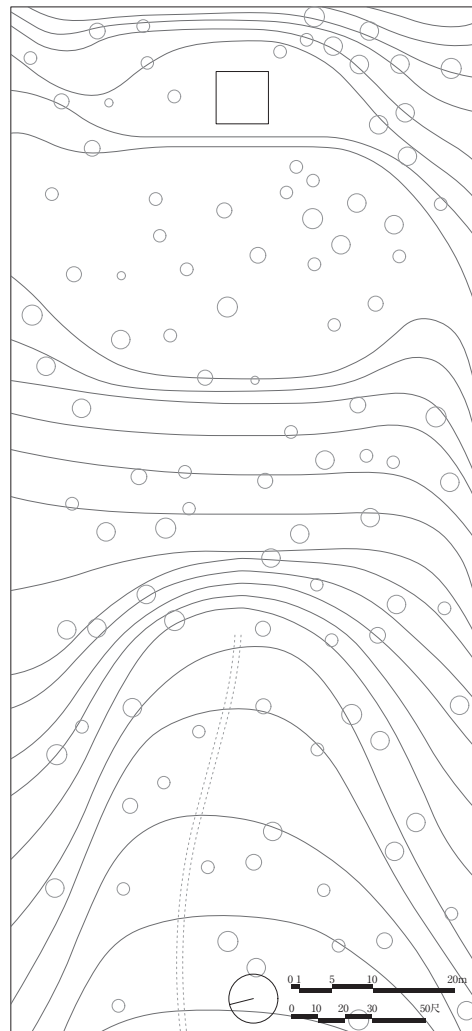
17-2 道谷面神祠付近地形図（『清豊』1975年測図）



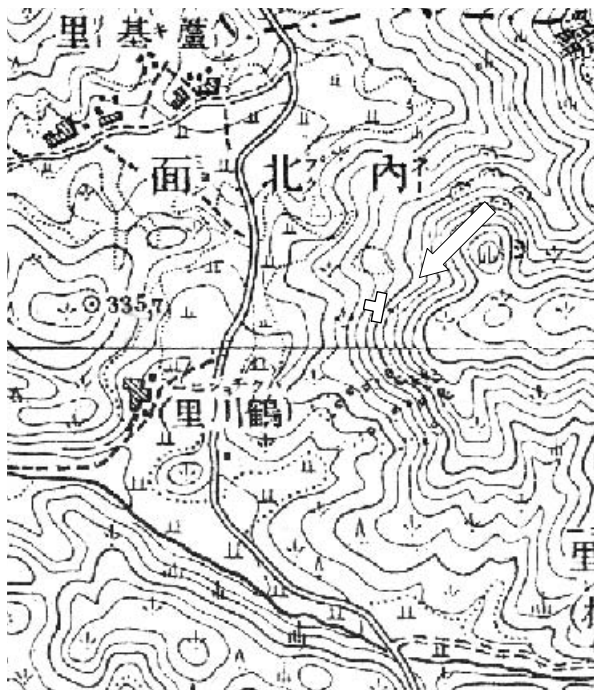
神祠名：18. 北面神祠	
神祠設立前の用途：山林（学校の山であった）	
戦前の住所：北面	
設立許可年代：1941年（昭和16年）3月24日	祭神：
崇敬者代表および出願者：朴倫杓ほか14名	創建動機：
創立・沿革：	
ア、	
イ、造成工事などは近くの村人全員がかり出され労働奉仕させられた。	
ウ、神殿は日本人の技術者が造った	
エ、	
位置（町の中心からの見え）：面事務所・学校の東方、0.8kmほどの山中に位置している。立地する場所は山深く見通すことは出来なかったであろう。	
社殿の向き：西向き	参道の向き（神殿にから見て）：西向き
社殿・構造形式：神殿・間口6尺、奥行3尺ほどの規模。正面柱間3間で、中央間のみ扉。中央間前方に木階を付ける。	
付属屋・付属施設：鳥居・短い階段・広場・長い階段	
神祠参拝等について：普通学校生は週1回程度先生引率のもとに集団参拝した。	
現在の住所：北面二川里2区鶴川村	
戦後の沿革：光復後、神祠は少しずつ、そのつど村人が壊していったので、いつの時点で完全に壊されたかは不明だが、9月までにはなくなっていた。	
現況：山は学校の所有なので、朝鮮戦争後は学校ぐるみで植林が行われた。それ以来、この山に足を踏み入れる人はほとんどいない。	
話者：①X氏 ②76才（1929年1月20日生）、敗戦時は16才 ③男性 ④和順郡北面、鶴天村	
文献資料：『朝鮮総督府官報 第4252号』	
調査日時：2005年8月12日	調査者：津田・中島・金・川村



18-1 北面神祠復原配置図



18-2 北面神祠現状配置図



18-1 北面神祠付近地形図 (『同福』大正6年測図)



18-2 北面神祠付近地形図 (『独山』1975年測図)



18-①公道からの引き込み道路入口。引き込み道路を10mほど入ったところから参道が始まっていた。写真中央左寄りの雑草の切れ目の中に旧参道がある。



18-②参道。この40～50年地元の人ほとんど入ることがない。



18-③広場とそれに至る階段があった斜面。左が広場、右が斜面。



18-④広場。学校によって杉が植林されている。右奥に神殿テラスがある。



18-⑤神殿テラス上の基壇。葛石が並ぶ。神殿から見て、写真の左の石列が右側面、右の石列が正面になる。



18-⑥神殿基礎。中央の3つの石を平行四辺形に取り囲むように基礎が見える（モノクロでは判別しがたいが）。黒っぽく見えるところが四隅。左下向きが正面。